

(表紙)

忠 良 公
貴 久 公
年 間 不 詳

附 録
舊 記 雜 録
卷 十

「日新公御譜中」

「在加世田衆仁禮右京」

やちの花めたつる人もなきにさかりなるよしをぎゝて
いゝ出ぬ色にしあらハ花のひも

むすほられてよ庭の款冬

御詠哥於愚味も殊勝におほえ候、とかく申さむこ

とハリたらず候か、いかにく

伴 樵

やまふきの花ハ色にも出ぬらん

めたてぬ庭の春のうらミを

又よきたよりをえ候まゝ、申上候、是又御意えたく

候、

やそちまてうけきつる身のめくミをも

たちへたてぬる老のなミかな

太郎三郎殿次之時御披露奉頼候

「在加世田衆仁禮右京」

返哥一段にてこそ候へ、又老の波ハわかのうらに立

かへりぬるしるし計ニ、

頼めたゝ八十嶋かけて老の波

たちへたつともおなしうなはら

日 新

「在加世田衆仁禮(右京)」

三月晝 伴樵

雨風の情ハ春に見えぬらん

とまれと今日をいはぬ計に

同

あかさりし心の花のすさひまで

今日やかきりの入相の春

日新

返哥

入あひのかねハ聞とも曉の

空をもたのめ春の名残に

これハなたよりはんせうニつかへし候
暮ぬめり春ハかきりのけふをたに

おもひいれぬもほとなかりけり

「在加世田衆仁禮(右京)」

日新

涙こそまつこほれけれミたらぬハ

うらやまれぬる人のをハりも

むかしハと誰にとハまし峯におふる

松さへもとのねさしならねハ

ありと見しきのふの夢のそのまゝに

けふのうつゝとおもはましかは

みちのくのしのふにかひもなき人の

ことの葉ことにをく露ハうし

たちかへり二たひやミテミつせ河

みきハもまさりなミもこえなむ

佛たにかきりハありし別そと

おもひとられぬ世の哀かな

「在潘敷衆平田大圓坊」

何草第九

日新

山さくらあらぬこすゑの雲もなし

かすミにかゝる月は曙

江を遠ミかへる鴈かね啼捨て

久秀

久朗

ひとりかもめの閑かなるかけ	貴久
袖さむく嵐吹立ゆふ暮に	年久
やとりやいつこ道のはるけき	季久
誰にかも旅の行ての言とへん	房信
つかるゝ駒をしハしやすめと	鉤江
枯 <small>く</small> のこる秋の草葉のむらゝに	友見
うつるほとなき野への露霜	綱宣
有明の月向後はかすかにて	能賢
いく寢覺にか夢ハたとりて	重和
つれもなき中とハしるもたのむらん	重秀
とけん心をまちてこそ見ぬ	喜庵
浅からず氷とちたる山の井に	親豊
たへてや住ししはのかりいほ	經久
世のうきをおもひとりつゝ出ぬらん	房信
さそひし友にをくれ行道	祐堯
雲かせに翹うかれてとふからす	盛房
すゑのもたてる松のさひしさ	宗道

723

花にとや袖の色ゝ打むれて	貴久
春にあへるやたのしみにせむ	年久
ましはりて霞をくめる老か身に	久秀
うれしきことの涙もろなり	房信
つゝまれぬおもひハよそに見えつへし	季久
しのひ行よは螢もそうき	友見
更はてゝ誰かにくるまの音ならん	鉤江
ともにや月もすめるふし竹	重和
いにしへの秋をこゝろの故宮に	綱宣
苔むす松のしつく露けし	能賢
たのむかた人もあらしの山のおく	喜庵
よゐるたけてハ何か友なる	房信
ミとり子のまなひの道をゆるすなよ	重秀
おもふをそむく中ハはかなし	親豊

「此書在伊作西福寺日新公御譜中」
 日新様以來御當家繁榮之事、付伊作道場事

抑梅窓様と申は、新納殿之息女、日新様御袋たり、其始
ハ、越山之御簾中候而、儲君始に日新様を生給ひ候、越
山と申ハ、伊作殿にて、只一城之御主たり、日新は其御
子にてましますハ、御成長之時にも、伊作一所之御主た
るへきを、爰に越山は若主人にて、御早世之儀にて、梅
窓ハ後家ニ御成、伊作之内城ニ日新ヲ嬰兒にて御格護な
され、御住宅候、然處ニ、田布施之一瓢様より、御縁辨
之儀ヲ被仰候て、數ケ度御使者候へ共、梅窓様無御承引
候處ニ、遮而御理之意趣、御使者候へハ、梅窓様之仰ニ、
さらは、某一身ニハさのミ由なく候、願ハ此嬰兒ヲ一瓢
様之被成御猶子候て、向後ニハ御世を被相讓候へ、其
一儀御意ニ任せんと御返事にて候、時ニ一瓢様御納得に
て、御祝儀御企之時、又梅窓様之仰ニ、一瓢之御奉行衆・
諸役人中之存分いか、無別儀、此嬰兒ヲ御主人とかし
つき可仰哉否、と被召問候時、上中下一統ニ無異儀、同
心堅固之僉儀にて、既誓文狀ヲ梅窓ハ御取なされて、田
布施へ御越候、如此御契約無相違一瓢之御遺跡ト而、阿

多・田布施・高橋此三ヶ所ヲ伊作ニ合テ、四ヶ所之主と
日新成給事、御袋梅窓之善功たり、此御報恩として、西
福寺ヲ建立なされ候、既ニ相州様本堂・客殿之葺萱ヲ御
自身運給ひしと申傳候也、又相州様御弓箭、伊作ヨリ始
まり候事ハ、勝久屋形ヨリ虎壽様ヲ御猶子ト被成候てヨ
リ、伊作ヲ勝久様之御隠居所とて、相州へ御乞なされて、
鹿兒嶋より伊作の往來常恒なる中ニ、御猶子之事相速變
改シテ、虎壽様鹿兒嶋ヲ捨て、田布施へ御還之時節事
起り候、是も強相州之御分別不遮候へ共、梅窓様之餘命
ましゝて、仰せらるゝハ、守護之御猶子たる事ハ、異
變シツ、世聞實儀ヲ失上ニ、伊作ヲ敵ニ任せ置事はいな
し、諸臣下衆いかゞと稱數被仰々、尤之御意趣とて、
御弓箭始まりしハ、于今御武運長強ニ御繁昌也、
高祖忠久以來六代（總）諱岳様迄は、道場方御菩提所たり、
此六代之内之何れより歟、新納殿本連枝たり、其御息
女、くしま一所ニ御持之内ニ御誕生候て、長給ひて、
伊作へ御越候ニ付、くしまの昌福寺ヲ例にて、伊作ニ

道場ヲ建、御菩提所と被成候と、承傳也、

724 「全御譜中」

「日新記ニ有之」

移居於加世田之後迎於陽春、則元三先詣于鷹屋八幡福壽
三社、加世田之侍臣無漏慮從者、神拜既終、下向之後、
見五箇所加世田・阿多・高群臣也、
橋・田布施・伊作

725 「全上」

年頭必有評議、第一佛寺神社再興之事、第二道路橋梁修
補之事、第三國家政道之事、佛神・道橋是則天地也、所
以敬上下神祇、而後暨人事、即天地人之三不飲其一者也、

726 「全上」

持佛堂者二階而又構上檀安置諸佛、近臣等曉天飾立花・
燈明・香爐・香合・闕加水於几上、備于佛前、宛如護摩
堂場、齊明盛服、以燒香奠水、性心不亂觀法觀念經咒誦誦、

就中法華持經所以不怠惰也、

727 「全上」

爲國家興隆長久、每一箇國爲法華六十六部可奉納之誓
願、乃使并尻神力房爲回國赴他州、漸々増同門、引一百
餘員同行、號薩摩神力度於六十餘州、聲譽喧於郡郷、經
於二十二年、奉納於四千三百五十六部妙經來矣、後日賞
其勳功、充行大明神日州諸縣郡
眞幸院之内一所者也、

728 「日新公御譜中」

「日新記ニ有之」

加世田入手裡之後、占定宅地、營作既成、則營新社於鬼
門方位、崇稻荷大明神、負戴本地尊容六體於王城來而遂
遷宮、寄附水田一町、使山法師香花之爲神職、日日勤行
敢不怠也、

729 「全上」

加世田來巢通道建立六地藏、上段彌陀三尊、下段六道能化、彫刻念佛於石柱車輪、且記二通之書、籠于彌陀地藏懷中、爲所以戰死之士卒陪臣、迄供養日、詠一首之和歌、押之曰、

一切のつみもきえなん弥陀地藏四十九の身の四十八く
ハ ン

尔來七月十六日朝天、勤行大施餓鬼於六地藏前、日新手自持戰亡帳、始終誦其姓名、奠盆水矣、是以稱之於戰亡施餓鬼也、

件六地藏建立以降、經數十年、故已崩倒矣、於是日新寺八世泰圓僧欲再興之作三疊石廟、上段空王殿威管已前今時

日烏兔兩照天子、中段釋迦如來、彌陀藥師觀音、是則觀念於日新菩薩及大中尊容、彫刻於法名、下段幽冥教主六體列行、鏤於菩薩詠歌、供養之日唱於國家安全衆生濟度願文曰、

諸佛安座拜點眼
本體無相何乘迹 各掛垢衣坐劫石

眸子常生日月光 大千世界影嚇々

情覷破過去久遠之事、諸佛住於大神通、現威神之力、能令一切衆生離一切苦一切病痛、能解一切生死之縛、破生死魔軍、諸惡悉摧滅火不能燒、水不能漂怨親普、接取安養極樂、是此大悲願力、豈有古今異乎、因之起石廟觀之諸佛及六道能化、住此塔廟、現其神力、于時擊鼓鉦、以華香恭敬供養歌頌佛德、尊重佛恩、思其可得功德、如上所說能令無量、一切衆生誘引四祥天上安宅、切冀四海清平 三國盛爽 現當怨讎皆成慈心
來生佛想彌有利益 畢竟如何見諸佛現成開闢 桃唇紅
李花白

730 「全御譜中」

「日新記ニ有之」

日新素思不違仁義禮智、故以孝弟忠信爲行之本、以積善累功爲己之任、是以欲作先考牌所、而相攸於阿多郡中、而堀巖石埋深谷、建立七堂、既終土木功、則後父相模守

732

〔全御譜中〕

是以降佛前神前行法、依所修三百四十八戒之沙門、盡蘊
 奧矣、

心の水を神しすまさは

下までもにこりへあらし淺からぬ

のほるみたけの神よあへれぬ

淺からぬ頼ミをかけていくたひも

成就、綴兩首詠、其意曰、

住于田布施之際、起于捨身之大願、詣金寶山、以期丑時
 且復不蹈草鞋跣足、每夜致御祓於拂川、一七日之祈願既

731

〔日新記〕

忠幸法師一瓢已亡矣、寫法號大年道登影於畫圖、以掛之
 於正面、而安置本尊千手觀音、因是山號千手、寺稱大年、
 既遂供養崇之敬焉、齊明盛服以祭祀焉、洋々乎如在其上、
 且復一族家臣詣拜者如在日盛々焉矣、

〔日新記有之〕

日新在田布施之際、有中間孫七者、與父四郎左衛門尉諍
 論之餘、將執杖打父、其事既露顯、則使人誅戮已土葬畢、
 日新腹曰、夫孝德之本也、教之所由生五常之本百行之源
 也、子曰、五刑之屬三千、而罪莫大於不孝、然則以誅戮
 何爲至當乎、即掘出模不孝二字於鐵印、押其額曬道路矣、
 又田布施城門之傍有長井彌五郎者、有時日新遊行之際、
 口論殊喧、使宮原六郎問其故、六郎反命曰、與母諍論、
 日新暫思惟而教六郎斬戮、而後所以行步也、是亦以不孝
 之難宥也、又高橋之士邊牟木庫藤兵衛尉、對嚴親有諍論
 聞之、則收公所帶水田一町、而永放家臣之列、雖有大赦
 敢不許焉、

733

〔全上日新記有之〕

有國家政事之暇、則見諸寺之善知識、受無常道之示、晝
 夜思之不忘漸參得其蘊奧、具佛之威儀細行矣、因茲號別
 稱於梅嶽常潤在家菩薩也、

734 「日新公御譜中」

「日新記ニ有之」

有梵創建之志、而相攸於加世田、以已崩高岸墳卑下、經之營之、終土木功、則稱常潤院、本尊請長谷寺觀音及彌陀・釋迦三尊於京師、來而安座之矣、當住不衰和尚唱一頌曰、

三佛異名同一體、中尊點眼共生光、現成常住不遷底、烏兔雙眸照十方、

735 「日新記ニ有之」

釋流數派之外、日域中古以降、有魔法之起帝都、而其流漸溢四方者、是以我之領土亦入其門、而亡父母、疎神祇、行非禮者多矣、實是天魔所行、亂國家之基也、人之有道也、猶木之有根水之有源、無其本而有其末者、未嘗之有也、然則蔑其本敬其末、惑世誣民、充塞仁義者、豈得有神靈之助乎、日新熟以爲、爲人君者、不可揚善人、不退惡黨、不如渠之黨徒盡斷根枯葉、而爲國泰民安子孫長久之計

焉、且復綴一首和歌、以伸其大抵云、

魔のしよいかてんけんおかみ法華しう

一向しうにすぎの小さしき

736 「日新記ニ有之」

有所令于諸士之法度曰、

額上勿荒蕪、口中勿不潔、牙齒勿不黑、座中起坐勿懈及勿履闕、公門出入可謹、勿好戲笑戲言、威儀勿亂若有不禮之族勿出仕、十八九已下若輩勿廣額拔鬢髮、有背之者則可止出仕、故屈居寺觀、而鬢髮未如元敢不許也、

737 「日新記ニ有之」

我之國家子弟恐無其業爲遊民、故發嚴令、以悉隨所好令學其業好文學者與孔孟書、好武勇事兵術者與韜略書、好管絃歌舞者與金石絲竹等、所以其業之要成也、又亂凡俗爲釋流、有欲至彼岸者、是亦與佛經禪衣、各依其方僉有瞻焉、且復人之奴僕亦有名一藝者、則償一身價於主人、爲

家人曰、受天之明命以抱美質、何使溘終身陷卑下乎、

738

「日新公御譜中」

「日新記ニ有之」

近臣若冠等定每日業曰、夙興一浴握髮之際、誦觀音經一卷、以爲其日所念、而後前日復所學之書、而學所未傳之書、以及書寫或兵術・射御或蹴鞠・相撲・水練勉之、勿不傳習者、是亦徒非爲其事專遊樂、各臨戰場所遁其死、得勝利之助也、若有怠慢之族、則以杖苔之殿也、由是無一人之有無能無知者、不亦可乎、

739

「日新記ニ有之」

我廣國家非恣振武威奪取人之地、有自暴自棄者而逼于我、則不得已而加退治、是所天之與我也、豈可不取乎、
近思錄云、循天理則不求利而無不利至哉言也、

740

「文明記ニ有之」

祖父河內守久逸者、十代 太守忠國主之三男、十一代

立久主之弟也、伊作氏七代孫犬安丸早世、而當家將向斷

絶、於茲蒙當家連續之命、續彼家居伊作、丁 立久主之代、

爲日州福島令去伊作、移居福島之際、與新納近江守一朝

之眞、漸爲矛盾之隔、依此事收公福島、使久逸迂薩府不

知行^者、既三年、而後如元賜伊作居住于此、迄于子孫者

也、

741

「日新公御譜中」

「正文在本田作左衛門宣親」

(本文書ハ二三八號文書ト同文ニツキ省略ス)

742

「御文庫ニ番箱中在日新公」
「正文在隈城上村勝吉」

態用一行候、雖無題目候、連々可申通候之處、無音相過

候、心外之至候、於心中者聊不存疎儀候、仍庄内之時宜

更ニ無盡期候、我々若輩之事候、毎々被加御思案、萬端

可預御指南事憑存候外、無他候、恐々謹言、

〔大永六年カ〕

九月廿一日

〔島津勝久カ〕
忠兼〔花押11〕

三郎左衛門尉殿
〔忠良〕

〔本文書ハ「舊記雜錄前編二」二〇四二號文書ト同文ナリ〕

743

〔御文庫二番箱中〕「日新公」卷御譜中ニ在リ

今度進藤左衛門大夫令上洛砌、懇報令披見候、仍緞子貳

端到來、尤喜悅之到候、猶期後音令省略候也、狀如件、

〔永祿八年カ〕

三月五日

〔瀧家〕
〔花押106〕

愚谷軒
〔忠良〕

愚谷軒

◎〔花押〕
〔判〕

〔本文書ハ「舊記雜錄前編二」三三五號文書ト同文ナリ〕

744 當山大講堂起立之事、任 勅宣之旨、三光坊令其企早、

就其奉加之儀、入魂候者、可爲欣悅候也、

六月二日

〔花押64〕
〔應胤親王御判〕

嶋津相模守殿

〔本文書ハ「舊記雜錄前編二」三三六號文書ト同文ナリ〕

745

〔御文庫二番箱中〕日新公「公六御譜中ニ在リ」

雖近年不申通候、用一輪候、北原久兼無二被仰談、御弓

箭爲勝利由、其聞候、大慶之至候、向後篇目之時者互可

申合事、本望候、餘者期後喜之時候、恐々謹言、

卯月七日

可水〔花押73〕

嶋津相模守殿
〔忠良〕

746

以前度々以書狀申候、定可相達候哉、返事不到來候、無

心元候、抑此一巻遂一覽候、執々面白絶言語候、寄妙々

々、仍與書乍斟酌書付候、外見其憚多事候、心事尙重而

可申述候也、狀如件、

〔天文十五年カ〕

正月七日

〔花押105〕
〔近衛權家公御判〕

嶋津相模入道殿
〔忠良〕

〔本文書ハ「舊記雜錄前編二」二五一〇號文書ト同文ナリ〕

747

「御文庫二番箱日新公一卷中」

雖未能申馴儀候、(兵庫助久正)春成下國之條難過好便、令啓上候、仍

若輩御教訓御詠拜見仕候處、餘金言就難打置、(權家)近衛殿

樣備上覽、御奧書申調候、則被成 御書候、委曲之趣兵

庫助可被申入候、何様不圖罷下、御禮可申述候、此等之

趣可然之様御披露所希候、恐と謹言、

正月十六日

宗養(花押185)

野村兵部少輔殿

狀上者、急度調候様、芳言肝要候、猶期後便候也、穴賢

二月廿九日 (花押185)「權家公御判」

嶋津相模入道殿

(忠良)

「本文書ハ「舊記雜錄前編」二二五二一號文書ト同文ナリ」

749

「御文庫二番箱日新公一卷中」

兼又當年中御新詠共承度(傳計)「尤」候、後音被誂下候者、

可爲本望候、

春成兵庫助下國之時節、乍聊尔捧愚札候之處、則貴報拜

見、寔數年遂大望、快然此一事、抑彼御新作之御詠、於

爰元各寫留、老后教訓無他事候、御家門様にも常と被仰

出所候、就御奧書之儀、爲御禮沈香三斤御進上、尤御祝

着之由候、將亦拙者ニ一斤拜受、過分之至候、心事春兵

まて令申候條、不能詳候、恐と謹言、

八月廿九日

宗養(花押185)「宗養法師也」

阿多但馬守殿

748

「御文庫二番箱日新公一卷中」

去年差下左大辨宰相候處、懇意由申候、祝着此事候、國

中無事之段、於家門本望候、將名造作之事、(亦カ)既貴久令領

半松齋

阿多但馬守殿

宗養

(本文書ハ「舊記雜錄前編」二二五三七號文書ト同文ナリ)

750

「春成氏系圖」

久正

兵庫助

我所由賴之宗主相模守忠良公、治國家、有閑暇、則嗜敷島道、由是以伊呂波四十七字、冠每首頭有四十七吟詠也、當時之花本禰宗養法師、忠良公俾久正爲使節帶件詠歌赴京都矣、既到于洛陽、獻詠歌於宗養、則每首書佳言於其側、以見昇于豫、且復賜書簡於久正、爲家珍、深藏櫝所以遺子孫也、

751

「伊集院氏支流飛松系圖抄」

久友

富松 長松 彌八 左京亮

日新尊君賜高書於野村兵部與久友、記左、

752

「正文在野村太郎左衛門」

當弓箭從最前一段被抽忠勤之事、神妙大慶之至候、至向後茂尙以可憑存事實也、聊互不可有犯心候、縱自然雖有讒臣、具可遂相談候、爰以貴久同篇候、若此義於違背者任天道所也、仍狀如件、

五月十三日

日新(花押138)

富松左京亮殿

野村兵部少輔殿

日新君欲陷加世田城、其三日已前進加世田、島津八郎左衛門尉實久之旗下有稱大山宮內少輔之勇士、與之刺違共死、又十二月廿九日陷加世田城之時、猿渡氏與加世田之市來氏刺違共死、兩士之墓在城門之左右、稱之富松猿渡墓也、法名久林道昌居士

「右加世田城攻玉フハ天文七年十二月二十九日ナリ、右ノ御書ハ其以

前ナルコト明ケンシ

〔本文書ハ「舊記雜錄前編」二二〇九〇號文書ト同文ナリ〕

753

〔御文庫三番箱日新公一巻中〕「日新公御譜中ニ在リ」

就今度伊地知備前守上洛、御音信御祝着之旨、以御書被仰候、向後弥京都之儀、御馳走可爲肝要之由、爲拙者相

意得可申旨候、猶期後音入存計候、恐惶謹言、

〔永祿中ナラン〕

九月廿三日

左衛門大夫長治〔花押103〕

謹上 嶋津相模入道殿

〔忠良〕

754

〔御文庫三番箱日新公一巻中〕

其後久闊筆候、尤細々可申之處、依遠路無音背本意候、仍修理大夫受領并又三郎官途之事、公武之儀申調下候、
珍重候、委曲猶進藤左衛門大夫可申候也、狀如件、

三月十三日

〔近衛禰家〕
〔花押104〕

日新齋

〔忠良〕

〔本文書ハ「舊記雜錄後編」二二八〇號文書ト同文ナリ〕

755

〔御文庫三番箱寶鑑中〕

其後遙久闊筆候、遺恨候、細々可及短札之處、依遠路打過候、口惜候、仍連々申候儀、別而馳走頼入計、猶進藤筑後守可申候也、狀如件、

二月十九日

〔花押105〕
〔近衛禰家公〕

嶋津三郎左衛門尉殿

〔貴久公〕

〔本文書ハ「舊記雜錄前編」二二四〇七號文書ト同文ナリ〕

756

〔御文庫三番箱寶鑑中〕

久不申通候、疎遠之至候、日野町上洛以來無音、如何無心元思給候、其後切々可申心底候處、兎角無沙汰遺恨候、尙期來信候也、狀如件、

九月三日

〔花押106〕
〔近衛禰家公也〕

嶋津殿

〔本文書ハ「舊記雜錄前編」二二五四九號文書ト同文ナリ〕

757

〔御文庫三番箱寶鑑中〕

將亦道遙院哥書、榮雅詩哥、只今不尋得候之間、以

後便可進候、かやうニ申候へ共、道遙院・榮雅短尺ま

つ進候、

久不能音問、御床敷思給候處、芳札本望候、御分國亂劇

之由驚入候、雖然屬無事之條、珍重候、殊内ニ令申候儀、

無等閑之間、一段祝着候、來春急度御馳走可爲喜悅候、

抑世上之風波不靜之條、在京難叶候、併頼芳助計候、兼

又唐木机・同硯箱、近比之見事驚目、秘藏無極候、仍雖

比與候、一帖進之候、猶ニ申含使僧候之間、令省略候也、

狀如件、

十一月廿八日 (判) (花押) 「近衛尚通公」

嶋津修理大夫殿 (勝久)

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」二六九六號文書ト同文ナリ)

758 「御文庫三番箱寶鑑中」

古市長門守下向之砌、委曲令申候、定可相達候、仍小河

越前守上洛、不寄思對面候、祝着候、將又雖左道之至

候、扇子三本進之候、尙期後音、令省略候也、狀如件、

(天文廿一年カ) 九月朔日 (判) (花押) 「近衛權家公御判也」

嶋津修理大夫殿 (貴久)

759 少兒上洛事、以法流敬信之儀、可屬當門之由、懇情之至

感悅候、猶任尙可申候也、

九月二日 (花押64) 「應胤親王御判」

嶋津修理大夫殿 (貴久)

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」二六八八號文書ト同文ナリ)

760 「御文庫三番箱寶鑑中」

就醫道之儀、意溫齋令下國候、爰元存知之者候條、染筆

候、自然之砌者可被加芳言事、可悅入候也、狀如件、

三月十五日 (判) (花押) 「權家公御判」

嶋津陸奥守殿 (貴久)

嶋津陸奥守殿 (花押)

〔本文書ハ「舊記雜錄後編」三二二號文書ト同文ナリ〕

761

〔御文庫三番箱中〕

〔口切ル、歎〕

一北郷殿・新納殿御間爲和〔身平之〕調儀、去六日到末吉、
豐州御越、于今逗留候、無爲難成候由風説候、如何候
哉と存計候、

一伊東衆酒頃越山之由風聞候、世間何と可成得候哉、

一新納殿此方不相替申承候、此前申良・救仁郷堺目雜説

候キ、乍去無動轉候之處、案中靜候、満足候、

一其界通路輒候者、以使節可申入之條、令省略候、恐惶

謹言、

菊月廿五日

〔肝付〕
兼興〔花押〕

〔島津忠良〕
相模守殿

人々御中

〔此書日新公御譜中ニアリ、判ナシ〕

〔本文書ハ「舊記雜錄前編」二二〇四三號文書ト同文ナリ〕

762

〔日新公御譜中〕

〔正文在伊作天徳寺日新御自筆〕

嘉辰令月無歡極、萬歲千秋樂未央、

三千とせになるてふ桃のことしより

花さく春に成にける哉

763

〔日新公御譜中〕

〔寫有之〕

□用村之内

浮免

一高七拾五石三斗四升四合五夕

外六石ハ大中様御寄進

日新寺領

大浦村之内

長田之門

一高九拾八石五斗六升

常潤院領

以上

763-2
〔公御譜中〕

其後寄附大浦村柴內門・津貫村川牀門也、

764
〔日新公御譜中〕

〔日新記ニ有之〕

彫刻於法華經一部、其板既成、則摺一千部授與諸宗、且復招請一百餘口僧侶於營中、配分一百餘部・卷軸於每口一部眞讀既終、則各惠其經卷矣、彫刻之板寄附常潤院者也、

765
〔日新記ニ有之〕

信敬釋尊參得佛法、左視右視一念法界萬法一心住矣、由是上自貴族下至庶人教誨曰、百年榮華風前之塵、迷于風塵妄執、纏七情羈六欲、忘多生、曠劫之受苦、夫一念發心死後燈也、覓得心燈性火、慕佛法參禪道一念之間、至

766
〔日新記有之〕

于本覺寂光城都、示曠劫多生之得樂、故善男善女所以入于成佛直道之願、宛如渴者飲湯水飢者飯蔬食、是以天津日新女體垢穢之身、而參于祥山和尚三關透得、稱山居庵主、文質日新非成佛之法器、參于俊安和尚、號庵主、是皆依日新之教訓、所以來世之得值遇也、

767
〔日新記ニ有之〕

又曰、人皆不除胸中魔賊、而不明本覺之理、縛煩惱之ヤツナ緼、若不知所絕此緼之有智專利劍者、以念佛力、宜至佛果菩提、不別士農工商老輩嬰兒、貫千遍年珠於腕、念佛三昧、勿頃刻之有間斷、是則在喜見城、不饑不寒歡樂之基也、
日新有設奇教、彫刻阿彌陀佛尊像、鑿八萬四千毛竅於其全體、又鑿八萬四千毫穴於地水火風空之五輪、摺此二相於白紙、封內男女無一人之漏焉、各界一副、曰唱一萬遍之念佛、塞一穴八萬四千毫穴、勿一穴之不塞者、令領土

人民以公事勤之、是亦凡夫迷于五塵七情、未知二世安樂之難得、辟如行遠必自近登高必自卑乎、故以之示焉、

768 「日新公御譜中」

日新存生之間、行事悉記左方、其次序雖不正、而不能漏脫也、後視者有考其前後、是幸也、

769 「日新記二有之」

故父越山超公・故養父大年登公・故母堂梅窻妙芳大姉爲頓證菩提、高野山根來寺入於日牌月牌、且各寄進金欄袈裟二依矣、其裏書曰、島津相模入道日新齋寄進也、

770 「日新記二有之」

薩州加世田今泉寺建立六坊及佛堂、而請巡禮觀音大士千手三十三體於京師、爲點眼安座供養、且復寄金欄之幡二十五流於今和泉寺也、

771 「日新記有之」

加世田五社有小壞、則加修理、爲國家興隆專祭祀矣、

772 「日新記二有之」

同所益山八幡莊嚴社頭裝飾神飾、飾神輿、而神威嚴重、不可勝言、且四時數度祭祀之料各寄進田園曰、號元三祭祀園於元三田、二月朔日於二月田、三月三日於三月田、五月端午於五月田、六月夏越於夏越田、十一月朔日於霜月田、八月彼岸有大般若轉讀、九月廿五日大祭禮、神人隨分寄與領地、令無不足也、四時祭祀御供所以獻四十八膳也、

773 「日新記二有之」

同所宗廟鷹屋大明神寄進宮原十二町於神領、畏敬奉承四時十二ヶ月共有祭祠也、

774 「日新記二有之」

同所野間大權現、每年正月廿日有大祭禮、營新社於加世田庭前國君之宅地也、請之祭焉之際奇妙多矣、終日音樂非言之可伸、日新所以白銀之祈進幣帛也、

775 「日新記有之」

坊津一乘院改佛具、寄進金欄幡廿五流、及塔頭悉以再興、且復兩津之佛寺神社創建再興、敢無忘矣、

776 「日新記有之」

田布施諏方大明神及神社佛寺、悉加修補無所漏矣、就中金峯山三社再興美麗不可勝言、祈進白銀之幣二流也、

777 「日新記有之」

阿多之五社亦修補敢不怠、敬信異于他矣、

778 「日新記有之」

麿島福昌寺釋尊八相畫像加修復、表絹以金欄、且復寄進

十六羅漢畫圖十六幅矣、同塔頭造立於花舜軒、安置本尊無量壽如來、而寄水田三町、同所創建如來堂、本尊安置彌陀三尊矣、

779 「日新記有之」

同所諏方大明神再興於社頭改易於神物、且寄進黃金之幣一流、此外神社佛閣莫不加修補矣、

780 「日新記有之」

蒲生八幡宮兼爲再興之祈願、蒲生入手裏、則起工既終土木功、則選吉日良辰、遂遷宮、于時拜進白銀幣帛一流焉、

781 「日新記有之」

伊集院佛閣神社寺觀悉爲修造、隨其分寄附田園也、

782 「日新記有之」

伊作諸神社再興之中、八幡宮美麗非筆舌之所演說、其上

飾神輿以金銀、隨五社之大小、寄附田園也、

783 「日新記ニ有之」

日新所領之州郡、三年一差巡檢使、糾明堂社寺觀敗立、即行賞罰、若有無緣地、則寄附田地有贍之矣、

784 「日新記ニ有之」

創建梵宇於伊集院、而稱梅岳寺、彫刻於日新之影安置之、
寄附捨田五町矣、「證嚴」本マ、日新參於曹洞大事了、而嗣法於三枝和尚、故使三枝和尚當寺之爲住持、此法窟亦菩薩之爲正脈、

785 「日新記ニ有之」

加世田保泉寺欲改客殿、日新自入山田山、使數十杵人代榎楠木、十有六日此間假構草廬、故一族家臣悉到于此、
盛々焉也、日新齋逝去之後、貴久主與大臣等義、而所以改保泉寺、稱日新寺也

786 「日新記ニ有之」

阿多與加世田對敵之際、臨萬瀨川鎮守之渡、既有箭軍敵勢強而競進、故退屯於阿多地、乘勢彌進來、於是我軍盡筋力防戰、移數刻得勝利、強敵斬獲於數十人、時肥後掃部左衛門（原平）宮人・井尻四郎左衛門遂戰死矣、不忘渠等之忠節、造立六地藏於死地、爲冥途之燈、所以不愛身命不怠忠功之爲報謝也、

787 「日新記ニ有之」

一族家臣所以戰死者、自死期至後々不減惻怛之情、每朝燒香奠水、爲後世安樂頓證菩提、撫育子孫、以昇領地矣、感其仁愛恩賜也、群衆宛如父母、愛我不亦悅乎、

788 「日新記ニ有之」

每年七月盆中、先祖禮奠如在日式、威儀細行崇敬如在其上、次諸臣戰死精靈亦異於平常、且復每年兩夜或爲千燈、或爲萬燈、自犬馬場四方至來巢通道、無間隙列掛于左右、而況於保泉寺常潤院乎、貴賤見之者亦不知幾千萬也、

789 「日新記有之」

寫過去帳三幅、上檀圖畫阿彌陀三體、下檀戰亡士卒及陪臣奴僕悉記名字、置之於魔島福昌寺、令弔頓證菩提、加之寄水田三町、亦來每朝行事時々供養綿々不止者也、

790 「日新記有之」

加世田保泉寺書戰亡帳、加水田三町寄附之、以使之日々酌盆水、每七月盆中爲供養施餓鬼、更無斷絕焉、

791 「日新記有之」

田布施常珠寺亦造立塔頭、寄於水田二町號戰亡領、時々法事無懈怠矣、

792 「日新記有之」

每年招領地僧侶於私宅、令行佛法使曹洞爲法門說禪眞言爲論議法談、試學得淺深、隨分畀寺地、增其位各有贍之矣、

793 「日新記有之」

於領土海岸、有爲風波破卻乘船沈愁淚者、未知何國人、而不忍聞其愁情、乃新造立於唐船與之、惠糧料勸歸帆矣、翌年從琉球國使船至矣、持一封之書、來開緘誦焉曰、

794

新春之吉慶千祥萬端環々々、抑去年初夏之比、分國太平嶋之百姓、依難防逆浪、其津於片浦破船候、御造作罷成候、殊以被下渡船安着舊里、恐悅不些之旨、御懇切不及是非候、仍使節差建善寺、令致渡海候、表微禮雖爲不腆之方物、

一三十兩 黃金 一三十斤 眞南蠻香

一三十端 綿織物 一三十斤 紅絲

一二十斤 白絲 一二十斤 五色

一五十端 白布 此外蜜砂糖綠醋種々萬方進上之、

委細月泉長老可被達臺聽者也、萬緒多幸、恐惶不備、

進呈 嶋津日新齋 臺閣下

795 「日新記ニ有之」

不計南蠻大船不得風波之遁急難、寄小湊海濱來、既破損
賜舌之人有三百餘員、所以積來之貨物不知幾千萬、以舊
規之不可違得之、敢非奪以取焉、使民庶牛馬夜以日次運
來、而區々爲山、而後僧俗親疎遠近士卒無一人之所漏、
施與之矣、先寄附神社佛寺、以沈香法衣、其餘隨分以或
錦繡紅絲或木綿白布或團扇々々子・藥種等、不亦快乎、

798 「日新記ニ有之」

薄稅歛、所以使之免飢寒之情、不可頃刻不存懷不仁而惑
世誣民、則上諸侯大夫不保社稷宗廟、下士庶人不保四體、
豈可不敬乎、

796 「日新記ニ有之」

加世田犬馬場并松悉凋衰枯槁、怪之以使諸宗祈滅災害生
祥福、于時日新曰、吾聞誦千手陀羅尼、押其札、則枯木
生青葉矣、請宜爲之、由是半押其札、而後凋葉已零落、
再生青葉、其緣漸繁茂、不亦奇乎、

799 「日新記有之」

舉義兵所以向之敵城莫不入于手裏、當此之時、敵慈之遂
戰死者、聞其訃音、則拭雙淚濡襟袖曰、夫佛說云、一切
衆生、皆是吾子、我非背佛說好死亡、不得已而用兵革也、
埋死骸於一坑、築大塚於其上、請諸僧修大施餓鬼、日新
亦到于其場、碎肝膽奠盆水、爲周遍法界圓備供養也、

797 「日新記有之」

諸士等有厚年貢行殘虐者、則收公所帶放于島嶼、教戒既
甚矣、且曰、夫人仰崇敬於三寶、俯愛惠於人民、省刑罰

大乘妙典十三部書寫之、以阿多郡・入來・田原十三所築
經墳納此經、爲供養請于濟家・洞家・眞言・天臺之諸
宗、令讀誦于法華一部、又加世田與川邊之疆大當原、亦
奉納於妙經十三部、置於土塔十三基、供養功助同上、以
戰亡士卒、各所以仰冀頓悟成佛也、

800 「日新記有之」

博奕之戒甚以不輕、於其本人者非沙汰之限、寄宿之主人餘黨等分罪之淺深、或斬罪或流罪、又有士之與馬者、則沒收所帶、若無所帶、則處遠流者也、夫博奕者賺人虜掠財貨、惡逆無道莫不爲焉、爲人見虜掠而無一錢之可異者、則爲憎蹶之企所以失身體之基也、不可深加教戒厚不禁之、衆人亦宜鑑矣、

801 「日新記有之」

領土僧侶禁無故而還俗、吾情以爲、難受具於佛體、難得學於佛心、背父母命、爲淫慾所蔽、還俗者速可去他邦、頃刻亦不許有父母之國、雖然嫡子戰死早世、而無可連續其家之子、則達予之聞、而後宜許之、何措實子闕家之血脈乎、

802 「日新記有之」

年々請諸寺貴僧高僧、眞讀法華千部大般若、法華萬部會

亦有之、萬部開卷之日、詠於 觀波久遠猶如今日之意、

遠き世の妙なる法の花香をも

けふまた驚の深山邊の花

803 「日新記有之」

催紫藤之花見、招呼緇素、爲一日之安慰、各賦詩歌、予

亦綴三十一文字矣、

ちらぬ色を松にくらへよ藤の花

みとりはるけき今日の明暮

804 「日新記有之」

有明月之詠

年ごとに月は見しかとみちく／＼て

こよひのかけにます影そなき

すゑよしの名におふ月もみるばかり

千里をかけて君しすめれは

805 「日新記ニ有之」

神祇和歌

神かきやいふことの葉もしらま弓

よるひるとなき家のかことに

806 「日新記ニ有之」

遊常潤院之日、俄然白雪積山埋谷、其景欲比無物、吟遣

愛寺鐘歌枕聽、高爐峯雪捲簾看之古詩、詠其意曰、

音に聞野山の雪の明ほのも

かゝるときにやすたれまきけん

808 「日新記ニ有之」

聞酒宴樂舞、則一枝曇秀居士先于我已早世、追悼之淚依

之催焉、是以詠子期去後白牙絕絃之意、

たハふれを聞につけてもをく絶し

ことの葉ことに露けかりけり

809 「日新公御譜中」

「御自筆正在指宿助左衛門」

詠白毛十首之和歌

日新

發らねとそら道心ももやしとて

鏡におふるしらかおそみる

墨染の衣きすともひけ白毛

心をかけてそりおとせかし

めにかゝる白毛ハそれと脇のた「本マ、」

かくれ所はおふらすもあれ

死へきハたゝ今なりとつけのくし

807 「日新記ニ有之」

遊于伊作本坊、而當初兒童之際、朝暮所見籬中菊花、今

也七十有餘而再見之、綴一首曰、

おとろふる身そはつかしきくれなぬの

はなはむかしの色ときくにも

さして白毛の身をおもへかし

若かりし心のまゝにしらかおひ

おとろゑ行におとろきもせて

白毛おひて慰ミぬると大方に

あまの見るめもはつかしき哉

にくけれどこらへて居るヲしらすして

白毛頭の若衆ましハリ

耳も目も白毛のことくかわれるヲ

何とてかくハおふる成らん

よるとしもうち顯るゝ老の浪

雪ヲ「本マ、」あらそふ髪「本マ、」のしらかに

分別のいたるをしらのゆへなりと

しらてや人のおひヲ「本マ、」いとわむ

活計もはてしある世と慰ミの

うちにもしらの老人ハしれ

法樂之詠冠於大悲權現七首和歌

たゝたのめうき世なれハや神慮

かたしけなくも塵にましりし

いのれるを直なる道はさそなあらむ

まよへる世をも神はまもれは

光りをは世にやハラけてをろかなる

こゝろのやミをてらすとをしれ

こゝこそハ極樂なれと御熊野の

神のひかりもあひに會つゝ

村雲にやとりてこそハ月の名の

きよくものほる此神も神

けにさそとたうとくおもへ世の爲に

たちくたりける神の御心

むかしたととをくハあらし千早振

神ハけふこそ御幸なりけれ

佛法參得之詠

もとくひをうちおとされて落もせず

きられさりけりきる人もなし

この心にかたちなけれははからひよ

つもらはつもれ塵もほこりも

うたかひへはれたる空にそことなく

雲のおこれは雨のふるなり

すまさんとおもふ心へにこりけり

よ「ハイ」にたゝありの水の蓮葉

てらすへきくまのなけれ八月も日も

たゝ白妙の雪のあけほの

ここふよりよろほひ出てみし夢の

旅のまくら「はい」にはやさめにけり

尋こしそのいにしへの音つれば

聞ゆともなくかもなかりけり

髪をそり袈裟かけたるを知事は

しらぬをいまはしるとこそしれ

812

月しろは梅の内にもしるければ

かゝるときにや紙もさきけん

おのかしゝそのまゝのいろくゞに

柳も花もさきもからずも

さとれるとおもひしこそハをろかなれ

けんもひけんも我ひとりかは

三界の外までつゝむけさころも

うちのすみには一物もなし

きえぬれとつるに消せぬ縁の火は

大慈大悲のひかりなりけり

「日新記ニ有之」

六字和歌

なからへもおもへハ嬉しいきす玉の

おハりたゝしき法にあふ世は

むねんにも念佛こそハまさりけれ

生ハ無生にこゆるわうしやう

あくこうの山とつもりし雪の上に

あたる日影やみたの名かう

御名にこもる萬の佛神かせの

拂ハ、あくまちりも残らし

たれとてもなげかさらめや後の世を

よくの心と色にかへなは

佛菩薩ときをく法の數なれと

世に越たるハ四十八くわん

813 「日新記ニ有之」

於松島舟遊之時

立かへりまたや來て見むまつしまに

うちおとろかすおひのしら波

「日新公御譜中」

「日新記ニ有之」

中山國王渡貢船以上表曰春頭之慶賀、珍重曼福、

815

鼻國(マタ)之都督御封内干戈偃息千秋萬歲、多幸々々、然間

調飾文船爲使節、差天界寺長老、並世名城主良仲令渡

海攄祝釐於廳府、固尊府雖爲徵少之方物、

一五十兩黃金 一五十斤眞南蠻香此外蜜砂糖

一五十端五色絲〔本ノマ、〕 一五十端白布

進呈之、委細月泉長老可被達 臺聽者也、萬緒多幸恐

惶不備

琉球國中山王

進呈 嶋津日新齋

臺閣下

右之進物定行列之次序、來格之路程殆十町、緩然步行

衆聲和順管弦、驚貴賤之耳目矣、其後件之貢物、充佛

閣神社橋梁之修補者也、

816 「日新公御譜中」

「日新記有之」

每年大明南蠻渡船或入貢或破船貨物納之、則昇鰥寡孤獨

無告、將向餓孳與回國行者貧人也、

817 「御文庫三番箱中」「日新公御譜中ニ在リ」

今春之御慶重疊申籠候之早、易心萬幸、抑去年以來南方無爲無事之由承及候、肝要存候、實久・澁谷之間和融、千臺邊モ靜候之由、其聞得候、目出候、仍此堺弓矢覺悟之外得勝利所之落去候、其謂委細金吾江申入候、定而可被達候哉、其方御進退承度候、慶事、恐々謹言、

二月廿一日

忠朝〔判〕[◎](花押)

謹上

相模入道殿

御宿所

818 「日新公御譜中ニ正文有之トアリ」

葛袴沓事、雖有子細事候、御懇望上者、以別儀免申候、可有着用候也、恐々謹言、

八月廿日

頼孝[◎](飛鳥井)

嶋津相模入道殿

819 「御文庫三番箱中」

綉花五色之趣令披見候、如御意未馴申處ニ預音問候、殊

武器之兩種芳物誠以齊太易清濁者也、仍雖輕薄候、北絹

十端・素糸十斤進獻仕候、只表御禮而已、以此旨披露、恐々謹言、

八月朔

嶋津相模守殿

返報

琉球國世主



〔本文書ハ「舊記雜錄前編」二二〇三八號文書・二〇五七號文書ト同文ナリ〕

820 「御文庫廿二番箱一卷中」

〔本文書ハ八〇九號文書ト同文ニツキ省略ス〕

821 「御文庫廿二番箱一卷中」

「御書案文」

就細子之儀、徳永次郎三郎指遣之候、如先例可得叮嚀之事、可爲祝着候、仍太刀一腰進之候、聊表嘉例計候、恐々謹言、

五月三日

貴久〔判〕[◎](花押)

種子嶋殿

〔本文書ハ「舊記雜錄前編」二二四九八號文書ト同文ナリ〕

822 「御文庫廿二番箱一卷中」

國家御相續之儀、千秋萬歲候、早ニ可啓候之處、依當國
亂劇令遲滯候、非本意候、自今以後者如代ニ何様可申承
候、御同前所仰候、仍太刀一腰國宗金覆輪・嶋織物五端赤地大綿子
進之候、聊表嘉祥計候、將又貴國醫者之事承及候、此方
當時醫骨之人無之候、下向之儀預下知度候、猶年寄共可
申候、恐ニ謹言、

「山口へ之御書案文」

823 「左衛門督歳久譜中」

天文年間嚴親貴久主賜黃金於歳久、用自筆貴簡、記左方
矣、

824 わざと捻をもちひ候、有あひ由候まゝ、きん一まいしん
し候、御用ニ立申候ハ、満足たるへく候、恐ニかしく、

六月廿七日 貴久
又六郎殿

825 「左衛門督歳久譜中」

追而正八（七）滿領之事、民部左衛門尉かくこハ及申さず
候、かの神領ハ七八反のやうに承候、尙ニ尋あるへ
く候、

御狀之趣得其心候、仍所領之任可有候哉、不及申候、打
まかせて見つくのひ候ハ、義久校量有さうに存候、我
等か分別候了、おこほりへゆたん被成候ハぬやうにと申
て候、談合あるへぎ之由、返事承候、帖佐・山田ハ清水
くりかへに成さうに聞え候、萬吉、恐ニかしく、

二月十一日 貴久
左衛門尉殿 御返事

826 「左衛門督歳久譜中」

尙ニ御得心にて候ハ、其より仰付候て給へく候、

新春之御慶、重々仍前よりそと如申候、弥七左衛門尉一篇やとい申度候、ひかしさま召仕たる者にて候まゝ、召仕候て以後ハ、其方之義次第可進候、たゞし當時用ニ立事共か候にて、承候てさし並可申候、萬吉、恐々謹言、

正月廿九日

貴久

左衛門大夫殿

追而明後日者早朝御越候様頼入存候、

827

「御文庫四拾八番箱中」

其堺かハる事なき之由、目出度候、仕役者よく御し
らへ專一に候、うらないともさせ申候、春之せつ勝利可
有と申候、庄内へ人被遣候歟、この比はかの堺も指義ハ
候ハしと存候、御圖ハ談合候てうちつめ候、御申可有
候、栗野へ御越之□□し聞にて、おひの衆よろこひと申
候、さゝか尾一定かまへ申候、今之分にてハいたミ候ハ
ぬと聞得候、日取之事將監被申候つらん、萬吉、恐々謹
言、

霜月廿二日

貴久（花押）
〔御判〕

修理大夫

（宛所々）
人々御中

貴久

828

「御文庫四拾八番箱中」

從 公方様若大鷹就御所望、御書之旨謹拜披仕及意、令
馳走、大一進上之仕候、別而一被仰付候之條、雖憚多候、
到私繫置候、大一爪白奉致進上之候、此旨宜預御披露候、
誠恐誠惶敬白、

八月

陸奥守貴久（花押）
〔御判〕

進上 進藤左衛門大夫殿

829

「御文庫三番箱中」

對當家多年之懇志、其聞候、太以感心候、就中北原境之
入魂、祝着此事候、弥以頼母數候、猶期後喜候、恐々謹
言、

(永祿六年九)

霜月一日

貴久(花押)

勝軍坊

修理大夫

勝軍坊

貴久

830 「御文庫三番箱中」

講堂造畢之由、尤可然覺候、於此時者急御下向之儀、待入存之外無他候、爰元爲躰、強而申事者非無其斟酌候、併故郷之以御舊好、與風思立給候之者、分國眉目不可過之候、猶伊集院大和守可申候條、關筆候、恐々謹言、

(永祿三年九)

六月朔日

貴久(花押) ◎ (御判)

(九華玉萬) 學校侍衣禪師

831 「御文庫三番箱中」

御在國之刻、此境之干戈一入火急之條、無沙汰罷過候事、于今口惜候、隨而古今集切紙七通被差下候、忝頂戴仕、

偏以御故實多年之本望此時成就、尤祝着候、此等之御禮

可然之様御取合所希候、仍乍輕微□六斤、紅糸一斤進之候、聊表志計候、恐惶謹言、

八月五日

陸奥守貴久(花押) ◎ (御判)

(秀卷) 不斷光院

閣下

(本文書ハ「舊記雜錄後編」三〇〇號文書ト同文ナリ)

832 (本文書ハ八三五號文書ト同文ニシキ省略ス)

833 「正文在鹿屋衆三浦勘左衛門」

「口切ル、」

◎ (ナシ) 「口切ル、」ハ打留候、か様之邪偽成者を召仕候てハ、國家之

禍亂うたかいあるましく候、

寸善尺魔にて候へハ、我上をも能々御用心肝要候、當

家にハ國魔とて、本々より有様ニ古き者共申置候、そ

れも内魔よりこそ生候覽、只理法ニ任身而、爲候人に

ハをかすへき外魔もあらしとこそ存候へ、

一時義を仰つめられ候事も、國之③ため爲家之ため、又ハせて自身のために③も成やうの事ならハ、一理も候歟、此度之子細ハ、いつれにもはつれ候、一旦惡を成ても、方便之とくと成事も候、又善もかくのことし、一御得菓分もいかゝ候哉、もし無のけんや墮候覽、趙抄之無と計返答候も、無非無ニ、ところを示されたるとこそ見えて候ヘ、

一三ヶ國悉々靡旌旗ニ候事、當家之高運御一身之名譽、京・鎌倉迄も無其隱候處ニ引替て、惡名を天下之人口ニ落シ候する事、歎てもかなしミても餘有子細ニ候歟、滿氣などの御覺悟も專ニ存候、大平記ニ、六本杉之天狗之やくたく此時と存合候、當福天なにきちししやとやらんにて御座候得、御一人ニ諸僧萬民を召思かへ、殊ニ我不義惡名を御おほへなく候、ケ様之申事、九牛之一毛にても候ハね共、御承引も不存候、又ハ諸人之物わらひすいさつ仕候、然共申留にて候間、如此に候、恐々謹言、

〔年間不考〕
二月廿日
日新〔花押138〕

貴久參人々御中

834 今度就虎壽丸登山候、種々入魂被加御尊意候之通承及

候、誠過分之儀大慶不可過之候、何様自身以參上、恐等可申述候③之哉、萬端期來喜之時候之條、閣筆候③可御尊意候、佳事、
恐惶謹言、

三郎左衛門尉
忠良〔花押138〕

臘月五日

進上 一乘院
御同宿中

〔上包〕

進上
一乘院御同宿中

忠良
三郎左衛門尉

〔此書御譜中ニアリ、御判ナシ〕
〔本文書ハ、舊記雜錄前編二、二〇四四號文書ト同文ナリ〕

835 〔正文有之〕義久公御譜中ニ永祿二年歎トアリ、考ヘシ

①(ナン)雖未申通候、以書次令啓候、抑就由緒之儀、連【勝久公】

へ令申候キ、可然様被申談、合力候者可爲本意候、仍

雖左道之至候、扇三本進之②、猶筑後守可申候之間、

令省略候也、

【天永年間之】
【近衛尚通公】

八月廿八日

(花押出)

鳴津(忠良)三郎左衛門尉殿

(本文書へ「舊記雜錄前編」二二七〇九號文書ト同文ナリ)

836

猶と珍物五斤賞翫無他候、何様可申入候、

御音問祝着此事候、就御瘡病之義從是可申入候之處、當

時者如何様御平愈候哉與存延候キ、未甲斐と敷之由示給

候、無勿躰存候、抛何條をも御養生肝要候、少も御快氣

之節者御越、御雜談所希候、何様從是可申入候、萬端、

恐と謹言、

菊月廿五日

日新(花押138)

(喜入忠俊)

式部太輔殿

御返報

相模入道

「上包」
式部大輔殿

御返報

日新

「此御書喜入氏式部大輔忠俊譜中正文在當家ト有リ」

837 兼續今日此方へ來着候、御快氣候者、涯分御會尺可憑存

候處ニ、無其分候、口惜候、抛諸事遮而御養生專一候、

何様明隙候而可申入候、次ニ當時一段之節辛螺海老之籠

四賞翫仕候、萬端、恐と謹言、

十月十二日

日新(花押138)

式部太輔殿

御返報

相模入道

「上包」
式部大輔殿

御返報

日新

「此御書喜入式部大輔忠俊譜中正文在當家トアリ」

838

「就唐之船着岸之儀、先日者預御懇調之儀候、喜悅不少
候、其刻御禮可申入候之處、兎角延と候、心外之至候、

仍雖不珍物ニ候、水母卷令進入候、萬期後音之時候、

恐と謹言、

八月十日

日新(花押138)

攝州御宿所
「忠俊也」

相模入道

攝州

御宿所

日新

「此御書喜入氏忠俊譜中ニ在リ」

839 先日於伊集院へ約束申候、川野へ千句之時宜、來七日よ

り興行可申候、月五日之比御越候ハ、六日より談合可

申候、將又發句之事此度出來候ハ、可示預候、心事期

再會之時候、恐と謹言、

十二月四日

日新(花押138)

相模守

攝津介殿
「上書」

御宿所
「忠俊也」

日新齋

「此御書喜入氏忠俊譜中ニ在リ」

840 誠歲暮之御慶萬祥雖申舊候、尙以重疊不可際限候、幸甚

と、抑爲如此之祝言賀札目出度候、何様明春候、最前自
他満足兼而可申加候、慶事、恐と謹言、

十二月廿五日

日新(花押138)

桃山安藝守殿

御返報

841 追而岩切(信期)可樂急と其方へ參上申へく候、又浦との船

之事、早と廻させ申へく候、

御書細と令披見候、仍陳取相定候之由、千勝萬歲候、

殊◎(關子)正宮御くし目出候之通、一段大慶に候、我と其方迄

可參之由、得其心候、何さま以二三日可存立候、各之合

戰之とうほねを能とすへ候へて候、下知に隨ハさ

らん者を堅御成敗之義、定肝要候、萬吉、恐と謹言、

五月廿三日

日新◎(花押)
「御判」

愚谷軒

又三郎殿

御返報

日新

842 就實名下[◎]字改替、使者賀札其外種と慶喜不少候、仍從

是茂太刀一腰・青銅二百疋令表祝儀候、恐と謹言、

霜月十六日

日新[◎](花押)

又三郎殿

御返報

愚谷軒

又三郎殿

御返報

日新

「此御書四拾八番箱御卷物中ニ在之」

843 「日新公御譜中」「正文在上原長次郎」

「就此度之弓箭、一段被抽忠勲候、永と不可有忘却之儀

候、自然和讒凶害之子細候共、以面談可互開候、此條

々

諸軍神モ御證覽、偽有間敷候、心事謹言、

霜月廿日

日新御判

上原長門守殿

844 「日新公御譜中」「正文在本田作左衛門宣親」

「就無言之儀、懇書祝着此事候、連と伊集院大和守被仰

談候哉、專一候、珍物之羚羊是又賞翫無他候事候、恐

と謹言、

四月廿三日

日新(花押)

本田殿

御報

「上包」

本田殿

御報

日新

「裏ニ有之」

入道

845 「正文在垂水邸」

尚と以安父子無餘義あつかい、たのもしくこそ候

へ、加治木、ミそへ敵にて候つる時さへ、弓矢ハ被

取候、まして能としめ候へて、やふれ候する事へ、

「喜入氏忠俊譜中」

いかゞにもしふやのものとも、しにきれ候ほとに、
其上にとうを、此方ハすへ候へてハとこそ申て候
へ、若衆などにも談合きかせられ候へかし、おんミ
つの條こそ候へと申事に候、

正興寺へ誂申候句出來、被持せ候、祝着候、禮可然様ニ
頼入候、仍加治木堺亂、さらに此方へ遠州もて承候、返
事無明破ニいする事ハいかゞと、いつもの申事に候、一
ミち御校量肝要候、先方ミへ如此之子細被仰渡候て可然
之由、令申候、其後も以大年寺、敵方へも賀治木之事す
て有間敷通、度々被仕賦候、彼是御座候て可然之由、か
こしまへ申候、恐々謹言、

七月四日

日新(花押)
(御書判)

▽
右馬頭殿
「忠將」
返事

愚谷軒
▽
日新
△

「正文在當家」

昨日卅朝、市來衆(到)申木野現形候、五ヶ所御同前候間、
御満足察存候、於爰其堺之御立柄者如何候哉、委細預示
度候、此等之趣進入使僧候間、闍筆候、萬期來喜之時候、
恐々謹言、

六月一日

日新(花押)
(御判)

「喜入忠著」
攝津守殿
御宿所

相模入道

「上包」
謹上

攝津守殿

日新

御返報
(本文書ハ「舊記雜錄前編」二二四九號文書ト同文ナリ)

「正文在文庫」

被成下 義御字、忝以 上意被相定實名候之事、誠面目
之至候、仍祝儀預賀書候、千秋萬歲候、殊更太刀一腰・
馬一疋目出候、自是亦太刀一腰・馬一疋進之候、聊祝儀
計候、賀事、恐々謹言、

三月十三日

修理大夫貴久(花押17)

謹上 又三郎殿(義久)

(本文書ハ「舊記雜錄前編」二二七〇七號文書ト同文ナリ)

848

「正文在文庫」

貴札之旨致披露候、仍御進物共如目錄請取申候、御喜悅之由、被成御書候、將又、御官途之儀、被仰調候、目出度存候、隨而御烏帽子大口裏打并御扇・匂袋等被進之候、爲拙者得其意、可令申旨候、恐惶謹言、

六月廿八日

左衛門尉長治(花押17)

謹上 嶋津修理大夫殿(義久)

(本文書ハ「舊記雜錄後編」二二九八號文書ト同文ナリ)

849

「正文在文庫」「貴久公御譜中ニアリ」

今度琉球渡海勘合之儀令申候處、御同心之旨、本望此事候、仍太刀一腰左・馬一疋送給候、爲悅之至候、殊使者

在國中種々御懇切之由、御入魂之故候、必期渡船之刻候、

猶永興寺可有御演說候、恐々謹言、

七月廿三日

左衛門督義景(花押3)

謹上 嶋津修理大夫殿

850

「正文在文庫」「貴久公御譜中」「永祿二年歟ト朱カキ有リ」

追而令申候、些少至□線織物九端令進覽候、表儀計候、

就好使用一書候、仍當年者唐案士來臨必定候之間、乍恐申入候、自然從貴邦商船共罷下候ハ、先年如申上候、任先例武器腰刀等、從那霸請取收置候而、出船刻可渡進候、是等趣堅固諸船ニ被仰付候ハ、可爲祝着候、萬一無御印判船者、申合候様用申間敷候、就其無理子細共候ハ、可致其成敗候、可有御心得候、於此方難成事等者、以一通可申入候、於向後仰恩下外無他候、恐惶謹言、

三月初三日

河上將監様(久期)

那霸 主部中

「朱印也」

伊集院掃部助殿 (忠告)

村田越前守殿 (鑑定)

御老中

〔本文書ハ「舊記雜録後編一」二二六號文書ト同文ナリ〕

851 〔正文在文庫〕「貴久公御譜ニ永祿三年ト朱書アリ」

大隅國桑原郡正八幡宮三所大菩薩神躰九躰被造立候、備
觀覽候處、神妙思食候、繪旨如此候、殊檀那貴久馳走之
段、被聞召候、懇志大功之由、内ニ被仰下之狀、如件、

九月十一日

(花押258)

智定坊

御房

〔本文書ハ「舊記雜録後編一」二五一號文書ト同文ナリ〕

852 〔義久公御譜中〕

〔正文在文庫〕

追而此狀之趣、加世田へ申上られ候て可然候、

態筆を染候、仍三郎太郎殿よりの使者のいしゆ、入來院
より申され候儀、たいもくにて候おもむきハ、しふやの

くつれ程有ましく候、入來院か家をのこして給候へ、頼

存候と申され候、しかれ者河内をあげさせへく候、しゆ

つとうにさたまり候ハ、東郷・祢答院・菱刈までハ馬

のさきに立、さうさ有間敷由、入來院被申候と聞得候、

又彼使者申候、東郷・祢答院よりは此方へ出頭之事、相

良方をたのまれ候奉公として、入來院をしつめ候するに

て候、就其ニ、相良方より使者近日くたりのよし候、い

か、校量可有候やと存候、天道にまかする弓箭にて候

間、かやうの事も出合へく候か、北原方ハさし出度被存

候間、めしいたすへき調法仕候、蒲生ハさしのけ候て、

太刀のつかにこそ相定め候へ、就中肝付殿◎、また逗留候

て、奉公心かけられ候、條々爲御心得令申候、萬吉、恐

と謹言、

〔永祿ノ初敷〕

五月朔日

貴久(花押127)

〔上書〕

又三郎殿

貴久

「正文在垂水邸」

尙と先日之合戦、弓にて御はたらきのよし、一たん
以可然候く、

先日^(マ)佐佐五ヶ瀬川合戦之勝利、ひたすら其ミはたらきに
候、然ハ北原より返事候事、

今度之合戦ゆへと存候、此きハさしよせ、使僧なども被
遣候て、てうはうなされ候ハ、可目出候、

是非以きたはらハ召出し度存候、恐と謹言、

八月七日 貴久^(花押)_(御書判)

▽[⊗]
右馬頭殿^(忠將) Δ

▽[⊗]
貴久 Δ

854 「正文在垂水邸」

八月廿九日、其方人衆於か治木辛勞之よしきこえ候、御
禮使者以申入候、仍此方はたらき延引、口惜候、尾州よ
り無事之いけん度と承候、大もく今月までハ神りよ然と

なく候、乍去か治木堺きふく成候上ハ、神りよをハこい

候てとこそ存候へ、延と候間、無御心元候らん、心底之
ゆたんにあらず候、恐と謹言、

九月一日 貴久^(花押)_(御判)

▽[⊗]
右馬頭殿 Δ
▽[⊗]
貴久 Δ

855 「歳暮之御慶重疊雖事舊候、猶更不可有盡期候、珍重

と、抑就此等之祝儀、任先例用慶書候、年内者如此、

明春者必と自他之満足倍可申承候、恐と謹言、

十二月十五日 修理大夫貴久花押

謹上 北郷左衛門尉殿

▽[○]
「上包」
謹上 北郷左衛門尉殿 修理大夫貴久 Δ

856 「在曾木廣徳寺」

「上洛已來無音心外(ハナシ)覺候、就學文ニ粉骨之儀、令推量候、早々御下向待入存計候、仍雖些少候、麝臍二進之候、恐々謹言、

五月廿七日

貴久御判

廣徳寺六拾三世住持
天理禪師

(本文書ハ「舊記雜録後編」二二六號文書ト同文ナリ)

857 『末吉木原某藏』

詠十五首和歌

伯圍

行路霞

長閑かなる比にとおもひ立日よりかすみにあかし暮す旅かな

餘寒雪

をしなへてみなあら玉の春なからしハしも残るミねのしら雪

山家梅

ぬしハとて事とひきなは山さとのかきほの梅といかゝ

□へむ

浦春月

我こゝろつくしはつともいかゝせむ難波の春の月のあけくれ

歸雁遙

いえかすみ隔てゆけともかりかねにわかれぬものはこゝろ成けり

「是より末ナシ、十五首とアレハ、末二十首爲有之筈也、可惜く、次目より切て無之よし也」

858

尚々如此之意見併藝州私之儀迄候、我等より非内儀等候、よくく可令内談子細候之間、自今遙々之儀たるへき覺悟に候、爲御存知候、

先日大隅渡海、寒中長々越無申計候、其後疎遠非本意候、仍其砌粗内談候、福昌寺進退之事、此比藝州以越之儀、妙谷寺へ爲私之義意見候、其趣者福昌寺及荒廢候之事、過半者先年就和尚御住之砌、爲始妙谷門中違亂之故候、

不入是非者、檀方之非御爲候之事、言語道斷候、然者福昌興隆之基者、龍さま之御間窺候て、甚深會合候ハ、何様龍さま御再住之儀、可事成候歟、さ様ニ候ハ、其續之事者、誰人にも檀那之可有御前社候へ、此茂無御承引者、妙之御事他國可然候、如此被居候條、檀方之扱成咎見得候與、再三諫被申候哉、妙谷寺御返答之儀、藝州意見納得候、さ候ハ、龍さま妙谷寺之儀、可有純熟候、就其定而御歸寺可事成候歟、其時者自然福昌寺後代之沙汰候て龍より守等可被待之由候する歟、於其儀者、曾而領掌有間敷候、其謂者既怨岳和尚及末期可被渡守之由候つれ共、天祐和尚御法渡者、義理相背、外聞不可然候由、堅辭退候歟、于今其覺悟同前にて候、龍御住之處、聊以不可有障之儀候、後代之儀自然龍さま御弟子などハ不可有信用候、次之事者、只平更檀那之御一言ニ社有へく候へと、無覆藏聞得候、先以指向之申事者如此妙之處、就分別者、畢竟者門衆之結構迄たるへき由、我等より藝州へ返事候、其方御得心共如何候哉、哀龍さま之御奥旨分

明ニ聞得分、御即今之趣不被相殘、一途被仰出候様、御調法所仰候、萬事可被添御心之事、憑存之外無他候、隨而歳暮之御慶重ニ雖事舊候、猶無窮限明春者、早ニ自他之満足可申合候、就中佳例之千句發句起相副進之候、諸事期來喜候條、先聞筆候、恐ニ謹言、

十二月廿四日

貴久(花押127)

「御アテナシ」

「喜入氏譜中末紙如左」

十二月廿四日

貴久御判

「上包」

謹上 攝津守殿

御返報

藤原貴久

三郎左衛門尉

「○龍和尚、按福昌寺十六世喜冠和尚ノ諱、龍慶ト云、俗姓樺山氏、

弘治二年丁巳ヨリ住持ニテ、永祿二年退院シテ華舜軒ニ隱居トアリ、此人ならん、

○藝州、樺山安藝守善久入道玄佐也」

859 「尚々此方珍物之^(珍)鈴羊預荒卷候、祝着候、

如承候、從此方も依無題目、無沙汰罷過候處、預御音
信候、畏入候、厥方無何事候哉、可然候、此方無吳儀
候、萬端期後音之時候、恐々謹言、

潤六月十五日

貴久御判

本田紀伊守殿 (重親) 御報

「天文八年ニ入、重復ニナレリ」

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」二三六四號文書ト同文ナリ)

860 「今年者度々御越候、祝着之至、仍三郎四郎殿此度こそ

細々參會申候、可然御見え候、大慶此事候、偽ハ申間
敷候、つゝミハ一向覺不申候、中にもはしらかしおか
しく候、就中此方にて貴所之名立候よし、御物語候、
名之立候へいまた頼母敷事たるへくとわらひ申候、御
歸宅之後ハ存やりたる計候、恐々かしく、

「月日闕」

「上カキ」
攝州 貴久

「此御書喜入氏忠俊譜中ニ在リ、正文在當家トアリ」

861 「誠年甫之御慶賀、重疊雖申事舊候、猶更不可有盡期

候、多幸々、

抑如此候、御祝言遮而承候、大悅候、何様追而御慶倍
々可申加候、仍五明二本預候、畏入存候、從是モ進獻
候、祝儀計候、賀書、恐々謹言、

二月廿八日

藤原貴久(花押)

謹上 攝津介殿

御返報

「此御書喜入氏忠俊譜中ニ在リ」

862 尚々預御狀候、畏悅之至候、殊着送給候、則賞翫申
候、

不存寄御芳問、畏入存候、如仰前月者參會種々申承候、
其已後者此方祭禮取亂候て、連哥なども興行不申候、
來月者必致參會、積念可令謝候、萬端、恐々謹言、

文月十九日

貴久(花押127)

攝津介殿

御返報

三郎さ衛門尉

〔上包〕
攝津介殿

御返報

貴久

〔此御書喜入氏忠俊譜中ニ在リ、正文在當家トアリ〕

863

其後何條御事候哉、朝暮御床敷申候、先日以參會卅六句仕候、廳而守全江つかへし候、頃付墨候て被遣候、

先と拙者はつれ申候、口惜候、其外はつれ候人衆あまた候處ニ、其方てんかす御多候、勿論なから了簡なく

こそ申候へ、仍村田方〔經感〕今月廿壹日より千句企可被申

候、御越候様ニとしぎりニ被存候、御越可畏入候、急

度御越待爲申へく候、懷紙御披見之ためニ、書狀ニ相

そへ進入申候事候、恐と謹言、

三月十四日

貴久(花押127)

貴久(花押127)

864

三郎さ衛門

攝津守殿

御宿所

貴久

〔此御書喜入氏忠俊譜中ニ在リ、正文在當家トアリ〕

尙と御歸以後者何等事共候之哉、此方之事長逗留候

之間、心底之分可有御察候、

〔先日者長と御滞留、細と申承候、本悦此事候、其後徒

躰こそ候へ、毎と御床敷存計候、於于今者、舞をおほ

え候て、其慰のミ候、將又、龍雲寺いまた其方御逗留

候之哉、是又別紙雖可申入候、可預御心得候、又弥も

し事、いまほとハ腹中損候て、福昌寺御奉公さへ申得

候ハぬ躰とこそ聞得て候へ、恐と謹言、

三月三日

貴久(花押127)

攝津介殿

〔忠俊〕

貴久

〔此御書喜入忠俊譜中ニ在リ〕

「喜入氏攝津介忠俊譜中」

「正文在當家」

向々此方之事、菖蒲之比者加世田へ可存立覺悟に社候へ、

先日伊地知より來候市來野之粟毛之事、此間以秘藏雖立置候、今度藝州凡物語之趣者、從其御望間敷被思通候之間、只今引せ進之候、爲父馬被差置候者、可爲祝着候、將又、此程堺目細と敵相働候、雖然於申木野敵十人計討取て社候へ、事と期來信候之條、閣筆候、恐と謹言、

五月二日

貴久(花押)

「上書」

攝津介殿

貴久

(本文書ハ「舊記雜錄前編」二二四八號文書ト同文ナリ)

「喜入氏攝津介忠俊譜中」

「正文在鎌田盛右衛門」

「喜入氏忠俊譜中」

「正文在當家」

猶御捻畏入存候、子細可申候へ共、ちと虫氣に候間、

重而申へく候、

明日喜入へ思召立候よし、可然候、仍御①方身上事、先日承候間、我等も申候キ、于今其分かへらす候、就中泉より僧②之可參候由心得申候、又鹿兒嶋へ廿日比存可立候、此度は御越有間敷之由、細と得心申候、恐と謹言、

今程何事御座候哉、此方者意進められ候て、唄をこそ申候へ、前日之御傳言細とけ賜候、畏入存候、又かさかけはをこしらへ申候、哀と頃、ふと御越候へかし、參會申度存計候、恐と謹言、

八月十一日

貴久(花押)
「御判」

「上書」

攝州

參宿所

貴久

「右裏有」

三郎左衛門尉

三郎左衛門尉

「上カキ」

龍雲寺

御貴報

貴久

(本文書ハ「舊記雜錄前編」二二六五六號文書ト同文ナリ)

868

「喜入氏忠俊譜中」

「正文在當家」

此度就出張之儀、同心御馳走之由、最御頼母敷覺候、然
處色々奇瑞共多候之條、今度動之事存留候、既中途邊及
被打出候哉、勞煩之儀不及申候、恐々謹言、

六月廿三日

貴久御判

攝津介殿

「上包」
攝津介殿

貴久

(本文書ハ「舊記雜錄前編」二二六二號文書ト同文ナリ)

869

(本文書ハ八二五號文書ト同文ニツキ省略ス)

870

「貴久公御譜中」

「正文有之」

(本文書ハ六四三號文書ト同文ニツキ省略ス)

871

「貴久公御譜中」

「寫有之」

雖未申通候令啓上候、抑先年備中州蓮嶋三宅和泉守 公
方様以御下知、琉球國へ就可罷下到其表下國候、不慮生
涯候、然間薩摩三ヶ國御芳以御張行被仰付候條、彼等一
類共、對薩州御芳含遺恨候、蓮嶋事、我等申付、在所候
之條、同心之覺悟候、然處、同名三郎兵衛其表下向之處、
御芳[◎]到^至彼仁、被仰聞之段、琉球國爲武略、三宅和泉守
被爲生涯者、御存加候通令承知候、於無御等閑者、琉求
國江一警固申付度所存候、以無別義、筋目被御同心候者、
可爲祝着候、於無左様者、津浦之儀被借下候者、可爲恐
悅候、依御報、重疊可得貴意候、猶巨細同名三郎兵衛可
申入候、恐々謹言、

十一月五日

通詮

今岡民部大輔

徳永軍人佐殿

安來殿參御宿所

(本文書ハ「舊記雜錄前編」二二二二八號文書ト同文ナリ)

872

「貴久公御譜中」

「正文在鹿屋兼三浦勘左衛門」

(本文書ハ八三三號文書ト同文ニツキ省略ス)

873

「貴久公御譜中」

「正文在伊作兼吉水源兵衛」

御治世之趣承及候、千秋萬歲此御事候、尤御祝儀早々可
令申候之處、海路依遠方乍存延引候、非疎略候、幾日御
同前可畏入候、仍轡一口明珠進覽候、誠表御慶計候、可
得御意候、恐惶謹言、

三月廿日

三郎兵衛尉家門(花押)

謹上 嶋津殿
進覽御宿所

874

「貴久公御譜中」

「正文在蒲生新十郎」

(本文書ハ五二二號文書ト同文ニツキ省略ス)

875

「貴久公御譜中」

「正文在築瀬六右衛門」

(本文書ハ八二九號文書ト同文ニツキ省略ス)

876

「全御譜中」

「御自筆歟、在木脇民部左衛門」

春花

この春やいとよいとまのなかるらし
おほ宮人の花もかさゝす
貴久

義久公 年間不詳

附 錄 舊 記 雜 錄 卷 十 一

877

〔舊御番所御文書二番箱中〕
〔國統新龜鑑中〕

兩度使者祝着候、然者薩摩、大隅、諸縣之儀、此間被相抱候分相違有間敷候、少將事、其跡被相讓事候間、不可有別儀候、兵庫頭儀者、龍伯ニ無等閑候間、異儀有間敷候、日本國大小神祇別而八幡大菩薩、毛頭不可有表裏者

也、

卯月十一日

龍伯

内大臣御在判

〔本文書ハ「舊記雜錄後編三」一六一五號文書ト同文ナリ〕

878

〔義久公御譜中〕「慶長元年九月比ニアリ」

伊勢弥二郎、小世千兵衛尉、當時いとま得候而罷居候よし、承付候、此者、馬なと乗、又ふせいひと仕候間、廐へ召置度之由、下向之節、大坂より本田六右衛門尉を以、弥二郎へ相理候へと、申置候キ、然者、大山肥前所より、此中右之旨かけひき仕候へ共、不罷成候由、今度申上候、既此もの、當所土藏ぬりに參候處、弥二郎不致合點之由、腹立ニ付ぬりさし罷歸、それよりつるに不參之由申候、我等者いとま明候由、聞付候故、申たる事ニ候、ケ様ニ候時者、大坂より申上せ候儀、不入事ニ候、こゝよりハ申捨候へと、六右衛門尉へ可被仰聞候、則此一紙御ミせ有へく候、

「義久公御譜年號不知中」

「正文有喜入休右衛門」

大王様之御懷紙、かミの長サハ壹尺四寸也、

御家門様なとえハ壹尺三寸程也、法印様なとハ壹尺二寸

たるへき由、飛鳥井殿御誕にて候、

「正文有之」

陪 天神社寶前詠

十首和歌

夏日待 聖廟社寶前

詠十首和歌

「此一首本ニノセタリ重複トハナレリ」修理大夫義久

立春

春たつと野への雪まにかよひなは

ねも打とけよそののうくひす

「正文在田布施二宮傳兵衛」

龍伯

詠松下納涼

和歌

法印龍伯

やまかせのをときく庭のまつかけハ

なつをほかなるすまゐなりけり

「正文有之」

詠月夜聽松風

和歌

法印龍伯

すみのほる月をよすかにひく琴の

音にもまかはぬ庭の松風

「正文有之」

陪 天神社寶前詠

十首和歌

夏日待 聖廟社寶前

詠十首和歌

「此一首本ニノセタリ重複トハナレリ」修理大夫義久

立春

春たつと野への雪まにかよひなは

ねも打とけよそののうくひす

「正文在田布施二宮傳兵衛」

龍伯

寄神祇祝

ワか君のゆくゑは千年萬代と

いのることろや住吉の神

御當坐也

「正文有之」

龍伯

「朱ニテ片書ニ當坐イ」
名所神祇

そのかみの世も遠からてにしの海の

浪にそむかふ住吉の濱

社頭祝言

家くゝの行衣をみせて櫛葉の

さかへそまさる神の御前に

「正文有之」

こよひその月のむかしを思ひ出て

露のをきそふ袖のうへかな

龍伯

「古御文書三番箱中」

陪 天神 社寶前詠

(以下同文ニツキ省略ス)

「義久公御譜中」

「正文在眞幸吉田天神社内」

陪天神社寶前詠十首和歌

立春

修理大夫義久

初春のけふは千里のほかまでも

みななひくへきあさかすみかな

華

やとの春をよそになしつゝみよしのゝ

花にいくかの目をくりけむ

郭公

半天の月はいるともさとなれて

かへさわすれよやまほとゝきす

萩

來る秋をしらまほしさにとひよれば

萩のした葉そそよとこたふる

月

かけすめる月には夜はのなかきをも

おほへすなかめあかしつるかな

雪

草も木もふりしく雪の明ほのは

けふりやまとのしるへなるらむ

待戀

高砂の屋上ならねとこぬ人を

まつこゝろこそひさしかりけれ

逢戀

つれなきをおもひくゝてすぎこしも

あふこよひこそうらみわするれ

山松

足引のやまとなるより色かへぬ

松のかしこきたねやまくらむ

神祇

まもるてふ八十民人のすへの世も

わきて祈るへ神そしるらん

〔全御譜中年號不知中〕

〔正文在國分衆小原平右衛門〕

色かへぬ松のみとりもかくろひて

そらに波たつ藤の花哉

龍伯

〔義久公御譜中〕〔在天正十八年中〕

〔在御文書方〕

され歌當座

花くはねにかへるとも我宿に

残りてひとりにはへしら菊

〔在御文書方〕

〔玉津明神法樂〕

言の葉をよせ來る波も玉津嶋に

いのりかけてや立かへるらむ

〔在御文書方〕

返し

言の葉はあたに聞ともこゝろたに

まことのあらはたのめゆくすゑ

〔在御文書方〕

〔當座〕

むねに焼けふりは千里へたつとも

雲の上にやたちのほらまし

「在御文書方」

「當座」

忘るなとかた見にいひし言の葉の

いつはりならぬ世中もかな

「在御文書方」

住吉法樂に

立かへるうら波さむし雪の松

「義久公御譜中」「在天正十八年中」

「在御文書方」

追膳のうたなり

九つの品のうへなるむらさきの

雲こそやとり南無阿弥陀佛

「全御譜中」「在慶長二年中」

「此本在御文書方」

雪の日ある人よみてつかはされける

あさからぬなさけならずや雪にけさ

老たる人とはれぬる宿

「右同」
返し

龍伯

あさからぬなさけの多いに白雪の

さむさの神のわすれはてけり

883

「義久公御譜中」「慶長三年中ニあり」

「正文有之」

江戸の内、大臣私宅に入御之時詩歌あり、

韻の字辰也よち

春ちかき天つ御空はふく風も

やしまの波もしつかなる辰

「正文有之」

ある人酒宴なかはに一首を詠せしにひかれて

玉の緒のなかきゆくゑはつりたるゝ

身さへかしこき世にあひぬらん

なかしとも何うらミけん玉の緒の

いともかしこき代にあふものを

884

「義久公御譜中」「慶長四年中にあり」

「御文書方有之」

正八幡らちの馬場の松に虫付、かれさうに見え候時、法
樂連歌に南無八幡大菩薩と句の上に置いて、百韻し侍りし
時

夏やなを玉松か枝の深みとり

「御文書方有之」

當座立春

朝日かけにほへる山の雪まこそ

立來るはるの道しるへなれ

885

「義久公御譜中」「在慶長四年中」

「御文書方有之」

住吉法樂に

月前松風

四方のあらし一木の松におさまりて

そらくもらぬ月をみるかな

又

空の月玉しく庭にかけ落て

ころもすめる夜半の松風

寄神祝

君か代を猶よろつ代と守れとや

くにつみかみにいのりかけけむ

道といふ字を題にして歌を詠すと夢想ありて、詠之

道

萬代に猶よろつ代をかさねても

つきせぬ道や大和ことは

「此本在御文書方」

稻荷法樂に詠之

朝花

おく露に出るひかりのうつろへは

玉のかやく花とこそ見れ

盛花

「此本在御文書方」

咲みてる花のさかりは山かせも

音せてはるの空のしつけき

五月郭公

同
五月雨のもり來るかやか軒端をも

へたてぬこゑややよほとときす

初秋風

同
夕はらへしつくかへりてうたゝねの

ほともあらぬに秋風そふく

海邊月

同
よせかへる波にたゝよふ月かけハ

はれくもりたるそらとみゆらむ

時雨

同
いつくよりいつれのみねに時雨して

なかれのすゑの水まさるらん

不及戀

同
するかなるふしの高根にたつ雲の

うへに見そめし人の戀しき「ホママ」

恥身戀

同
身のほとを涙なからにかへり見る

こゝろに袖はくちやはてなん

山鹿鳥 是ハ高野の佛法さうの心を
持て詠す

同
おのつからさひしき山の庵しめて

うきよに聞ぬ鳥の音も哉

社頭祈君

同
敷嶋の道のかしこき我か君の

千とせや神にかけて祈らむ

886 「義久公御譜中」「在慶長六年ノ末」

「此本在御文書方」

兵庫入道夢想のつけ有ての會にをもし頭にして詠之

於文字
大かたの雪にはあらずつもるこそ

とよ年さそふしるしなりけれ

又る文字
るりのつほくすりの袋ならへては

老せぬ門そおもいやらるゝ

887

「義久公御譜中」「在慶長七年中」

「此本在御文書方」

當座
初多時雨冬きぬとあらしもしふく山のはに時雨をわけて日影ほのめく

冬きぬとしくるゝ空は秋に似て

残るもみちに日影さすなり

「全御譜中」「在慶長八年五月」

「此本在御文書方」

五月の比、藤はかまの花さきしに、人々歌よみ侍しとき

當座

咲初て夏よりにほふ藤はかま

秋のさかりそおもひやらるゝ

888

「義久公御譜中」「在慶長八年中」

「此本在御文書方」

かのやより所望に

秋もよし冬をやさかり宿の菊

右同
少將殿よりユキニ観ノ字、第三ニ佛ノ字タルベシ、天一

観佛と書て信し可有之との夢想あり、十一月朔夜歟、

天神之名號、如此書候てとくやうに聞及候、

天津雲ひとつにかゝる雲かな

「此本在御文書方」

二之宮大明神の御夢想ありとて、有人歌を所望いたし候

間詠之

庭の面軒はをかけてをく霜や

みやまおろしにさへまさるらん

889

「義久公御譜中」「在慶長九年中」

「此本在御文書方」

ある人、千句巻頭とて所望に

初秋月

千代やみん松の木のもの三かの月

「此本在御文書方」

伊作之天神法樂八月廿五日

ゆかぬ我も夢へ花野のかりね哉

「全御譜中」「在慶長十一年中」

「御文書方ニ有之」

心岳良空のために詠之

初冬時雨

多たちしするへハかりに天地も

うこかぬほとのはつ時雨かな

又

岩木までかけふるてらに來てみれば

雪の深山そおもひやらるゝ

890

「御文庫三番箱中」

去年六月十六日 御内書、當年正月三日、謹跪以拜戴仕候

訖、抑 御入洛之御祝儀千秋萬歲幸甚不易々、爲此等

御賀祥、最前可申上之處、分國之逆徒依令押妨、剩 御

請罷成相似疎意存候、殊御殿料之儀被仰付候、靜謐之刻

可奉致馳走候、以此旨宜預御披露候、恐惶敬白、

七月十六日

修理大夫義久（花押）〔御判〕

進上 細川兵部大輔殿

〔本文書ハ「舊記雜錄後編」五一六號文書ト同文ナリ〕

891

「御文庫三番箱中」

爲去夏廻禮、今度遮而御使書、珍重候、抑就 御入洛之

儀、東北士卒可被遂忠勤粧、尤專要候、然處大友家 上

意疎懷故、來春到豊・筑一戰御催、快然之儀候、幸去月

六ヶ國之凶徒、於日州表悉致誅伐之上、更々 御歸京之

妨、不可有其甲斐候哉、寔雖爲遼遠、混公私、倍可申談

事、本悅候、仍太刀一腰・銀子祝着候、猶五戒坊可爲演

說候、恐々謹言、

（天正六年）

十二月十日

修理大夫義久（花押）〔御判〕

謹上 毛利右馬頭殿

毛利殿へ御返札御判在之、

892

「左衛門督義久譜中」

返々我ら心經などのふんにてハ成不申候、不及力

候、犬ハくひさうニ候へ共、我らかのほり候へは、
く〔ひ〕不申候、この比ハ、はらニ立しかり候て、前
後亡罷居候、さらく、ひら田かきうりやうをうけ
給たく存候、山神御まつり候てしかるへきのよし申
候ハ、此方にもまつり候人の候間、こなたにても
分別申へく候、ひら田きねん申へく候ハ、何とや
うにもたのみたく候、いつかた先とたつね候てうけ
給へく候、 屋形様心こへ候て目出度申候、
態用一書候、此比我等かれうの事き不申候、色ニ分別
申候へ共、なまり候て了簡ニ不及候、犬山之事ハ申事な
く候、狩などにても、しに相さかり候、其外せつしや
う、何れうもき不申候、餘ニ無心元令存候、かやうの
事にハ、ひらたこう者にて候間、たつねへきためニ、一昨
日弥七ヲ遣し候へ共、他行にて合不申候、比良田か事ハ、
則山御神にて候間、もしく何と様にも分別共候ハ、
おほえ候事もや候はんすらん、それより人ヲ御遣候て、
たつね候て給候ハ、祝着過之間敷候、いかやうにも、

山神心なうせう可有子細候ハ、きねんなどもたのみた
く存候、又矢さきヲまつり候て、よかるへきよし申候ハ
、狩また二ツはちもたせ可申候、かれ是聞相にてうけ
給へく候、頼入候く、かしく、

又六郎殿

義久

893

〔左衛門督歳久譜中〕

態用一書候、仍此比御氣分如何おはし候哉、無音非本意
存候、涯分やうしやう可爲肝要候、次ニハ、其境之はた
らきハ、此節さうニこそ存候へ、我ら申上候分者、番つ
かかにて候とて、御屋^{「本々、」}遂候、御打合なく候、境目よりあ
りくとしたらん、仕役ヲしかく談合候て、典厩同前
以申上候へかすと、存計候、近比ニ所ニより番衆罷立候
間、小勢たるへく候、其分別肝要たるへく候、清水へも
此分令申候、恐ニ謹言、

三月四日

義久(花押)
御判

又六郎殿

義久

猶といそき候まゝ、よめましく候、すもしく、

今春御慶重疊、仍只今戌時、大屋形様より蒙仰候、此度

つゝきの事、諸所へ申付候、兵庫頭殿へむしけしかく

なく候間、御まへより御とゝめ候、さてハ諸軍兵之おほ

えにて候、又六郎殿之事ハ、つゝき候て可然之由候、其

御分別肝要候、頼入候、我らもかならず明後日中途まで

打立可申候、次若宮之御たく共候哉、千秋萬歳目出度候、

萬吉と、恐と謹言、

二月廿五日

義久〔花押〕判

又六郎殿

義久

其後者無音非本意候、仍手火箭之口薬入ニつけ候あせり

一ツ、其方へ細工御さ候ハ、作せ給候ハ、可爲祝着

候、ちとふときかのそみにて候、次弓竹之尻禰竹此比時

分さうニ存候、可被所持事肝要候、將又眞幸へはしたか

の有様ニ申候哉、内ニ耳聞頼入候、念佛寺、眞幸へ御使

僧之由、承候、左様折節聞せ候て、可然候へく候、萬吉、

恐と謹言、

〔朱力キ〕
〔永祿五年巳前〕

八月四日

義久〔花押〕判

又六郎殿

義久

不可過祝着之候、御浦山敷哉と存計候、此ハ一色おもて

方を心かけ候へ共、さらニすぎ御さなきニより、いたつ

らニ冬日暮事口惜存候、謹言、

神無月三日

義久〔花押〕判

〔上書〕

又六郎殿

義久

〔又上書〕

又六郎殿

義久

「左衛門尉歳久譜中」

返々この二三日前、谷山ニかりいたし候て、しゝヲこそ一ツ仕候へ、ふ共よさうニ候ほとに、かならず狩ヲとこそ存候へ、犬のふハしかくなく候、

便之條染筆候、仍 伯圍様大すミニ永々御とうれうなされ候、はやく御參候哉、承度候、自然此御參にても候哉、かれこれ委うけ給たく候、自然人このころいたつらに候ハ、いさくの八幡ニ立願候て、去月四日ニ參詣申候、然者五日、六日之間、おもてヲと心かけ候、あはれくそれよりすくに四日之日、いさくのやうニ小者一人にて、御越候へかすと存候、され共大すミへ御ふさたなされ候ハ、さやうのくかひ事先と肝要候、大利御返事ニ細々可承候、かしく、

廿九日

左衛門大夫殿

まいる

義久

「左衛門督歳久譜中」

尚々申候、あかねかほうせんたしなミ候らん、白鷺

の羽ヲ十羽計そめ候する、のそましく候こそ候へ、

今度之働之事ハ、山之椿とをりヲ見せ候する、あさく

としたる打立にて候、然共、又四郎殿〔征久後以久〕いつもいらぬ所の

しやう氣、ますきたてをめさるゝ人にて候之間、そのの

事立候て、さやうニハさなきやうニ申せのよし、しか

く仰候て可然存候、此度ハ打立候やうニ憑入候、恐

々、かしく、

霜月十二日

義久〔花押〕

左衛門太輔殿

左衛門太輔殿

義久

899 「左衛門督歳久譜中」

改年之御慶重疊、雖申事舊候、猶以幸甚々々、抑就此等

之祝儀、慶書并五明二本進之候、何様永春中自他之吉兆

倍可申承候、仍明後日廿二日之晩、大御屋形様年頭之爲

祝儀、可申請企候、乍^{〔本マ〕}辛勞御越候て御會尺之儀頼入候、

餘も誰人も無候て可爲無調法候間、態用壹行候、恐と謹言、

正月廿日
義久^{〔花押〕}〔御判〕

左衛門大夫殿

900 「左衛門督歳久譜中」

尙と一ヶ條之事ハ委追而談合いたすべく候、

態用一書候、仍去年之比、本田衛門尉以山田之事申儀候

ツ、雖然、又四郎殿より被申義候て、御くしを申下、帖^{〔征久〕}

佐山田へくり替之由、申出すへき覺語候、先と安内令申

候、次者、來廿三日之番替之事、此比兵庫頭殿も歸り之

やうニ聞へ候、あはれく吉田衆めしつれ、自身御立候

へかしと存候、頼申候、自然相替義候へ、追而可申通

候、將又先度之御文に以横山可承之由候ツ、此方へ丹後

など丈として狩之義可有仰事者、むやくさうニ存候、此

方ニハ今程いつれもく連歌仕計候間、外聞いかか敷存

候、犬かいたき音聞へ候之時へ、むね打さべく計候事
候、恐と謹言、

二月八日
義久^{〔花押〕}〔御判〕

左衛門佐殿

義久

901 「左衛門督歳久譜中」

返と、したくの事ゆたん有ましく候、將又、先度ハ

小山田之打替之事、しきりニおほせ候つ、其以後分

別共いか候哉、承度候、比ハ配當之所領相つまり

候て、領地ヲあけらるゝ人とも候時分ニ候、あはれ

くおほせななされ候へかしと存候、當家之奉公ニ

相あたるべくこそ存候へく候へ、

態染筆候、仍 伯圀一昨日如加せ田御歸宅にて候、然者

定拙者南方へ可致參上候歟、さてハ貴所以同道參候へと

蒙仰候、九日、十日之間ニ參上と存候、其方も御支度干

要ニ候、可爲持聞へ候、次なからい作の馬追なともか

存計候、恐と謹言、

三月廿九日

義久〔御判〕
〔花押〕

左衛門大輔殿

於越候へ、可爲本望候、萬吉、恐と謹言、

正月拾一日

義久〔御判〕
〔花押〕

左衛門佐殿

902 「左衛門督歳久譜中」

勝久御息忠吉之事、今朝不通ニ申切而候、可御心安候、

將〔又〕^{〔亦〕}、其方狩江依仕合、大疋せ登せ可申候、次者水牛

角之事承候、當時者、家景中切物にて候、然共一本たし

なミ候間、進之候事候、恐と謹言、

雪月十三日

義久〔御判〕
〔花押〕

左衛門督殿

904 「古御文書三番箱中」

謹上山門三院 修理大夫義久

就御宣命之儀被成下 御書候、謹以頂戴仕候、爲御使花

城院御下向候、尤珍重候、所及意可令馳走候處、依當國

干戈、時宜不任所存無念至極候、何様靜謐之砌、可奉致

入魂候、仍雖左道之到候、沈香參百兩令致進上候、不見

苦候者、御機嫌御取合所仰候、恐と謹言、

四月十三日

修理大夫義久

謹上 山門三院

903 「左衛門督歳久譜中」

尚と犬之事うけ給候、やかて參候、いかゞ候哉、無

心元候、

誠今春之吉兆尤以目出度、猶更幸甚々々、抑初狩之事御

同前令存候、何様面談之時委可申承候、自然者其比忠平

905 「古御文書三番箱中」

「御文庫三番箱中」

誠年甫之御吉兆、千祥不易、猶更幸甚々々、抑爲此等之
 到祝、慶書并舊例之規式尤珍重候、倍萬嘉可申承候、恐
 々謹言、

卯月十五日

修理大夫義久

謹上 種子嶋三郎次郎殿

藤原義辰

天文十九年庚戌七月廿一日壬丑之夜、明レハ廿二日甲寅之
 夢相之事、いつとハしらす午之時計ニ有所ニ、とひの日
 にむきて□いんヲ□尻源□か見付候て、我等に見□んと
 の夢也、さて源二郎ヲ、我等かほめんやうは、とひの日
 ニむきて、舞を見候へは、よのつねの目出度事にハあら
 ぬと云テ、打□ると存シ、夢さめぬ、其□やうたいへや
 かて向はしのとひ也、□くかなとにて、ミかきたてたる
 やうのとひ也、尾羽ハけんなり、羽ノむきもよ□とひニ
 ハちかひ候也、

「二番箱義久公一軸中」

天文廿^(マ)壬子正月四日之夜巳亥夢之事、軍神勸請ヲつたへ
 候よしを、三河守ニ物語候へハ、返事ニ先ソレヲ□と心
 得テる候に、其上いかほとも可有とさうたん共あると見
 て、夢さめ候也、
 天文廿四年乙卯四月十五日夜夢相之事、目之きりくくと
 御指出候ニ向テ、しゅノいんにて九字ノ文ヲとなへ、お
 かむと見て、夢さめぬ、自其九字ノらくしやヲ立、くわ
 ん申候、日吉ヲたのミ□成 しゆめ候や、是帖佐ニての
 事也、同九月廿八日之夜庚申之夢相之事、日月星之三光
 をおかミ候と見申候、殊勝ニ□

「義辰ハ義久公初ノ御名ニテ、天文二年御生ナレハ、十九年、十八歳
 ノ御時ニ當れり」

今度油壩之儀、唐人被召上成就、一段御氣色珍重候、被
 成御朱印候、猶相心得可申上旨候、恐惶謹言、

909

〔御文庫三番箱寶鑑中〕

猶と申候、彼若衆只今參候、かさも無之候、見事さ
はいまもたよならず候、日 本國大小神祇非偽候、

嶋津修理大夫殿



908

〔御文庫三番箱寶鑑中〕

雖御上洛之由候、依無其便不申、頗背本意候、抑先年者、
種と芳情之儀共、不忘失候、何様御逗留中遂面調可申述
候、心事猶花城院可申候也、恐と謹言、

十二月廿三日

〔豊朝親王御判〕
〔花押留〕

〔慶長三年〕
八月十九日

嶋津修理大夫入道殿

參人々御中

大藏卿法印 ◎〔花押〕
宗久〔印〕

〔別ニ高書載置候也〕
〔本文書ハ「舊記雜錄後編三二四四六號文書ト同文ナリ」

910

〔御文庫三番箱寶鑑中〕

早と御出候へく候、於御由斷者、沙汰之かきりたる
へく候、但御届ハ此分候、於無御出者、意高兩人申
談、盃可給候間、向後不可有御恨候、無御返事間ハ、
八幡之さかつきのミ不申候、相流申候、可承
候、此者工候、御出可然候、かしく、
追而令申候、仍昨日内と御物語申候かさかきの若衆、只
今至當所來候、かさもこれなく、ことくくなをり申候、
弥若衆あかり申候、盃きこしめし度候ハ、只今不移時
刻早馬にめし候て、小者一人之躰にて、早と可有御出候、
念者之ある若衆にて候間、承候ハ、如何候之條、不被
及沙汰候、可被懸御意候、爲其令啓候、以使者可申候處
ニ、路次遅候てハと、乍聊尔以飛脚申候、恐と謹言、

巳下刻

五月廿一日

東入道

山判

龍伯

猶と御鷹ハ二三日も四五日も御延引可然候、灸治其
中ニ猶といへ可申候間、日數參候程よく候へく候、
籠を被出候へ、やかてくうつらにとり被飼可然
候、いちもつにて候間、手間不可入候、此とりくち
見物申度候、又一日仕付候て進之候、餌飼へ、雀ニツ
とかき候ところを、四ツ可然候、それよりハ三ツ四
ツとうちかへく被飼へく候、それもやせたる雀ハ
すくなく候へく候、こへ申候雀可然候、爲御分別令
申候、これハ籠いたし候事延引ニ付、令申候事ニ候、
以上、

御札本望之至候、仍來九日、於今出川連歌興行ニ付、御
發句尤珍重存候、三ツなからいつれも殊勝ニ存候、此ま
ゝあそはし被付、三ツなから紹巴ニ御談合可然存候、
ちりうせぬ 神無月 残りきて 執ニ御作意奇妙ニ存
候、

残りきて冬もやさかりの庭の菊本ノママ

てには如此ニ候はん哉、御内談之處を、とかく不申候へ

へと、存寄候趣を申候、但趣向ハめんくの氣あひく
なるものにて候間、難定事にて候、此御發句ハ、三〇な
から愚意にハ、可打捨發句ニあらすと存候、紹巴合點之
外あまりたる御發句にて、一座可有御興行候、御人數ニ
可參候、京都にてなりとも、東山にて成とも可然存候、
せはき座敷にてハ候へとも、小人數にて尤存候、幸發句
三まで候間、貴老之御興行之後ハ、われら四五人にて可
仕候歟、乍去あしく候とも、句をハ可仕候振舞ハ難成候
ハん間、へんたう御もたせあるへく候、又八日ニハ、如
承九日之連歌ニさし合、一順再返も如何候、定八日より
可有御出京候條、連歌以後、十一日・十二日之比、貴老
次第ニ可參候、明日澁屋對馬入道振舞申候故、御出京之
由御慰被存候、將亦又亦禁裏御惱、細と被御尋申候事、一
段御祝着之由候、只今も御使如見申、女御まで見廻申候へ
ハ、御うハさにて、事外御感之由候、昨今ハ少よき御事
之由候間、可御心安候、先日重而給候御札も、懸御目候、
せう魂之法被仰付、則御祈禱候、可御心安之由可申旨候、

旁明日御出京候者、其節可申候、われらも明日ハ在京可申候、御用候者、可承候、已上、

十月四日

山〔近衛龍山公也〕

伯老

御返事

911 「御文庫三番箱寶鑑中」

かたぬぎの口を被切候とて、極袋一、近比承悦之至候、久不能向顔候條、期御出京之時候、かしく、

季秋廿三日

三木

龍伯

〔近衛信尹公也〕

912 「御文庫三番箱寶鑑中」

昨日者御句狝と殊勝と、乍勿論寄特存候、夜前御歸路可及深更ニ令察候、將◎亦〔又〕彼長老、昨日御出座畏存候由、唯今以參御禮申度◎由候〔候之〕條、旁如此候、猶期面謁候、委曲倉光主水佐可申候、恐と謹言、

十月廿八日

〔近衛前久〕
〔花押取〕

龍伯

913 「御文庫三番箱寶鑑中」

猶以小袖十進之候、已上、

御使札、令得其意候、仍爲御音信卷物二色送給、祝着之至候、將又、庄内之儀侘言申筋目就相違、重而山口勘兵衛差下候、諸事口上申含候間、令省略候、恐と謹言、

十一月廿七日 家康〔花押取〕

龍伯

914 「御文庫三番箱寶鑑中」

猶と申候、預御札候其便宜ニ、則度と御返事申候處、不相届候やうに、御書中ニ相見候、如何候哉、扱と無御心元不審千萬候、御ミせ候歌書抄物令再覽候て、去年夏之比、道正かたへ遣候へハ、慥相届候由申候、其以後御書中ニ、いまた不相届候やうに、相見、驚入候キ、又歌の

てには御ふしんとも、御發句以下の御返事も、度々永文にて申候、それも届たるとも御書中ニ無之候、返々無御心元候、此書札とも日付ハ明日十一日と書申候へとも今日中ニ返事としていそぎ申候間、とりあへず今日十日ニ令申候、去正月三日之御札、昨日二月九日ニ相届候、御返事翌日ニ令申候故、いそぎ候、無正駄候、猶期後音候、已上、

二月十日

山 「惟山公也」

(義久)
伯老御返事

「義久公御譜下卷末年號不知内也」

915

「御文庫三番箱寶鑑中」

猶々、我々異見申候旨、いかか存候哉、閏三月中旬より今日までハ不通候、

幸侃か内儀へ、我等懇仕由、委被聞及候との、龍伯之書中候哉、對我等幸侃無比類馳走人にて候つる間、推ニも人の左様に可申候、され共〔ハ〕誠に似たるうそにて候、後

三月上旬に、北郷與右衛門尉と申候者、幸侃後家子共かたより、折々使ニも參、自分ニも參候て、身上之儀如何候てよく候ハんそと申候間、源次郎、又八郎へしたかひ、申覺悟もち肝要候、君臣之間にてハ、理非ニ不立入、主之存分ニ成事、近代別而のやうに候間、自今以後、忠節之覺悟仕候へと申候、少もたてつき候ハ、源次郎身上即時に可相果候、亦した〔な〕ひ候ハ、武庫之むこにて候間、至眷屬までもわろき事ハ不可有之候と、うけこひ候やうに、二三度與右衛門ニ〔へ〕申きかせ候つるか、後三月中旬よりハ與右衛門尉も其外之者も、はたと我々所へハ不參候、右之段々、友枕を以武庫へも申届候事候、其上源次郎かたへ幸侃はて申候二日已後之狀にも、君臣之道を分別候て、したかひ申候覺悟候へと申越候、當座より我々ハ無ニしたかひ申候へと、とれニも申聞候間、自然に聞え可申候、

七月四日

「近衛信尹公ノ御狀ニテ御名モ宛モナシ」

〔御文庫三番箱寶鑑中〕

又事外相煩、此書中漸申躰候、猶期後音候、恐と謹言、
 九月廿一日
 伯老

判「龍山公御判」

一 鷄羽虫之養生藥之事、先書ニくハしく申候キ、不相屆
 可爲其趣候歟、

〔御文庫三番箱寶鑑中〕

芳札本望之至候、抑内と可有御上洛候之處、持病之御虫
 再發ニ付、無其儀由、以面可申と存候處、御殘多候、漸
 寒天ニ候之條、御養生之儀肝要候、拙者も夏已來以外相
 煩、于今無快氣、令迷惑候、俄老耄無正躰候、扱と少將
 上洛之由、尤目出度候、將亦、公用之黃金十兩御上候、
 令祝着候、次ニ歌書加一覽候上、再三披見申候、一段可
 然抄物候、可有御秘藏候、道正かたより便宜在之由申候
 つる間、下申候キ、相屆候哉、猶委可申候へとも、昨日

猶と、われら事、去年已來のやうとも、悉諸大名聞
 分無疎意候、殊ニ今程福嶋左衛門太夫・加藤主計・
 朝野・小寺・伊達其外歴との衆、沙汰之限之由申、
 一段く馳走無如在候、可御心安候、書中當座ニ火
 中く、

去三月二日之御札、卯月廿一日相屆、披見本望候、

一 白木之文箱之事、愚狀ニモ何とも無之由、以外相煩申
 病中故、書落申候哉、無是非候、伊勢國一身田專修寺
 と申候寺ぐくれ申候間、拙者より貴老へ進之候キ、こ
 れらしきをかしき物ニ候へ共、文箱上手之由申候間、
 御心さしはかりにて候、一咲々々、

一 さ五とうハつゝミにハ候て、文の内ふと候かき付ハ、
 信尹・女御など母にて候と存候、則以主水尋候へハ、
 友枕そへ狀仕候て可下候由申候間、さやうニ存候へハ
 不相屆仕合之由申候、定而進藤かた方、猶可申由候間、

候哉、餘々とき程ニ申候と存候、御合點不行候歟、猶以只今も申候、

一しゝのあかりかね候ハ、病ニより申候、とうけにてしゝひけ、あかりかね候も候、

一のすりと申候病にて、しゝやせ、あかりかね申候も候、うちもちあしく候てのも候、

一かれきと申候病により候てのも候、非一様候、そのミやうともニ、別紙ニ注進之候、拙者以外相煩、于今無

快氣候間、人にうつさせ候て進之候、

一河原毛御馬、扱ミためしすくなき事候、一目見申度候、

是非共令下向、一覽申度と存候へ共、如此相煩候て、不可成候と存候、鶴毛駁のたけ四歳など候に、さやうニ

大たけなる駒まれなる事にて候、猶もたけハ大ニなり可申候、くれく一覽申度候、さ様の馬よきハ上方に

ハ無之候、惣別馬形のミ事なるハ、御國の牧の馬共にて候、先年御上洛之刻、以意齋われらへ給候御國之馬も、一段く馬形よく候つる、乘氣ハすくれ不申候

キ、其馬輝元家中三浦兵庫と申候者、無理ニ以意齋所望申候間、無了箇遣候つる、さりとてハ見事之馬形候キ、くれく見申度候、

一こゝもと當時何ともく女房公事さゝへ事おほく、氣遣諸人申候、我等も去年さたの限之事共候故、こりはて申、ちとのんきかたくニ罷下、たのミ申度之由申候つる、相届候哉、乍去相煩候間、心はかりと存候、

一唐扇二本給候、こゝもとめつらしく、一入秘藏申度候、折々の御音信、祝着申候、

一税所罷上候時、公用之金之事、貴老よりも可被仰候間、又八郎殿へ、われら方も申候へとの事にて候へ共、終ニこゝもとへハ無御出候、又可申間も無之候故不申候、乍御六借いまゝてのことく、貴老より御上候て可給候、

一鷹の養生、羽虫羽ミたれのやう共、くハかしく先書ニ申候へ共、猶も申候、

一鷹之病多事候、下國申、さやうの療治得御意候て仕度

候、返こくハしく申度候〔得〕共、于今散くニ相煩候
 て、此書状もわけみえ候ましく候、ふせりながら申候、
 猶期後音候、恐おそま謹言、

卯月廿五日

山

〔龍山公也〕

伯老床下

山

〔御文庫寶鑑中〕

追而申候、

- 一此方へ御ミせ候歌書、令再覽、下申候、相届申候哉、
- 御返事終ニ無之、御心もとなく候事宗古ニ渡申候キ、
- 一羽虫ノ養生藥并羽亂之藥、其外鷹之藥共、調合候て下申候、相届申候哉、
- 一歌連歌の事、御ふしん共、大形注進之候キ、愚意憚多候つれ共、應御意候キ、是又相届候哉、
- 一先日又御一書にて承候事共注候て、愚老覺申候分下申

候、平田弓兵衛尉ニ渡申候キ、

一其刻羽虫之藥ノ方をも注下申候キ、

一御用之事、毛頭もづかミ不可存疎意候、

- 一扱あ見事なる大鷹見申候、若鷹にて、つらのふすほり、をそろしきまなこのつきやう、こしまへのつよく見事なる事、かしらの見事なる事、鷹つねよりも大ニ候、くまたかのせうなと、可申躰たにて、これも尾の符かわり、わしすりにて尾よしもましり候、少あいぎと申候病氣候を、われらをたのむよし申候ほとに、灸治を仕、藥七日計飼申候へハ、ことく直申候、主一段く人にかくし候て、令所持候、乍去、拙者執心ニ存候ハ、くれ候はん様ニ申候へ共、今程われら相煩候故、いつも自是可申候由申候キ、扱あ御めニかけ度候、御懇望候ハ、何やうニも可令馳走ものと心ニ存候事候、鷹た竊ひその事ハ不及申候、白鳥も可取候鷹の大きにて候、乍去あいまたあらたか若鷹わがたにてとり飼不申候由候、其儀ハ猶なほ以おもしろき事と存候、百居、二百居の内ニ珍敷候鷹

にて候、大黒符にて候、尾すけまで符を切つめ申候、懸御目度候、以外相煩候へ共、いにしへすきのくちとて、ふせりなからねむしろのうへより令申候、書中火中く、今度少將御下國之刻、御鷹まいり候、相叶御意候哉、此比われらかたへも、大鷹從東國可上之由申來候、無用と可申心中□いまた無便宜候て、返事不申候、扱と參あい候て、馬鷹の事御物語申度候、書中火中く、

卯月廿五日

山「龍山公也」

伯老床下

御不審之條と

一歌之題、如仰珎數存候、明題集并題畫共引合見申、これより可申候、

一をしかふす夏のゝ鹿の道をなみしけき戀路にまよふころ哉

此みちをなみへ道なきと申詞にて候、をしかの夏のゝ

草のみちもなき中を、つまをたつねまとふやうに、われも戀路にまよふとの心をよみたる歌にて候、一わかのうらにしほみちくれはかたをなみあしへをさしてたつなきわたる

このかたをなみも、かたもなくにて候、しほのみちくるまゝに、いつもみちくるしほに、方もみえす候に、より、田鶴かしたにはえすハリ候へて、たちいてゝあしへをさして、とひうかれなきて行さまにて候、かたをなみ、みちをなみ、いづれもおなしてにをはにて候、一いまよりハつきてふらん我やとのすゝきをしなみふれる白雪

此をしなみの御ふしん、これ又心かハリ申候、薄をしなみてふれるしら雪、いまよりハつきてふれ、さてもすゝきにふりかゝりたるうす雪、はつ雪のおもしろき事をつきてふれ、見たきよしの趣向也、ふらん、此なんハ下知の詞にて候、つきてふれと申心にて候、此なんといふ詞も、ところによりかはり申候、

一わか屋との花みかてらにくる人へちりなん後そこひし
かるへき

ちらふするのちそ戀しかるへきにて候、花見かてらハ
花見のついてといふ詞にて候、

920 一尾ノ藥

雀を丸なからくろやきニ仕、なへすミとうふんに合、
こまかにして、せゝなけのところにをしあわせて、尾を
わけすり入候やうに仕候へハ、はやく尾を出候て、た
けもやかてなかく成申候、毎日七日ほとつけらるへく
候、日に二度も三度も可付候、つけさまニしろ水を湯
ニわかし、しほを入候て、あらひてつけ申候、此藥ハ
馬のせをとりたるにもよく候、すりむきかへめきれ候
にもよく候、又友馬にくハれ候疵にもよく候、
一くつすりの藥

からしをすりて、すりむきたるうへにつけ申候、その
うへをふきの葉にてまきてをき候へハ、やかてくな

をりかたまり候、

921

猶々、此一冊御氣に入候ハ、御うつし候までも候
ましく候、これを此まゝめしをかれ候へく候、われ
くくろろしるしにうつし書付一候冊にて候、又此
うち御ふしんも候ハ、可承候、かたのことく相傳申
候間、覺申候分ハ可申候、早馬ハ又各別にて候、大
かた先年注進之候五形にて候、猶其外にも聊習申候
間御尋候ハ、可申候、

922

「御文庫三番箱寶鑑中」

遙久不申通疎遠之處、芳札殊唐鐘金、臺銀被上候、懇志
之至、尤喜悅秘藏候、別而無御疎意由、本望此事候、誠
不思寄依倭人之所行、京都令退座、無念之至候、然共、
信長令分別、義昭不謂御存分無是非候、早々可令歸洛之
由、再三雖申越候、一旦失面目候間、至于今者、不及覺
悟由申放候、然者、江州南北・越州・四國衆悉令一味候

而、近日拙身も令出張候、則可遂本意候、可御心安候、猶進藤左衛門大夫可申下候也、狀如件、

(元龜元年)
八月十日 (近衛前久)
(花押遊)

嶋津陸奥守入道殿

923 「御文庫三番箱寶鑑中」

好便之條令啓候、仍去年豊・薩兩國和睦之事、以御朱印被申下上者、從雖御存分候、被差置意趣、無事之段可然候、其故者、到藝州不圖可被及行之由候間、於相滯者、併被對天下可爲支候條、御分別專一候、委曲申含伊勢因幡守候キ、猶道叱可申候、恐々謹言、

(近衛前久)
三月二日 (花押遊)

修理大夫殿

924 「御文庫三番箱寶鑑中」

芳札披見候、抑天下之様子、不可有隱間、不及是非候、拙者事、其已後先令蟄居躰候、於自然之儀者、可頼入候、

若鷹事、右之趣候間、御無用候、次沈香百兩、御懇志之

儀共祝着申候、猶追而可申候、恐々謹言、

(天正十年)
六月十七日 (近衛前久)
(花押) (判)

修理大夫殿

修理大夫殿

前久

(本文書ハ「舊記雜錄後編」一一二七八號文書ト同文ナリ)

925 「御文庫三番箱寶鑑中」

去年指下柳澤之處、別而馳走、殊大鷹一本、黄金百兩、馬三疋到來、令悅喜候、重而太刀一腰・黄金拾兩、寔每度懇意段、祝着此事候、猶昭光・昭秀可申候也、

三月十四日 (足利義昭將軍)
(花押6)

嶋津修理大夫殿

926 「御文庫三番箱中」

謹令致言上候、抑改年之御大慶、千秋萬歲、重疊雖申上

事舊候、猶以不可有休期候、珍重幸甚々、隨而被任修

理大夫之由、忝蒙仰候之條、相定官途候、就此等之祝

儀、態捧慶書候、仍御太刀一腰・御馬一疋、奉致進上之

候、何様永日中、御賀瑞倍可申上加候、此旨以宜預御披

露候、佳事恐惶敬白、

(永祿八年)

正月十四日

修理大夫義久(花押)

進上 大野駿河守殿

(本文書へ「舊記雜錄後編」三二〇號文書ト同文ナリ)

927

「古御文書三番箱中」

連々無音罷過、謹非本懷候、(秋月權實)到宗闈者、節々於京都茂遂

熟談、祝着此事候、當時御旋之由承及候條、啓達候、倍

無違易可申通段所希候、仍荒駒一疋(青毛印)、令進之候、聊

表心緒計候、恐々謹言、

五月十一日

龍伯

秋月三郎殿(種彦)

「義久公御譜中卷末年號不知也、案文有之トアリ」

928

「御文庫三番箱中」

依遠國、渡海已後無音罷過候、誠非本意候、夜白被成辛

勞候事、從是旦夕察存計候、然者梅北慮外逆心を企候之

故、某事モ於名護屋及折角候處、大閣様 上意忝候て、

寄持ニ進退指通候、(本マ)此等之儀ニ付、薩・隅之置目可被改

由、被仰出、爲 上使幽齋老下向候、拙者モ案内者仕候

へと承候間、當時在國候、將又御檢地之事、淺野彈入殿

御當にて、一揆成敗之由候て、肥州八城へ逗留候、從彼

方直可有下着様、聞得候、返々高麗之直説無之候間、無

心元令存候、便宜之節、懇ニ可示預事大望候、恐々謹言、

(文祿元年)
七月廿三日

龍伯(御判)

(島津久保)
又一郎殿

929

「御文庫三番箱中」

敬白 起請文之事

今度關白殿 大閣様へ逆心被思召立由、大閣様被聞召

付、則關白殿高野之御栖にて相濟候由、其聞候へとも、

若何事か出来候て、亂ニ罷成候共、一圓ニ大閣様御す
ちへ如在を存ましく候、もし到其時、右之とをり相違ニ
おゐてハ

「末文ナシ」

930 「三番箱卷二中」

今度三ヶ條、以神載深甚被顯心底、誠爲當家之、爲我等、
旁神妙候、春日・八幡・天滿天神茂御照覽、何様同心之
儀、毛頭不可有忘却者也、

(文祿四年)

二月廿八日

龍伯

新納武藏入道殿

(本文書ハ「軍記雜錄後編」二八三〇號文書、一四六八號文書ト同文ナリ)

931 「御文書三番箱卷二ノ中」

白坂七右衛門尉を以、加治木御藏入、去年之收納進上運
々、不可然之由承候、尤ニ候、然者下代曲事ニ候之間、
一途可嘆之由申付候處ニ、般若院へ被仰下候趣者、急速

伊宮内少可差上之由承候間、任其意、近日中可罷登由申

付候、さてハ於其元被遂糺明、何篇可被仰濟候、惣別被

御藏入之儀者、幸侃存知之儀候間、右之借銀返辨并利平

之儀等、書面之旨、具幸侃へ申聞候、定油斷有間敷候、

先以治少老御氣色惡故、御墨付等停止可有之由承、迷惑

千萬ニ候之處ニ、此度寶泉坊へ御傳書到來、令祝着候、

自然之時者、御取合所希候、將又高麗上米返辨之儀申付

候、每篇白七用口上候條、不能詳候、恐々謹言、

八月廿九日

龍伯(花押163)

(島津義弘)
兵庫頭殿

參

932 「古御文書三番箱中」

家康へ參候事、又私宅へ入御之儀、少モ僞なく、條々有
やうニ令口能候、會別なる儀ヲ不申入、不承候、

八幡・春日・愛宕山モ御照覽、僞無之候、以此趣ヲ委可

被申上候、恐々謹言、

正月三日

龍伯(花押163)

(島津家久)
又八郎殿
(島津義弘)
兵庫頭殿

933 「古御文書三番箱中」

改年之御吉兆、千喜萬祥、猶更不可有休期、多幸々々、
抑爲此等之祝儀、任舊例五明貳本令進之候、倍永春中諸
賀可申加候、慶事、恐々謹言、

正月六日

(島津家久)
修理大夫入道龍伯

謹上 兵庫頭殿

934 「古御文書三番箱中」

追而申候、おくうり知行まいらせられ候、さやうの御禮
義として、河上七郎次郎さしこされへきにて、被仰付候
へ共、何かとさし合、漸今度被遣候、於様子者、かの者
可申候、兼又本源右衛門尉、治少老より神文血判ヲさせ
られ、何そ被仰出たる由、つたへ承及候、我々へハとか
く不申候、無心元ふしん深重候、御心得のためニ令申候、

他言有間敷候、恐々 かしく、

六月二日卯刻

龍伯 (花押)
御判アリ

又八郎殿

龍伯

935 「古御文書中在三番箱卷二」

御出船之儀何分候哉、其後御左右無之間、爲可承用飛札
候、然者東山へ御用之儀候而、書狀進上候、御持せ有へ
く候、同者鎌田左京亮、別にも御用候而、可致祇候之由
申付候條、彼者へ持せられ候而可然候する、次先日 (龜) 公
川家康 方様御上着之由風聞候間、其通申越候キ、然處頃罷下候
者之申者、三月十五日上方罷出候、其まて者無御上着候、
定頃者御光着候らんと申、先申越者虚説ニ候、此段爲可
申分如斯候、恐々謹言、

卯月五日

龍伯 (花押)
御判

少將殿

參

「御文庫三番箱中」

一 百姓をあへれひ憲法たるへき事、民の飢寒をおもひ、苦惱貧富をしるへし、

一 屋作をけつこうする事、いにしへの賢王ふかく是をきんす、一 治罰をうすからしめて、勸賞をあつくすへき事、

一 民のかうさくのいとまをまもつて、めしつかふへき事、

一 君の利を本として、わたくしの利をたしなむへからざること、

一 民の利をさきとして、をのれの利を次にすへき事、

一 ほしいまゝに、たみの物を取へからず、民まつしき時へ、君財なし、たとへは枯たる木の本のことし、民ハ君の財也、忽緒すへからざる也、一人の心をやしなうをもつて情とす、眷屬をかへりみるへき事、一 威勢もつて人を竟時、其身をしたかゆれとも心ハしたかハす、正直をもつて民を隨ゆる時ハ、身命をかるんして

心をそむく事有へからざる也、

一 下らうのとかをいふへからず、下腐の無禮をいふへからず、一 さんけん（謙）と讒訴とを用へからず、虚言中言を信用すへからざる事、一 我あひする者なりといふとも、科あらは罰すへし、我にくむ者なりといふとも、

君に忠あらは賞を行へき也、一家をおさむるほどの者ハ、國を治めへし、たゞ民を憐む者をもつて、君の器となすへき也、一人ハ罵詈誹謗するとも、うけとりてこれをとかむへからず、

一 隠密してはつかしき事、是をなすへからず、人の眼天にかゝる事、

一 獨言なりといふとも、比興のことはハつかうへからず、人の耳壁につく事、

一 利口を云へからざる事、一 ふるきほうくよむへからず、人の文を「並」（並）を取て、これを見へからず、

一 あしき若たう是をつかうへからざる事、一 あしき友にましへるへからざる事、い上廿ヶ條、此旨を守て、殊

に人を成敗人也、

〔右義久公御文書中ニあり、御名年月等なし〕

〔本文書ハ「舊記雜錄後編二」八五七號文書ト同文ナリ〕

937

〔御文書四拾八番箱中〕「義久公卷中」

覺

一大佛御造立ニ付而、からかね、地かね被仰付候事、付

木食上人へ談合申候事、

一右のからかね、定而國役ニ可被仰付と存候、何も御由

斷有間敷事、

一伏見御城番ニ付て、人數可被召上由申下候キ、然者貴

所御供衆ハ可被相殘事、

一大刑少殿内閑齋と申仁弟、貴所へ奉公させ度由、しき

リニ被申候事、付朽網平六事、

一出水瀬崎父馬之事、付母駄給候由、六右申上候御禮之

事、

以上

五月十日

〔本文書ハ「舊記雜錄後編二」七五九號文書ト同文ナリ〕

938

〔御文庫四拾八番箱中〕「義久公卷中」

覺

一境目ノ小城ミミくりいれらるゝ由、尤候事、

一無人笑止ニ候事、

一豹皮御禮之事、

一馬之事、

一被仰付御道具之事、

一家康一段御ねんころの事、

一すぐニ御歸朝にて候ハ、御つほ二ツ下候する哉之

事、

一こゝもと何事モ此間ニ相替候事、

一忠長・抱節・作さへもん各々へ相心得へきノ事、

一又八郎殿へ御音信御禮義之事、

一さいしやうとのさかしく候事、

一人と物さたの事、

一御藏米いまた無上着事、付何事モ國元暖遅といたし、

笑止ニ候事、又唐船之事、

一今程無事ニ候事、

一天子御惱之事、

以上

(本文書ハ「舊記雜錄後編」二一四九八號文書ト同文ナリ)

939 「御文庫四拾八番箱中」

爲當年之御祝儀、以使者申入候、陸奥守罷上之條 御前

之儀御入魂所仰候、仍御太刀一腰・馬一疋・緞子五端、

致進入候、表御慶詞計候、恐惶謹言、

三月十八日

龍伯◎(花押)
〔御判〕

本田上野守殿

人々御中

本田上野守殿

人々御中

嶋津修理入道

龍伯

940 「御文庫四拾八番箱中」

就御能、山田彌九郎、本田與左衛門尉被召寄候、與左衛

門尉事者、藏入糺明ニ罷居候ハて、不叶儀候間、召留候、

此旨彌六を以申越候キ、彌九郎事者、昨日此元弓場始之

振舞御座候、客之大將ニ而候故、留置候 于今者可爲遅

候ヘとも、先被差遣候、將◎(赤)〔又〕頃京都へ早打可被差登

之由、先日承候ツ、就其、書狀等調置候ヘとも、とかく

音なしに候、急度罷上候哉、又被差延儀候哉承度候、恐

と謹言、

七月廿日

龍伯◎(花押)
〔御判〕

又八郎殿

941 「御文庫四拾八番箱中」

存松・抱節へ被仰付儀、具ニ申聞候、然者難成之由、深重

ニ御佗申候へ共、頻ニ申付候條、領掌仕候、さてハ出水

之事、御置目ニ慥ニ被仰付、乍勿論武庫於被成御座候者、

應御下知、御奉公可仕由、抱節申事に候、自然御座所な

と程遠様ニ候ハ、一圓ニ罷成ましき由、申候、爲御心得候、恐々謹言、

三月廿五日

龍伯◎(花押)
御判

又八郎殿

942 「御文庫四拾八番箱中」

改年之御慶重疊雖申事舊候、猶更不可有休期、多喜不易、抑爲此等之儀、使書并太刀一腰・馬一疋遣之候、寔表祝言計候、猶永日中、諸吉可申承候、佳事、恐々謹言、

正月廿三日

修理大夫入道龍伯◎(花押)
御判

謹上 又八郎殿

943 「全上」

年頭之御慶不易珍重々、抑此等之祝儀彼是爲可申談、喜入大炊助差渡候、仍五明三本・道服二襦黄筋茶之綾令進之候、猶巨細者此者可申達候、佳事、恐々謹言、

正月十一日

龍伯◎(花押)
御判

又八郎殿

944 「御文庫四拾八番箱中」

其方ヨリ出候目錄之事、檀紙ニ被書候、いかゞの由度ニ申候つれ共、さして申事ハ無之候キ、然處ニ當年八朔ノ目錄モ多々檀紙見之申候、伊勢向庵へたつね申、聞書如此仕置候、御目ニかけヘキタメニ、書うつし進之候、今度平田弓兵衛尉ニ承候モ同前ニ候、其元ヘモ向庵下知にてか候らん、我々承ちかへ候歟、不審ニ存候、たゞし別人の傳にて候哉そと承度候、ケ様ナルふしんの儀ハ、無腹藏はれ合候て、猶モ不審候ハ、後便ニたつね申度存候、兵部などニ御たつね候てきこしめし候へかすと存候、

又的ゆかけの事、うけ給候キ、的ゆかけのこしらへとて、別ニならひ有事ハ、うけ給及ハす候、もろゆかけノ右ノ方へをと矢さす穴ヲあけられ候て、御事かけ候ハ、先よく候する、あけやうニなとならひ候、追而可申候、二

ケ條候、此者申え候ましく候條、老筆をわなゝかし候、
かしく、

八月七日

龍伯〔御判ナシ〕

少將殿

〔家久公御譜中、年間不知ニ在リ〕

945 〔御文庫四拾八番箱中〕

御書中委遂披見候、於様子野村才右衛門尉へ申含差越候
條、不能詳候、恐々謹言、

〔慶長中〕菊御譜ニアリ

□月十六日

龍伯[◎]〔花押〕

少將殿

まいる

〔家久公御譜中、年間不知ニ在之〕

946 〔全上〕

猶々可致判候へ共、別儀有ましく候條、如此候、
其許御能之儀、此十九日必定候之哉、左候ハ、拾七八
日之間、罷越候て、可致見物候、定日可承候、御報待入

候、恐々謹言、

六月十一日

龍伯〔御判ナシ〕

少將殿

〔家久公御譜中、年間不知ニ在之〕

947 〔全上〕

今日の鷹かりハ不能成候、鷹衆モはや返し申候、新もく
入ハ明日御たて候哉、是よりも用談候、こなたへ御遣し
候へく候、拙子ハさむく候へは、うつミ火のもとを、は
なれやらてこそ居候へ、かしく、

貳月廿二日

龍伯

又八郎殿

948 〔御文庫四拾八番箱中〕

昨日之書狀も〔多〕部令披見候、從是以書札申候様ニ、菟
角御越候て可然候之條、萬爲御存知候、恐惶謹言、
五月廿四日

龍伯[◎]〔花押〕

又八郎殿

參御報

949 「全上」

誠年首之御慶珍重と、然者、先日以高崎彌六申談候儀ニ付、預御狀候、何れ今日者、可有御越之間、以面可致御談合候條、不祥候、恐と謹言、

正月九日

少將殿

龍伯◎(花押)
御判

「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

950

「御文庫四拾八番箱中」

猶と、明日者被差延之由、承候而、致由斷候、俄之故、一段不出來候間、慰咄・玄與なとへ、被成御尋、可被取直候、
年首之御慶不易珍重と、仍明日之千句發句之事承候、種と案候へ共、はや老衰仕不能成候、乍去、抱節・大炊助へ致了簡、發句書付進入候、明日者、先百歌可有之と存

候處、發句之事、急ニ承候、何事もケ様ニ俄ニ被仰付候、

發句なとへ、兼日心靜ニ案し候へてへ、不成事候、殊ニ

一順再返未無之儀候間、明日之事ニ者、可難成候へ共、

先ニ發句令進之候、恐と謹言、

「慶長中」
正月十五日

龍伯◎(花押)
御判

又八郎殿

951

「御文庫四拾八番箱中」

幸使之條、用一書候、

一京都任 御下知、分國中所替ニ相定候、就其知行等茂相かへり候之故、諸人之知行も皆と支配仕直候間、一向不道行候、殊幸侃腫物、彌此比令再廢候之條、唉止候、併談合最中候之間、可相濟かと存候事、
一各と返地等、今度之御檢地之上を以、令配分候之まゝ、不可有存分候へとも、不及料簡候事、
一我と上洛之事、可爲年内之由、於京都出合候へ共、國中之置目ニ諸篇隙入候之間、爲使者平田新左衛門尉指

上せ候儘、其御返事次第ニ可致其分別事、

一高麗和平之嘜、此表へハまち／＼に相聞得候、一圓ニ

頃者、菟角之説も無之候、何分ニ相濟候哉、無心元令

存候事、

一京都屋敷之儀、凡家作等、門なども如形可致造畢之様

ニ候ツ、然處ニ 大閣様御假屋許ニ可罷成在所を、於

洛中可被見合之由、玄以法印・増田殿・石田殿・長束

殿、此御人衆へ被仰付候へハ、此方之屋敷并家居等モ、

御假屋ニ可然之由、被仰定候、因茲、御談合共候哉、

聚樂之内ニ御殿を餘多被下候、誠外聞と申、世上之覺

茂祝着不可過之候、仍其方うもしの事も、伏見へ一ツ

柳と申仁之在所、明合候を、被下候、依其、先月十七

日被成移之由、相聞得候、爲御心得候事、

一拙者大口へ可罷移之通、於京都申入候へ共、餘々住居

難成在所候之間、大隅之濱之市近所ニ、屋敷を構候て、

年内必可罷移之企にて候事、

一武庫者蒲生を可爲居城と申上候、雖然、鹿兒嶋へ移候

へと承候、乍去、先以中宿として、帖佐へ被成移候事、

將○赤〔又〕武庫者年内上洛ニ相定候へ共、とし明候するか

と、相存候事、猶追而可申通候之間、不能細筆候、恐

と謹言、

霜月十二日

龍伯○花押〔御判〕

又八郎殿

〔本文番ハ「舊記雜錄後編二」一六二九號文書ト同文ナリ〕

952 「御文庫」番箱義久公二軸中」

御書畏而頂戴仕候早、抑去夏已來言上之旨候、然者、以

泰平寺法印被 仰出之趣、忝候、殊御太刀一腰・馬一疋、

致拜領候、眞面目之至候、仍至伯耆家和融之段、被成御

下知候、存其旨候、細碎右法印可爲上聞候、此謂宜預御

取合候、恐惶謹言、

七月十日

親賢○花押〔判〕

伊集院右衛門大夫殿

953 去年以來者無音罷過候、仍貴國江龍造守方今程不通之由

候、然者御内意之段承、御和睦之儀、致媒介度之旨、從

秋月方、以使僧被申達之趣、被成御分別、彼者共江於被

仰聞者、可爲恐悅候、猶用口狀候、此之由可得御意候、

恐惶謹言、

卯月六日

嶋津殿

參人々御中

舜有〔判〕◎〔花押〕

彦山座主

嶋津殿

參人々御中

舜有

954 「御文庫箱中」

態捧啓書候、仍去秋時分、被對相良義陽、御神文到來候、

其御返事、翻寶印之裏、覺悟之旨被申顯候條、城親賢以

同前令進覽候、於此上者、可然之樣御分別最可目出候、

其段委曲彼使僧ニ申聞候之間、不能審候、可得御意候、

恐々謹言、

十二月十三日

嶋津殿御宿所

顯孝〔判〕◎〔花押〕

嶋津殿

參御宿所

伯耆

顯孝

〔本文書ハ「舊記雜錄後編」二二一八七號文書ト同文ナリ〕

955 「御文庫御寶鑑中」

此紙面、龍伯へも、又八郎へも可被入見參候、

今度之仕合、武庫無人故、對内府不被任心中、逆心と諸

人令推察事候、然◎者、龍伯・又八郎へ、前後啖止かり

の沙汰、無其隱候間、弥以其旨、急度被差上使者、可被

申理事肝要候、次敗軍之時之衆數人、我々所にて置候、

内府御内證無異儀候間、是又可心安候、かしく、

十月七日

嶋津圖書頭殿

〔信尹公也〕
〔花押也〕

元巢

伊勢兵部少輔殿

利庵

本田六右衛門尉殿

956 「御文庫二番箱一軸中」

其堺之儀、弥無事之由承候、尤肝要候、然者、飫肥表未
落着候哉、任御入魂、重々至日州可申遣候、仍太刀一腰・
織筋五端送給候、祝着候、猶妙圓寺可有演說候、恐々謹
言、

十二月十三日

嶋津殿

宗麟(花押69)

嶋津殿

宗麟

(本文書ハ「舊記雜錄前編」二二七〇〇號文書ト同文ナリ)

957 「御文庫二番箱一軸中」

今年之御慶不易萬幸々々、抑舊冬以菱刈御知行御在軍之
由、承及候、千勝萬勢目出訖、此等之義言上候、義俊代
々申談候、旁以同心忠貞不可有餘義候、仍弓五張進上候、
併奉表御吉例計候、宜預御披露候、恐惶謹言、

貳月廿二日

(志岐諸藩)
麟泉(花押山)

嶋津入道殿

(貴久)
御奉行中

嶋津入道殿

御奉行中

志岐兵部少將入道

麟泉

(本文書ハ「舊記雜錄後編」二四二七號文書ト同文ナリ)

958 「御文庫二番箱一軸中」

今春之御賀祥千喜萬悅、猶以不可有際限候、多幸々々、
抑此等之爲御祝儀、太刀一腰・織筋二端令進獻候、誠補
佳例計候、諸吉永日中可得御意候、恐々謹言、

二月八日

(相良義陽)
修理大夫頼房(花押)

謹上嶋津殿御宿所

謹上 嶋津殿御宿所 相良 修理大夫頼房

(本文書ハ「舊記雜錄後編一」三六五號文書ト同文ナリ)

959 「御文庫二番箱一軸中」

態以一翰令申候、仍去夏伊東方真幸江被取懸候處ニ、以御加勢之儀、伊東宗徒之衆數百人戰死仕候之由、承及候、御案中候、被得御大利候、御悅則雖申上度候、遠國之故、殊更當時者通路難成候條、延引之樣候、弥御堅慮之御行不及申候、隨此口之儀、豐州可任御下知之覺悟候間、聊無油斷候、御察之前候、將又於與州表、近日兵船被差渡候、是又御退治程有間敷候、爲御存知之候、猶追而可致言上候趣、可然様御披露所仰候、恐惶謹言、

八月十二日 麟松◎(花押)判

伊集院衛門大夫殿

脇刀一腰令進覽候、表御祝儀計候

土持右馬頭入道

伊集院衛門大夫殿 麟松

(本文書ハ「舊記雜錄後編一」六八四號文書ト同文ナリ)

960 「御文庫二番箱一軸中」

至肝付表、長々御着陳御軍勢之儀、察存候、遠方故每事無音非疎意候、當時御行等細々承度候、委悉猶定泉坊可相達候、重疊可得御意候、恐々謹言、

九月十一日 相良義陽◎(花押)頼房判

嶋津殿參 御宿所

相良

嶋津殿參 御宿所 頼房

(本文書ハ「舊記雜錄後編一」六八六號文書ト同文ナリ)

961 「御文庫二番箱義久公一軸中」

將◎亦又日◎亦日向巢鷹口武庫有、御相談一ツニよらず、御差上尤候、於此方切々被仰出儀ニ候之間、不可有御由斷候、

「御文庫二番箱義久公一軸中」

態可令啓達所存ニ候之處ニ、從山伏殿使者被相下之由候
 條、令申候、仍肥後國有勘所へ貴所御折紙被遣候、安國
 □到來候、貴邊御下候砌者、殿下様御腹立候て、佐々陸
 奥守も可被加御成敗候、國侍之儀者、可被成御赦免様ニ
 雖御内意候、佐陸手前之儀も、御氣色相直候、肥州諸侍
 共、一旦不致言上も企逆心候段、曲事 思召、左様之掟
 并檢地爲被仰付、淺野彈正少弼・加藤主計頭ニ、四國衆
 被成御添、被差遣候、其上肥後之儀、悉屬御本意候條、
 一切不可有御構候、諸篇於御指出者、結句押領も有之候
 様ニ思召候へ者、如何候而、能々御得心專一候、其元被
 明隙有り、上國義久御出之儀等、御相談尤候、爲其□一
 筆候、恐々謹□、

正月十六日

石田治部少輔 ◎(花押)
 三成(判)

長岡兵部

判

「御文庫二番箱義久公一軸中」

如貴札、去夏就御上洛、此表被成御通候、其砌、依御急
 致無調法候之處、遠方之在所爲御禮、御使僧殊並南蠻
 藥角一、被懸御意候、御懇志忝之躰、菟角不及申候、乍
 勿論、自今以後、連々◎可傳爲意事、所仰候、心緒猶用口上
 候之條、定而可被相達候、恐惶謹言、

卯月三日

鎮胤(花押)

嶋津殿

參貴報

星野中務太輔

嶋津殿

參貴報

鎮胤

猶々、上様御渡海、四五月之比たるへく候、先一
 番、羽飛・淺左京・羽大しう・羽下州、被相越候、
 舟無御座候間、如此之衆、渡海候て以後之儀候間、
 御渡海御延可申候、貴老様之御事へ、少もはやく御
 渡海有度儀候へ共、御舟まいり次第候、いかに候て
 も不被任御心中義候、此段者 公儀御存候、以上、

「御文庫二番箱義久公二軸中」

以上

豊後國爲御改罷越候、然處、百姓等悉明走付て、如此被成御朱印候、急度有御請、百姓等被送返候ハ、可爲本

二三日者不得御意候、

一御目見之事、未御透無御座付て、何共不被仰候、幽齋

と申談、やかて被成御出候様可仕候、少遅候儀、御き

遣なざるましく候、

一高麗表之儀、小西攝津守、平安道と申所ニ居陣候處、

朝鮮大明者相集、去月五日及一戰、小西方を初て、其

外之人數打果申由、注進候、然候間、都より二日路程

在之、江陰と申所まで、取退候事、

一兵庫頭殿御座候所、何事無御座候、可御心安候、何事

も懸御目可承候、恐惶謹言、

二月十五日

(石田) 正澄判

義久様

人々御中

望候、今雜石物成共、作毛時分候間、不可有御由斷儀候、

恐々謹言、

六月廿八日

山口玄番頭◎(花押) 宗永判

さつま 大すみ

日向 嶋津義久

御留守居御中

義久公 年間不詳

附 錄 舊 記 雜 錄 卷 十 二

965

〔川上經久譜中〕

〔正文當家有之〕

當家弓馬之儀、到父貴久傳受之外、細密之條と連と相尋候、就夫極意不殘之趣、今度以の神載の被達之事、誠感懷之⑤〔到〕候、此道不淺儀候間、於無執心方者、聊不可致他言候、事と、恐と謹言、

二月十八日

〔島津義久〕
龍伯〔花押163〕

川上武藏入道殿

〔朱カキ〕
〔上書〕川上武藏入道殿 龍伯

966

〔川上武藏守經久譜中〕

〔正文當家有之〕

覺

一河上十郎左衛門尉日記持候て可有參上之事、

十郎さへもんさし合事候ハ、十郎へくハしく申聞ら

れ參上可有之候、

一矢ごたへの日記、

一御當家御代ミノ御手くミの日記

一むかの〔は〕きしたて候日記、

一犬はなしの所作之日記、

先此分ハ必持候て可有參候、其外ノ日記ハ其方心次第たるへく候、御失念候所可有御談合候、

已上

「上書」
「龍伯様御自筆」

967 「袈裟菊丸常久譜中」

猶々袈裟菊治少へ御れいの儀、事の外安三いそぎにて候キ、ゆたん有ましく候、又めつらしからず候へ共、より拾わけさんニ入へく候、文もしのしるしはかりニ候、

去年九月十七日の御文、十一月五日ニ罷着候、それよりとうりう申候間、返事ちゝ申候、けさ菊身上の儀、たのみのようにけ給候、おほせまでも候へぬよきなき事にて候條、別儀なく候、然共此比ハ武庫しなんにて候、こと更この度ハ何事モ幸侃をたのみ、京儀ヲとゝのへ候と聞え候、幸侃の事、京儀あん内者の事にて候ほとに、定て事よくとゝのをり候へく候、我らハ一かううけ給へらす候間存せす候、かの使モ先下候と申候間、返事申候へく

候、心もとなく候、又うたか事此間ハ色々あたき殿ヲたゝし候歟、あたぎとのよりたゝされ候歟、武庫ヲ申くつし候すると仕候もの天道つもり候歟、安宅殿はてられ候、さてハたのむ所有間敷候ほとにうたハ一定はしり候するかと存候、北郷殿へ覺悟させ申せと安宅殿申られ候間、其分ニ申くたし候、能々たしかに覺悟させられ候へと、幸侃所より申くたし候へと申付候、しせんくらミ候やうニ候てハ、むつかしき事ハけさ菊前ニ參さうニ存候、それよりモ北郷殿へ覺悟よく仕候へと仰られ候て、しかるへく候する、ゆたんにてハくせ事たるへく候、晴蓑かくのことく成候て、きとくニけさ菊かやうニ身躰つゝき、さうニ候處ニ、うたゆへに又々めいわくニ成候する事、なげきの上のなげきにて候する、よくくゝ氣遣尤ニ存候、世間の理法ニモそむき、君臣の道ニモチかい候、さたのかきりの事にて候、一大事ニおほし候へく候、猶かさねてめてたくかしく、

三月廿一日

りう伯

けさ菊うは
まいるへし

968 「義久公御譜卷末年號不知中」

「案文有之」

急度以飛札申入候、其地御城二之丸火事出來候由、其聞
得候、誠々驚奉存候、遠國之故運承付、此中延引迷惑仕
候、先々此等之旨爲可申述、貴老迄如此候、御前可然之
様御取合所仰候、恐惶、

三月十三日

片桐東市正殿

人々御中

969 「全上」

「案文有之」

急度以使札申入候、若君様被成御煩候由、承付候、如何
様之御様子御座候哉、千萬無御心元奉存候、遠國之儀候
故、遅承付早々不申上、相似疎意迷惑仕候、此等之旨爲
可申入、先々此者申付候、委細御報可被仰知事所仰候、

恐惶、

三月十三日

本佐州老人々御中

970 「義久公御譜卷末年號不知中」

「御自筆正文在山田彌九郎有盛」

昨日町田ぬいヲもて申候齋藤源介か事、油斷不可有之
候、自然名字名などのまがいもかと存、一筆如此ニ候、
かしく、

二月三日

龍伯御判

利安

「上包」
濱之市にて

利安

八代

封

972

「義久公御譜卷末年號不知中」

「上書」 利安
 「上包裏有」 五大力菩薩
 「上包裹」 封
 大すミにて 江
 はまの市 伏見
 まいる

971

「全上」

「御自筆正文在山田彌九郎有盛」

幸便之條染筆候、仍齋藤源介、高麗より仰付られ候武者
 道具、此中さしあたりニてととのへ、則彼之者ニ持參さ
 せられ候、さてハほととのぶべく候、其間之おんミつ肝要
 ニて候、よくくかたく其分別あるへく候、猶追而可申
 候、かしく、

三月廿六日

利安

〇(花押)
竜(御判)

「正文在國分衆南雲壹岐」

芳染之趣具遂披閱候訖、仍結袈裟之儀構芳意候之由本懷
 至極候、將又紅糸一斤并硯一面送給候、御懇意難申謝候、
 猶期後音不能詳候、謹言、

四月三日

(昭高院道灌)
(花押)

嶋津修理大夫殿

973

「全上」

「案文有之」

追而申候、白密一壺、はりの瓶一双、内花水山枡入申候、
 山枡者當國へ御座候、玆様子候間進上仕候、可然様可預
 御取合候、恐々、

卯月十二日

近藤三郎左衛門殿

974

「義久公御譜中卷末年號不知中」

「正文在山田彌九郎有盛」

就出物之儀、去年以來其表ニ堪忍精を入之由、其聞得候、

辛勞之至候、未進糺明之儀、治少老稱敷被仰候、尤同心

ニ存候、弥々可申付事可爲肝要、寔連々奉公無疎意之段、

神妙候也、謹言、

卯月十七日

龍伯○〔花押〕
〔御判〕

山田越前入道殿

山田越前入道殿
〔上包〕
山田越前入道殿

龍伯

975

〔全上〕

先日内意之一儀、龍伯様へ御伺候哉、可然やうに被申調

肝要候、謹言、

五月十八日

家久○〔花押〕
〔御判〕

利安

〔上包〕

利安

家久

976

〔義久公御譜卷尾年號不知中〕

〔正文有之〕

先度寶西堂下國砌馳筆候、抑當門跡先祖寺、貴國在之事

候間、令馳走候様被申付候者、尤可爲祝着候、就中歌道

御執心由連々承及候、與風罷下候而、金玉共聽聞申度望

候、仍扇子二本進之候、將又道舟長々此方堪忍候、唯今

歸國間委曲可被申候也、穴賢

八月廿七日

總

嶋津修理太夫殿

977

〔義久御譜卷尾年號不知中〕

〔正文在高山瑞光寺〕

先年依京儀、寺領悉致勸落、瑞光寺事茂久無縁之儀候之

間、少分之地附之早、右目錄在別幅、將又此度於門派大

979

〔義久公御譜中年號不知中〕

〔正文在國分衆高橋辰左衛門〕

切之一話相傳之儀、近來感悅之至候也、恐々謹言、

長月廿五日

龍伯○(花押)〔御判〕

瑞光寺

〔上包有之〕
瑞光寺

龍伯

978

〔全上年號不知中〕

〔正文有之御自筆〕

御夢想

いろもかもかせの身にしむたもとな

九月十一日之夜之曉、まきゑシタル御器一ツニ一字

ツ、書之、との夢想也、色も香ももの字ヲ、かさ

ノ五器ノチイサキニ、書タルト見ル也、

龍伯

981

〔義久公御譜卷尾年號不知中〕

〔正文在本田助之丞親長〕

御書謹而拜見仕候、仍於大峯御祈禱之儀付、御刀一腰盛

光被上置候、隨以相届申候、如御尊○(論)愈、當院永々可申傳

候、彌々御家門繁榮、御武運長久之丹祈無之、不可存疎

意候、宜預御心得候、恐惶謹言、

八月一日

賴惠○(花押)〔判〕

進上 修理太夫殿

御尊報

980

〔全上年號不知中〕

〔正文有之〕

就伊地知備前守上洛、拙者江白糸五斤拜受候、御懇志之

至過分令存候、隨而雖左道候、春日野百返令進覽候、猶

期後音可得御意候、恐惶謹言、

九月廿三日

左衛門大夫長治○(花押)〔判〕

謹上 嶋津修理大夫殿

○(義久)

上國刻、種々預御入魂候之趣、御憑敷存候、其以後節、雖可申入候、依遠遠之儀乍存候、仍上意之續、至國々面々宿老中、銘々申展候之處、各以得心被達上聞候、爰元公私共申調候條、寔令満足〔花〕、早々於日州表一勢雖可被差向候、當時豐前目之弓箭聊相支候之故、延引之様候、然共彼弓箭茂急度可事行之由候間、豐州・肥州之諸勢不相殘、可被差立通承候、如此嚴重之請御内々候之事、前代未聞候、將又霜臺御事、此方御知人中江致物語候之處、何茂御噂耳之由候、旁等〔ママ〕從可被申候、恐々謹言、

十月廿一日

源宗綱〔判〕〔花押〕

本田彈正忠殿

參御宿所

佐々木越後入道

〔上包〕
本田彈正忠殿

源宗綱

〔本文書ハ「舊記雜錄後編」二六三の一號文書ト同文ナリ〕

「義久公御譜年號不知中」

「案文有之」

猶々任見來縶子三端令進之候、補書面計候、

其已後申隔候、心外候、然者御病氣之由相聞得無心許存候處、頓而被成御快氣候由目出候、依遠方此中御無音罷過候間、彼是爲可申入用使書候、餘者期後信候、恐々、

十月二日

秋月長門守殿

「全上年號不知中」

「正文在本田助之丞親長」

追而從戶次山城守方御具足一領被致進上候、於爰元別而被添心候之條、重々被成〔關字〕御書等、御祝着之段被仰達、御肝要存候、此謂宜預御披露候、恐惶謹言、

十月廿一日

〔佐々木〕
源宗綱〔判〕〔花押〕

本田彈正忠殿

〔本文書ハ「舊記雜錄後編」二六三の二號文書ト同文ナリ〕

984 「義久公御譜年號不知中」

〔在別紙〕

追而戸次伯耆守方兩郡八人物連署等、以後張行被相調、
到陣中茂被相添候、同豐州へも親類衆同心差被連候、是
又御書等重而親方可爲同前候、恐々、

十一月廿一日

源宗綱○(花押)判

(本文書ハ「舊記雜錄後編」二二六三の三號文書ト同文ナリ)

985 「義久公御譜年號不知中」

〔正文有之〕

到義久御札并扇子・杉原・織物・畏悅之由候、仍沈香○亦
斤書載寔些少之儀候、隨而就御本尊像造加銀百兩、將○亦
爲愛宕山領水田五町・門二被致奇進候、彼是被表微志耳
候、委細對秀存坊申達候之間不能重翰候、恐惶謹言、

九月五日

伊集院○(花押)
忠金○(判)

愛宕山長床坊

尊報

986 「全年號不知中」

〔案文有之〕

其已來無音罷過候、然者照高院殿就御逝去、菊之坊迄申
入候、無案内之儀候間、被成御談合可然之樣御取合頼存
候、將又乍輕薄黑絹二卷令進入之候、誠補書面計候、恐
々、

十月廿六日

伊勢貞知
友枕齋

987 「義久公御譜年號不知中」

〔正文有之〕

上洛已後無音ニ罷過候、爰元無相替儀彌靜謐候、然者御
祈念之事無由斷之樣ニ憑入候、仍雖不玆候、任求得、仁
王經二部進之候、巨細者彼者申含候、若輩之事候之間、
如何ニ存候へ共、口柄細々可被聞届候、猶期後言之節候、
恐々謹言、

十一月廿六日

龍伯○(花押)
御判

和光院

988

「義久公御譜年號不知中」

「正文在山田彌九郎有盛」

以上

肝付高山之内ニ田地ニ可成所在之由、其聞得候、然者彼

普請之儀ニ付、村田雅樂助急差下候、(山田有信)功利安劫者之儀候間、

早ニ彼地へ罷越、雅樂助へ談合を以、普請之様子見合、

寄ミ之人數召寄可致首尾、様ニ肝煎肝要たるへく候、猶

巨細之儀者、幸侃前より可申候、恐ニ謹言、

十二月廿六日

龍伯(御判)
○(花押)

(有信)
山田越前入道殿

989

「義久公御譜年號不知中」

「正文有之」

向後者細ニ可申承候、猶此者可申入候、今日者定可

爲御見物候、返酬迄もあるましく候、かしく、

昨日者御立寄之段、人目實満足此事候、殊御酒寄持參候
て、是又大慶不淺候、早ニ以使者成共可申述候處、餘醉
無正躰故令延引候、かしく、

(島津義久)
修理大夫殿

義性

990

「義久公御譜年號不知一冊中」

「正文」

去年不慮に「本マ、」わんおきてへの船、風ニあひ候て、それまで

渡海仕候、殊之外御懇に被懸御意候、大慶不少候、自今

以後、自然之時者、奉憑候外無他候、輕微之至候へ共、

一三たんしゆす、一四たんくわんきんす令進覽候、可然

様ニ預御披露候者、所仰候、恐ニ謹言、

「此所朱印」

たくし里ぬし

(那覇里七)

なはの里ぬし

御奉行所ニ

御中

991 「義久公御譜年號不知一冊中」

「案文有之」

從 御門跡様尊札謹令拜受候、如蒙仰先年上洛之刻、別而忝條と于今恐悅無極候、尤節と可申上之儀、任遠邦乍存候處、剩御筆之三跡和歌被差下候、寔難覃愚意候、仍雖乏少候沈香卅兩令進上之候、宜預御披露候、恐惶謹言、

月日

聖護院殿様へ

慶忠坊宛所

992 「義久公御譜年號不知冊中」

「正文在國分衆伊地知作左衛門」

先度者御懇札欣悅候、明日秀頼へ諸禮候、御出京候哉、然者明晩に御出候て御あそひ候へく候、明日無出京候ハ、いつなり共其方之御隙次第待申候、委曲宗虎に申候、かしく

「宛カキナン」

993 「義久公御譜年號不知一冊中」

「此本浦生衆小山田種兵衛在之」

御狩御鷹野御出之御供衆

御荷内衆 澁谷次郎左衛門 右同 田代甚介

御使衆壹人 御小性衆十二人

御小者衆十二人 御兵具衆壹人

御馬奉行衆一人 御茶湯御笠ノ役 御とうほう衆二人

一御弓十張 十一人内一人手替

一御鐘十本 十一人内一人右同

一御鐵炮十挺 十一人右同

一御長刀 壹人 付衆一人 手替

一御手鍔二本 三人 壹人手替

一野太刀二ツ 三人

「本ノマ、」 一引目三ツ 壹人 一人手替 「本マ、」

「本ノマ、」 同弓 壹挺 同

一御馬二ツ 六人

内おもて口の御馬一ツ但ふたのしつか成馬也

一御ごしかき 四人

〔此所アキタリ〕

御鷹衆

十二人

御犬付衆

六人

御供

川上上野守

同私ノ鷹一もと

祢答院川内入道

同

志和知形部小輔

御鷹取主

永吉采女正

右同一もと

994 「御文庫四拾九番箱二卷中」

幸使之條用愚札候、仍 秀頼様就御煩氣爲御見廻、不圖被成上洛候由、其聞得候、御辛勞之〔到〕無申計候、次者此地駒追御見物有度由承候間、被成御越候へかすと、先刻天草迄以飛脚申候つれ共、右之式候條、不及是非候、寔殘多存計候、猶重而可得芳意候、恐と謹言、

三月廿六日

嶋津修理入

龍伯〔御判〕

寺澤志摩守殿

人々御中

〔義久公御譜卷末年號不知、正文在松山衆養毛七右衛門トアリ〕

995 「御文庫四拾九番箱中」

尙以彼使者廿七日ニ上着仕候條、翌日廿八ニ龜山へ指通、昨日漸歸來候之間、追付今日美濃のことく、和田玄番助相添遣申候、如何様返事可相關候之條、巨細之段追而可申候、以上、

就南蠻船之儀、使僧被差上候間、即彼者龜山へ差越候、治少事ハ濃州へ爲御檢地御下向候之條、先ニ日記之趣三兵被成一覽、無合點之段被仰書狀貳通到來候之間、爲御存知進之候、就中船元江貴所然與無滞留之儀、不屈之由被仰事候、殊幸侃へ一書、無御登儀一段不可然旨、三兵〔三〕被仰候、幸侃茂亦述懷之様相關候、此旨納得候て被入御念尤肝要候、恐と謹言、

十一月二日

龍伯御判ナシ

兵庫頭殿

「御文庫四拾九番箱中」

宗固

依無指題目、其後者御無音罷過心外候、仍巢鷹之儀從京

都被仰付候間、通道之儀求麻へ度々雖申理候、曾以無合

點候、就夫如阿蘇表兩人差通度候、儒者路次等之儀、無

其煩様可被仰付事所仰候、兼又隣所之儀候條、何篇御用

等於有之者互可申承候、恐々謹言、

卯月十七日

嶋津入道

龍伯〔御判〕

加藤主計頭殿

參

〔本文書ハ「舊記雜錄後編」二七五一號文書ト同文ナリ〕

「御文庫四拾九番箱中」 「義久公御譜中卷末年號不知ノ内也」

當年之御慶珍重々々、仍節々音信之儀令祝着候、然者近

日中可致上洛用意候之間、上着之刻何篇可申候、此旨其

方かかへも心得有へく候、乍乏少鹿皮五枚進入候、誠祝

言之驗計候、恐々謹言、

二月廿九日

龍伯〔御判〕

「義久公御譜中卷年號不知ノ内也」

「御文庫四拾九番箱中」

節々可令啓之處、遠境故無其儀候、仍舊多以兩使如申登

候、大友家連々懇望候之哉、引卒他邦被執懸之由、顯然

之條、分國覃折角日向堺迄致出張、爲防失軍衆差向候、

然者千石殿、長宗我部殿、義統被爲一致之段、其聞得候

之間、到右兩〔所〕〔年〕今度出馬儀、縱 關白殿雖御下知候、

從當家對京都聊不存疎隔上者、何條可有御遺恨歟、用捨

肝要之旨、決而雖申渡候、無承引被相懸候、不及實儀、

不慮之一戰得勝利、殊豐之衆依敗北亂、千・長〔千石〕〔長曾我部〕諸勢之不

分差異、數千騎討果候、案外之〔到〕〔至〕今更無是非候、然共

深重爲申入筋者、京都四州之士卒、於府内表無爲方砌、

弟中務少輔爲慶大船三四艘堅固被遂出船候、不可有其

隱候、旁以御遠慮時々可預取合事、所庶幾候、恐々謹言、

正月拾九日

義久〔御判ナシ〕

宰相殿
御宿所

999 「御文庫廿二番箱二卷中」

〔御返札ニハ〕

寫改年、豐州・北郷殿・新納殿・典既・金吾・皆御之字ハ一ツ、
薩州計御二

改年之御吉兆千喜萬悅重疊雖申事舊候、猶更不可有休期
多幸々々、抑爲此等之御祝儀五明貳本令進之候、倍永日
中諸慶可申加候、恐々謹言、

正月十一日

修理大夫義久

謹上 薩摩守殿

〔御書ハ御案文也〕

1000 「御文庫四拾九番箱中」

猶々今度於筑州立者、可被成自身出張候之歟、是又
示預可得其心候、

厥後無音之躰心外之〔到〕候、仍頃從忠棟所注進之趣、筑

紫進退之事、構逆儀候之條、可討果依談合、內端之軍衆、

急速雖可差登由候、巨細以稅所新介可相達之段、就到來

未申付候、當者可伺御神慮哉、菟角御存分之通有之儘、

承候而可得其心候、將又巢本之儀何分相聞得候之歟、京

都へ申登子細候之間、是非以今年者鷹數多見來候之條、

御入魂所希候、彼是爲納得染筆候、恐々謹言、

參月廿三日

義久〔花押〕
〔御判〕

兵庫頭殿

義久

〔本文書ハ「舊記雜錄後編」二二九號文書ト同文ナリ〕

1001 「御文庫四拾九番箱中一卷中」

從〔關字〕御家門様に相良方、壹張可申組之由被仰下候、先年

顯神名互雖非疎隔候、御意之上者、猶春日大明神・八幡

大菩薩照覽、弥可爲深重事、聊不可有異儀候、以此旨宜

預披露候、恐々謹言、

拾月廿日

義久〔花押〕
〔御判〕

〔宛切ル、〕

1002 「全上二卷中」

歲暮之御吉詳重疊雖事舊候、猶更萬幸々々、抑就此等之儀、恒例之用佳札候、明春者最前自他之御祝言可申承候、慶事恐々謹言、

拾二月十六日

修理大夫義久

謹上 薩摩守殿

1003 「御文庫四拾九番箱中」

去春八城及遂發足、到其境軍衆少々差向候之刻、無異儀當邦之可爲幕下段、尤以肝心候之處、爲右之御祝詞、使書并太刀、織筋到來珍重候、於弥向後不可有疎意候、猶委細年寄可申候、恐々謹言、

八月四日

義久 「御判ナシ」

内空閑備前守殿

1004 「御文庫四拾九番箱一卷中」

寔先年就不慮之儀申通候、爲其首尾兩使渡海珍重候、然

者到日向表、自豐州軍邪路之于戈候之處、舊冬得勝利、

散鬱念候、此等之〔到〕^{◎至}祝彼是御懇切欣悅候、殊向後當家

之可爲幕下由、今度口能之條弥不可有緩疎候、仍太刀・

馬・甲冑進之候、補嘉禮計候、餘者年寄可達之候、恐々

謹言、

五月十五日

義久「御判ナシ」

字久次郎殿

1005 「全上」

今度其境依雜說到已下等騒動之由、風聞如何候之哉、無心元候、縱對此方雖有被疑儀於度々、向後不可有隔心之旨、互神文之上、聊非別義候、猶諸神茂御照覽、從是弥不可存疎體候、可爲御納得事肝要候、委細南林寺へ申含候、恐々謹言、

拾月十五日

義久「御判ナシ」

北郷左衛門入道殿

(本文書ハ「舊記雜錄後編」一〇〇七號文書ト同文ナリ)

「御文庫四拾九番箱中」

今度條と申出候之處、被令納得之由喜悅候、殊更向後被任下知、可爲無二之忠勤之段、具誓紙到來尤以神妙候、從是永々不可有違變候、恐々謹言、

十二月十三日 義久◎(花押)
〔御判〕

兵庫頭殿

〔本文書ハ「舊記雜錄後編三」一五五號文書ト同文ナリ〕

「御文庫拾六番箱壹卷中」

依慮外之弓箭、遙久敷不通罷過候之處、不思議之御越山之由、先以目出度候、何様御滯留中途參會、年來之愚意可申展候、仍内村八兵衛尉子、二人共如内手之被召越候、爲其返報相當候人質相留、雖可申理由候、我々此等之分申閉目可差遣候之由、申候て押置候、是非如此御和平之時者、以御調法、貴所御逗留中ニ御返遣候ハ、可目出候、若於無尔々者、無分別者共、□さる爲何儀出來申候てハ、可爲曲事候、爰元之被成御遠慮御入魂專一候、巨

細瀧聞藤七兵衛尉可被申之條、不能詳候、恐々謹言、

九月三日

兼盛◎(花押)
〔御判〕

忠元◎(花押)
〔御判〕

勝軍坊

御同宿中

肝付彈正忠

新納刑部大輔

勝軍坊

御同宿所

忠元

「御文庫拾六番箱壹卷中」

誠今歳之嘉祥千喜萬悅自他以不可有濟限候、抑去署月、貴國之浦船◎至〔到〕當邦着津候、則差加船致渡海之處、今度爲報禮、尊使剩對大守◎(關字)勅書被令拜受候、感聞之段歡喜無極拵躍有餘者也、最往昔以降會盟之辻曾無愀違永々弥可爲甚深事本悅候、隨而綿九斤祝着候、從是茂中紙九束進獻之候、聊表心緒計候、恐々謹言、

卯月三日

忠金◎(伊集院)

琉球國

三司官

「義久公御譜年號不知中ニ此同文アレトモ月日名宛ナン、文字二三字異同アルノミ故寫サス」

(村田) 經定
(川上忠克) 意釣

被申越候處、萬一御得心於相滯者、大國迄之覺如[◎]何[△]之條、以御遠慮示預候者祝着可被申候、猶期來喜候、恐々謹言、

八月廿五日

(田原) ◎ (花押) 親賢 [判]
(白井) ◎ (花押) 鑑速 [判]
(志賀) ◎ (花押) 親度 [判]
(佐伯) ◎ (花押) 惟教 [判]

河上ニ野入道殿

嶋津攝津守殿

村田越前守殿

伊集院源介殿

平田美濃守殿

伊集院右衛門大夫殿

御宿所

追而到伊集院右衛門尉殿、鑑速雖用先書候、御返事遲滯之條、衆中申談重疊用連署候、爲御心得候、今度到南蠻被差渡候船令歸朝、於御領中繫置候之處、去大風之砌、少過之子細有之由依到來、到貴殿以使節被申候之處、未御返事候之事無御心許候、如御存知、貴家當方御代ニ被得御意候之處、以聊之儀可被及御隔心事、他邦之嘲自他不可然之條、速ニ可被成御分別事、尤可目出候、然者彼船於南蠻國茂、如此節少難之儀雖有之、從宗麟被差渡船之段有存知、彼國守以相談廉直之扱、剩以使節

佐伯紀伊介
志賀安房守

白杵越中守

田原近江守

伊集院右衛門大夫殿

河上御宿所野入道殿

親賢

(本文書ハ「舊記雜錄後編」一六八五號文書ト同文ナリ)

1010 「御文庫拾六番箱三卷中」

貴家義陽御和融之儀、疊重爲可申入態以書狀被申候、具被聞召被成、御納得候様ニ御取成所仰候、委細依御返事可被得其意候、仍頃者無音罷過候、何條御事共候之哉、尤連ニ雖可申入候、遠方故乍存候、非疎略之儀候、幾日不通候共御同意可目出候、然者此方行等之儀用口上候、定可相達候之條不能細書候、萬端可預御入魂事所希候、猶重ニ可申承候、恐ニ謹言

四月廿一日 (鍋島直茂◎(花押) 信昌(判))

平田殿

村田殿

伊集院殿

參御宿所

1011 「御文庫拾六番箱三卷中」

一御間成下之事、

一公儀御名乘之御字、其外御入魂次第□御相違之事、

一大阪ニ御座之刻、御間御扱之様子之事、

一三家阿州衆并佐々木朝倉言上之次第、付誓紙進上之

事、御返事之様子條々之事、

一至越州御下向之次第之事、付還御之次第、

一其以後至丹州御下向之事、

一織田彈正忠與御扱之次第、付無御入眼次第、

一今度御上洛之事、

一去々年以來公儀御懇望之次第、

一從甲州御間御扱之次第、付無御許容次第、

一對信長御入魂之上者無二之御覺悟之事、

一御敵方不可有御許容事、

一公儀備前國雖御賴候同心不申次第、

一貴久爲御弔御使僧之事、

一日向之國之事、

以上

〔并壹通年月ナシ〕

1012

〔御文庫拾六番箱四卷中〕

就 御入洛御調略之儀、被成下 御内書候、謹頂戴誠冥

加惶多令存知候、仍沈香拾斤段金一端致進上之候、可然

様宜預洩御披露候、誠惶誠恐謹言、

十一月十二日

攝津守季久（善心）◎（花押）

眞木嶋玄蕃頭殿（昭光）

進上

一色式部少輔入道殿（藤長）

〔本文書ハ「舊記雜錄後編一」七六三號文書ト同文ナリ〕

1013

〔拾六番箱卷中〕

爲今歲之至祝、御使節尤珍重候、殊到拙者、芳書并太刀

鞆・被懸御意候、畏悅此事候、然者過春之比、就弓箭之行、

兩使下着候、其筋聊以無油斷候、因茲忠平去月已來在八

城之一着候、被遂御熱談、諸口御賢慮不申及候、從爰許

茂不可有疎遠候、仍任見來驚羽一尻令進覽之候、補嘉瑞

計候、恐々謹言、

七月十二日

親貞（本思）

秋月殿御返報

〔本文書ハ「舊記雜錄後編二」五四號文書ト同文ナリ〕

1014

〔御文庫拾六番箱四卷中〕

猶々萬事於貴國ハ奉頼計候、以上、

乍恐令啓上候、

一今度大坊爲御使御上洛候、御國之様子承候而目出度奉

存候、京都之儀共具ニ御下衆可被仰候間、不及申上候、

小四郎爲御見廻罷下度由申候間、差下申候、萬被添御

心候て御引廻奉頼外無御座候、若キ者之御事候間、一

圓ニ届申間敷候、無心許存計候、

一武庫様御在京候、御内衆之御衆、何も何事無御座候、

一段各御馳走候、御心安可被思召候、御屋敷御ふしん御用意御心つかい可成候、萬笑止成儀に候、何共く不被申分候、御國衆へ何共なく我等不届様被仰候へ共、又我等存儀共候間、小四郎ニ其分申候、無理道理之事御徳心奉頼候、

一 幾重も返ミ頼候、龍伯様御前御取合を奉頼候、世上之仁口を存、萬不入御意事申様、可達 上聞事迷惑千萬候、以後ニ相濟可申候間天道迄候、

一 宗易御成敗、女房子供へ一人宛御預りにて御糺明候、

宗易女房ハ石田殿、もすや宗安女房ハ小西殿一人、玄

二 法印是ハ紹悦とやらんか女はうと申候、今一人ハ又福原殿と哉らん、御預り候て萬御糺明之由候、其故者

紫野和尚達皆ミ御走候、 關白様御道理と申さぬ人なく候、

一 近比指出たる申上事にて候へ共、又一様御上落も無御油斷様專一ニ存奉候、武庫様ハ秋迄ニ御意候、左様ニ可在御座候へ共世上からハ何もくかミさま達御在京

候ハ、又一様何も左様無御座候事如何申候、承儀候

而如此候、無用と思召候ハ、御沙汰なさるましく候、

返ミ預御知せ候共、他言ハゆめく仕間敷候、奉

頼候事候、恐惶謹言、

三月廿八日

宗固〔判〕
〔花押〕

道正

拜上 本坊様

御同宿御中

宗固

1015

〔御文庫拾六番箱四卷中〕

一 大閣様御藏入收納分量之事、付治少藏入分量之事、

一 恕參寺之事、

一 高麗平戸川内ニ被食置上米始末之事、

一 般若寺之事、

一 龍伯様 義弘 忠恒、上落供衆つもりの事、

一 忠恒越年所調之事、

一 濱之市并蒲生へ被食移人衆付之事、

一 御軍役御談合之事、

一 諸地頭分私領ニ被食成、各へ被下候由候、必定ニ候哉
之事、

一 藤次郎殿母へ知行遣候事、

一 福永宮内少へ知行遣候事、

一 澤原野牧之別當之事、

一 伏見御屋形作之事、

〔年號知レス〕

1016

〔御文庫拾六番箱四卷中〕

改年之御慶可被任尊意候、伽羅沈香三兩送被下候、過

分之御儀候、宗運志之木ニ相違候、則試申候、勝たる

香にて候、

一 假名遣届申候者本望候、筆者誤あるへく候、重而御不審

候ハ、可承候、不慮之亂逆候者不及是非候、御氣遣奉

察候、

一 里村五郎八事、昌叱〔本マ、〕ともむつまじからず候、心たけく

候て戰死本望たるへく候、昌叱さのミ心にもかゝるま

しく候、手前無比類せめてにて候歟、

一 たくさの事、しかく不覺候、一句承度候、重而承度
候、

一 京都之事靜謐候、近日御連歌共候、

政所様御夢想なと候て、昨日迄ハ間韻連歌臥見兩三度

罷下候、老身無正躰草臥候、うたひなと醉中ニハ候へ

共、去年正月臥見にての事申出候、只々御上落ハある

ましく候、別而御床しく奉存候、

一 扇壹本進上候、表祝儀迄候、此旨御取成所仰候、恐惶

謹言、

正月廿三日

臨江齋判

龍伯尊前御番衆中

1017

〔御文庫拾六番箱五卷中〕

的便之條啓達候、先年以使者被申候處、公私御懇情、殊

琉球御勘合之儀、依御取成、義久様御領掌之段、畏悅

之旨、永興寺御歸國之刻、先書ニ被申候、猶一札如此候、
各江相心得□申由候、判形被相替候間、御不審有間敷候、
裏書之儀御理、兩使ニ被仰含由候條、被應尊意候、其後
渡船有遠慮之筋遲引候、一兩年中可有其企候之旨候、此
等之趣御披露肝用候、恐ニ謹言、

卯月廿八日
明宗◎(花押)[判]

伊集院右衛門大夫殿

村田越前守殿

川上左近將監殿

御宿所

〔義久公御譜卷末年號不知中正文有之トアリ〕

1018
〔御文庫拾六番箱五卷中〕

畏言上 抑御祈禱一萬度、御被大麻并土產進上仕候、致
祇候、雖數年之御禮可申上候第門者、召違之候、然者大
神宮御造營、諸國以御奉加可事調候、一廉被仰付、御領
國預御下知候者、自何以御神忠數代御師且都鄙之外聞
實、忝可畏存候、此旨宜預御披露候、恐惶謹言、

1019
〔御文庫拾六番箱五卷中〕

進上 御奉行所

五月吉日

元昌◎(花押)[判]

〔義久公御譜卷末年號不知中正文有之トアリ〕

猶ニ御祈念之儀共可奉抽丹誠候、

乍恐令啓上候、披俄ニ入峯可仕覺悟候、幸之儀候間、御
祈念之事可被仰付候、於峯中今嘸精誠別而如意御成就、
御祈禱可申候條、懇ニ此者ニ可被仰下候、隨而當山之炭
貳荷進上候、誠表御祝儀迄候、猶追而可得御意候、恐惶
謹言、

八月吉日

盛雅◎(花押)[判]

嶋津入道殿

參人々御中

鞍馬寺シレス

妙壽院

嶋津入道殿

參人々御中

盛雅

〔義久公御譜卷尾年號不知中正文有之トアリ〕

1020 「御文庫拾六番箱五卷中」

鞍馬寺本堂爲御修理、勸進差下使僧令申候、仍毘沙門尊像并御札薄板物壹疋令進覽候、猶以御武運長久御祈禱奉抽精誠之間、萬端可爲御満足候、尙追而可得貴意候、恐惶謹言、

八月三日

薩摩守修理大夫殿

人々御中

客全判〔花押〕

鞍馬寺
妙法坊

薩摩守修理大夫殿

人々御中

客全

〔義久公御譜卷尾年號不知中正文有之トアリ〕

1021 「御文庫拾六番五卷中」

奉任御嘉例、抑御祈禱卷數并牛王寶印致進上候、倍御武運長久御國家安全之抽悃祈候、隨而織筋一段誠奉表御祝儀候、此謂宜預御披露候、恐惶敬白、

九月吉日

伊集院右衛門大夫殿

連長判〔花押〕

〔義久公御譜卷尾年號不知ノ中ニ在リ〕

1022 「御文庫拾六番箱五卷中」

尙以貴國致滯留候儀、御厚恩忝奉存候、

乍恐令啓上候、仍當國八十嶋助左衛門尉事、下着之儀候之條、捧一書候、此方致逗留候處、御留主役人衆被入御念候而御心付候、忝次第ニ候、愚身事此躰ニ御座候へと、爰元一日ノ續命候儀、御厚恩と奉存慮候、何様御下國之刻可申上候、恐惶頓首、

九月七日

宗句判〔花押〕

進上 龍伯様人々御中

勢田掃部入道

進上 龍伯様人々御中

宗句

1023 「御文庫四拾九番箱中」

態令啓上候、今度大明與御無事付て、於朝鮮都通詞候事、
兵庫頭殿へ申入候へハ、右馬頭殿より一人被相渡候、則
其者勅使ニ被付置、近日釜山浦へ罷渡候、彼在所ニ而、
親弟ニ夫役地下之役儀申懸候付て、致迷惑候由申候、定
而過分之儀ニてハ不可在之候之條、已後多諸事用捨候様
ニ、彼代官中へ御墨付、急度被遣、可下候、乍推參案書
相調進入候條、被引直候て可被遣候、爲其如此候、恐惶
謹言、

六月十九日

正澄(花押20)

龍伯公

人々御中

石田李頭

正澄

1024 「御文庫四拾九番箱中」

猶々依無好便久不能書信候、扱々今一度懸御目度念
願迄候、年寄病者ニ成申候躰にてハ可令下國事ハ不
可成候かと無念候、猶吉事可申下候、

未當年者不申承候、朝暮御床敷存候、一段息災ニ御入候
由、御同名又四郎被申候間、何よりハ肝要ニ目出度令
満足候、扱々我等年寄病者ニ成申無正躰候、筋相煩、腰
立かね行歩不自由候、一町とも歩候事不成候、此躰ニ候
へとも、鷹ハ執心不止、自然ハ山へも野へも籠にて出見
物申候、馬をハひかせ申候躰はかりにて、籠をハ不出候、
おかしき躰御推量之外候、よき鷹共令所持候をも難去、
皆々所望申持(續)候、給候鶏于今秘藏申候、如御書中よ
く取申候、京廻ニハ鶉まれニ候て、物敷ハ中々不成候、
もし取損候へハ、わたりかね殊更立はしり候間、一をと
く事いかゝとかたく申付候、京都ハ鷹すへあけ候へハか
くし不申候、此鷹のなんへきつく候て氣遣候、并給候犬
一段よくかゝ候て秘藏申候、犬數八十はかりも方々より
くれ候へ共、給候犬ニまさりたるハ無之候、奥州より四

メ
老「龍伯老ナルヘシ」

五年以前ニ男犬つかれ一給候、一段人くらひにて候つるか、野も山もよくかミ申候つるか、相煩候て當年春死申候、殘多候、然而又四郎、大二疋給令祝着候、菟角御國之犬よくみえ候、大鷹も御國ニ出來家康へ被進候、以來も度こうちおとされ候由候、殊半子去年之鷹被打落候由候、大鷹にてもなく、兄鷹にてもなきへ、半子とも、はしたいとも申候歟、はしたいハ少秘事之やうニ承候、今ハ存たる者無之候、兄鷹ハ御嫌之由候つる、弟鷹ハ中々望も不成候事ニ候、若明年にても、さ明年にても、兄鷹かおとし候ハ、拙老命之中ニ見申度候、西國鷹各別候、東國鷹御用ニ者令馳走下可申候、馬ハ珍敷ハ無之候歟、拙者も只今一二疋如形之若馬令所持候、懸御目度候、次此筆十對・油煙ニ、當時一興ニ候、誠空書を補候躰計候、猶追々可申候、已上、

五月三日

◎(花押)
〔判〕龍山公御判也

1025

「御文庫四拾九番箱中」

尙以大隅・薩摩兩國之帳之分、其代官給人へ被仰付、其方として惣之しまりを被相究可被上由候、一郡あての繪圖をも被仰付候て、可被成御上旨御誼ニ候、以上、

爲御意急度申入候、御國之御知行御前帳調上可被申之旨、被仰出候、則御帳之調様一書別紙進之候、來十月以前、被仰付可有御進上旨候、諸國へ如此何も被仰出候條、御手前不可有御油斷候、恐々謹言、

五月三日

長東大藏大輔◎(花押)
正家〔判〕

増田右衛門尉◎(花押)
長盛〔判〕

石田治部少輔◎(花押)
三成〔判〕

民部卿法印◎(花押)
玄以〔判〕

薩摩待從殿

人々御中

「御文庫四拾九番箱中」

又内々新造御振廻申入度と申候事、以勝吉郎何時ニても可有御出候由被仰候とて、七日八日兩日之中と申てくれ候へと申候へ共、既明日、大坂のごとく御下にて候間、御上候節、これも可令張行候由、相心得可申旨候、客來故令省略候、

御札令披見候、仍昨日者賀茂競馬足汰爲御見物御出之由、御慰與存候、拙者も御跡より可參とたく見申候處、難去事俄ニ候て打過申候、就其御再返一段殊勝ニ存候、則書付禪林寺へ遣候、將又節供爲御禮、如大坂明日御下向候之由、御苦勞ニ存候、大黒可牽候趣尤之被仰付様ニ候、惣別馬鷹ハ二〇おしめと申習候、當時ハ大名之馬所之太守もよき馬をハ人ニ遣かね候て、おしミ惡馬、さてハくせ馬の用ニ不立思所のあるならてハ不遣候由、申沙汰にて候、御意ニ入たる馬にて候ハ、たれく縦申請候共、御同心候ましく候、次禪林寺之連歌十日比ニ候、御上洛候ましきかのよし、いつにても貴老御歸京次第ニ

候、長老も、貴老を申入度との會興行まてにて、御發句

「シレス」

へき被申候へ共、御理之間、然者御發句の代ニ脇を御沙汰候やうとの念にて候キ、いつにても御歸京之刻たるへく候、猶期其節候、今日ハ聖門師弟子一條殿・祐乘・友枕などこれへ來臨にて候、旁追而可申入候、かし

乃刻

山「龍山公ノ事也」

伯老

御返事

1027 「御文庫四拾九番箱中」

其方御心底之通、今度以莊嚴寺、細々示給候、祝着此事候、然者則北原方へ談合候之間、以得心般若寺別當爲使節被申候、彼依旨意趣、其方之相談可爲肝要候、此方之事弥以其之父子憑存候、覺悟之外更無他候、細碎莊嚴寺可被申之條不能審候、恐々謹言、

文月廿五日
(鳥理) ◎花押
 勝久「御判」

相模守殿

〔本文書ハ「舊記雜錄前編」二二三八二號文書ト同文ナリ〕

1028 〔御文庫四拾九番箱中〕

〔本文書ハ八七三號文書ト同文ニツキ省略ス〕

1029 〔御文庫四拾九番箱中一ノ巻〕

珍札本望候、京都未靜謐候條迷惑邊推察候、抑彼間事懇承候、一段祝着候、弥可然様頼入候、兼又各手詠進候、巨細猶筑後守可申候、每事期後音候也、狀如件、

十月十九日 (近衛尚通)
(花押山) 〔尚通公〕

嶋津修理大夫殿

1030 〔御文庫四拾九番箱一卷中〕

雖無指儀候、の便之間染筆候、其元弥無異儀由珍重候、仍去年差下進藤筑後守候處、諸事預馳走旨其聞候、喜悅之至候、爰元無外方躰候間、萬端引立頼入計候、猶顯娃左馬助可申之間不能巨細候、恐々謹言、

八月十四日 (花押109) 〔尚通公〕

修理大夫殿

1031 其後者疎遠之至背本意候、仍官途事遅々如何之間申調候、尤珍重候、就中短册十枚雖憚多候、染惡筆進之候、

尚進藤左衛門大夫可申候也、狀如件、

三月十三日  〔竹内御門跡〕

嶋津修理大夫殿

1032 〔御文庫四拾九番箱中〕

去五月晦日之貴札今月廿日到着拜見珍重候、如示蒙候、依海路遼遠従是も無音押移候、聊非心疎候、仍貴國牛草之城、相良方依加勢相拘候之處、被執詰當時者彼表悉被屬御勝運候之由候、千秋萬歲候、向後於相應之儀者、可申談候、每事御入魂所仰候、隨而御太刀并御馬贈給候、

何樣可致秘藏候、然者太刀一帶・織物一端令進獻之候、

誠補御禮計候、心緒猶伊集院善左衛門尉方可令演說給

候、此旨可得御意候、恐惶謹言、

十貳月廿四日

(有馬)
義純(花押)

嶋津殿

貴報

1033 「御文庫四拾九番箱中」

懇令啓入候、任先例之旨、近年請上意候處、公私御丁寧

蒙仰候、外實忝奉存候、尤節「本マ」可申上候處、且者遠方且

者依途中難成子細候、乍存候、聊非疎略之儀候、仍而去

々年當郡之立柄、就中久玉落着之儀、遂言上候處、具被

成上意候、存其旨、到天草大夫義虎御同前彼和融之儀申

達候、彼方然與純熟被申候、然處無程以計策久玉知行候、

拙者不閉目罷成候、悉失面目候、既薩州天草際及弓箭候、

此堺同篇候、雖無申迄候、大口御靜謐之刻勵心底候事者、

御存知之前ニ候之條、不及巨細候、右以御用捨可被達

上聞候事奉頼候、猶用口上候、恐々謹言、

十一月廿八日

(志岐譜經) (花押)
麟泉(判) (志岐兵部少輔入道也)

伊集院右衛門大夫殿

村田越前守殿

平田美濃守殿

河上上野入道殿

御宿所

1034 「御文庫四拾九番箱中」

今度從豐州到南蠻國被差遣候御船、既歸帆之刻、於御領

中、少々風破之由絕言語候、然者就彼船之儀、兩國可被

相及御等閑之通、甚以不可然之儀候歟、就中當時其堺御

弓箭之儀、向後者到豐符被遂御旨趣、從此表一行被仰促

哉否之由、相存候處、覺外之御題目寔令仰天候、一者御

代々骨肉之好、于今無異儀可被仰談事、乍恐所希候、拙

夫事、依伊東闔國近代雖違幕下候、前々之持節難忘之條、

不願惶令言上候、笑右之船被成御調儀、永々於御一致者、

終可爲日州御退治之基候、那此等之趣、可然樣御披露所

仰候、恐惶謹言、

十二月六日 親成◎(花押)

伊集院右衛門大夫殿

1035 「御文庫四拾九番箱中」

今度言上仕候之處、別而御懇上意、忝面目之到候、併各御◎取召合故候、畏悅不少、殊近比見事御馬被下候、外聞之至不可有此上候、秘藏可異于他候、仍薩州當方和談之儀被成御異見候歟、就夫被仰遣候之趣、得其意候、於子細者、到新納武藏守◎殿〔許〕申談旨候、定而可被聞召候◎(ナシ)〔之〕哉、益可被添御心◎候之事所希候、於向後深甚可得御意候、

每時御指南可爲大慶候、恐と謹言、

十一月六日

(天章) 鎮向◎(花押)

喜入攝津守殿(季久)

河上前上野入道殿(忠克)

村田越前守殿(經定)

平田美濃守殿(昌宗)

伊集院右衛門大夫殿(忠棟)

御報

(本文書ハ「舊記雜錄後編一」八九六號文書・九〇八號文書ト同文ナリ)

1036 「御文庫四拾九番箱一卷中」

急度言上仕候、仍伊東無程被成御退治候、寔と千秋萬歲候、尤遂出頭御祝儀雖可申上候、先と以同名相模守令申候、隨御鎧一領・甲一勿同毛進上候、表御賀例計候、此等之趣可然様御披露所仰候、恐惶謹言、

十二月廿六日

親成◎(花押)
(土持氏也)

伊集院右衛門大夫殿

1037 「御文庫四拾九番箱一卷中」

歟后者杳不申承候、遠路之條非疎意候、仍今度於日州表、被得大利平均被仰付候由、京都無其隱、乍寄特難紙上盡存候、尤使者差下申度、乍心緒、信長殿御手遣付切と御上洛之條、執紛不及是非候、境節從愛宕好便と申候間、乍自由令啓達候、於爰元相應之御用可被仰上候、猶右衛門大輔可被申入候、恐と謹言、

六月十八日

雅繼判ナシ

嶋津修理大夫殿

修理大夫殿

十一月廿六日

尚通公◎(花押)
〔判〕

1038 「御文庫四拾九番箱中」

義久相良方間和陸之段、每度雖申入候、然々無一着候、乍去重疊申入候、此節以御納得落着候様、御取合可目出度候、我等意分、彼者含口上候、恐々謹言、

八月二日

隆信判◎(花押)

伊集院右衛門大夫殿

御宿所

1040 「御文庫四拾九番箱一卷中」

日向巢若鷹所望候、於到來者可喜入候、次小袖遣之候、委細藤孝可申候也、

六月十六日

足利義昭◎(花押)

嶋津修理大夫殿

1041 「全上」

追而鎧・甲預候、令祝着候、自是茂太刀一腰弘恒・馬一疋河原毛印鷹金誠表徵志計候、恐々謹言、

八月廿四日

修理大夫義久判◎(花押)

謹上 大友左衛門督入道殿

1039 「御文庫四拾九番箱中」

尔來不申通候、其國之儀、弥被屬本意之由、玆重候、抑今度京都依不慮之錯亂家領等令相違候、殊更前相國御逼塞之段、恐怖此事情、雖虛名當時之爲躰不及力候、彼是在洛難相續趣候間、此節以憐察、於預助成者、偏家門可爲再興候、將又色紙三十六枚親王御筆、次板物二端・引合十帖、進之候、猶進藤筑後守可申候也、恐々謹言、

1042 「御文庫四拾九番箱中」

猶々彼御談合忠平様御存知之儀候間、即時申上候、

日取等ハ未仕候、鹿兒嶋へ今日申上候、爲御心得候、

急度申入候、然者今度本田刑部少輔方以到三舟合志北目

働之事申越候之處、宗運返事以外無得心候、殊本刑於宿

本惡口狼籍之事、不及申候、春已來度、使節雖差遣候、

如此之儀無之候、其外様子之分、本刑見及被申候之趣、

必定可爲御敵候歟、菟角不可有御油斷由被申候、又北目

働之事も合志殿ハ納得候、乍去宗運分別次第候、宗運於

無入魂者、前後心遣可仕候間、北目働無是非候、御存知

之前たるへき由被申候、又有馬境之儀も差無御行候、此

節無仕合候者、諸口惡事可出候歟、去年已來忠平様御存

知候、近所之事頃見せ候も不替候、今度ハ同名日向守相

添、岸きハ迄忍寄候、隙入間敷由申候、然者彼行可然候

する哉、爰元談合衆申され事候、爲御存知之候、貴所迄

先々如此候、恐々謹言、

九月十三日

忠棟◎(花押)
(判)

伊集院右衛門大夫

有川雅樂助殿

御宿所

忠棟

1043 「御文庫四拾九番箱中」

舊冬企飛脚候之處、委細蒙仰之通得其意候、仍就天下靜

謐、小早川・吉川事、到大坂不圖差上之改下向候、然者

九州之儀、諸家有無事、京都被遂馳走候之様、可致助言

之由候、心蓮坊被指上之由候條、關白殿御下知之趣相副

一人可申談候、猶期後音候、恐々謹言、

正月廿五日

(毛利)
右馬頭輝元(花押)

謹上 嶋津殿

1044 「御文庫四拾九番箱中」

御書拜見仕候、仍而今度齎償之御弓箭御儀定之由、千勝

萬勢、乍恐忤家本望此節候、何様相應之馳走不存緩候、

然者被仰出候趣慥致承知、到兩家申渡、彼意分稅所新介

殿迄申入候條、定而可有言上候、此由可得貴意候、恐惶

謹言、

三月二日
(秋月)◎(花押)
種實(判)

嶋津殿參
貴報人、御中

1045 「御文庫四拾九番箱中」

謹言上仕候早、抑今年之御祝儀重疊不可有休期候、殊諸
邦被任尊慮候、御靜謐千秋萬歲候、隨而御太刀一腰金覆
輪、縮五端令進上候、表御祝儀計候、此等之趣宜預御披
露候、恐惶謹言、

卯月十二日
(松浦)
肥前守鎮信(判)
進上 本田下野守殿判

1046 謹而致言上候、抑先日者眞蓮坊就被差上、我等式迄被成

御書、御丁寧之儀忝候、隨而今度 關白殿被遂御對談、
鎌田殿御歸國尤珍重候、當時之儀乍恐不可過御賢慮候、
猶伊集院右衛門大夫殿可有御披露候、恐惶謹言、

五月十一日
(小早川)◎(花押)
左衛門佐隆景(判)

謹上 伊集院右衛門大夫殿

1047 「御文庫四拾九番箱中」

筑前國箱崎八幡宮之事、往代當門跡由緒之舊領候、如元
被加還附之下知候者、別而可爲武運長久懇祈候、猶申合
仁秀法印候也、

五月廿八日
(最勝親王)
(花押186)
嶋津殿

(本文書ハ「舊記雜錄前編」一七三六號文書ト同文ナリ)

1048 「御文庫四拾九番箱中」

厥以后者久無音候、誠以非本意候、切可申述候處、的
便難計故無沙汰耳候、何様明春者令下國諸事可得貴意
候、抑此妻紅扇二本送進之候、恐々謹言、

九月十五日
(奉朝法親王カ)
(花押187)
修理大夫殿

1049 「御文庫四拾九番箱中」

内ニ申候、堀池父子只今令下國候、拙者被官候、別而懸目者之事候之條、可然様憑存候、猶貞知・宗固可申越候、恐ニ謹言、

三月五日 (花押廻) 「前久公也」

修理大夫殿

「義久公御譜卷末年號不知ニ入」

1050 「御文庫廿二番箱一卷中」

琉球へ之老中案

就會盟苻改之儀、被成尊書并廣濟寺渡海候、任往古之例、如東恭西華北南星斗、弥堪之儀所希候、仍此國依無干戈休期、近年往還之商人無正躰候、向後不帶正印渡船之族者、船財物等可爲 貴國公用候、猶於可被加制止儀者、御入魂肝要候、諸事雪峯長老可有演說候、

琉球國三司官

1051 「御文庫廿二番箱三卷中」

我朝之武家有一秘術、名小笠原流之書、武家之業其術者、往ニ欲觀之而未觀之者惟多矣、予也得其方術、直招小笠原正之之人、匪啻效之使其數十卷之書一ニ寫之、後之觀者、深秘而韞之於匱幸也、

年月日

御名乘御判

1052 「御文庫廿二番箱七卷中」

御上洛之由、唯今承候、曾以不存候キ、先ニ珍重候、將御上洛之由、唯今承候、曾以不存候キ、先ニ珍重候、將
〔又〕先度者御懇之儀共、難忘候、御隙透來臨、可爲本望
候、必待入候、何様從是も可參候、旁期面謁之時候、恐
ニ謹言、

(天正十八年カ) (近衛前久)

五月五日 (花押廻)

(義久) 龍伯

(本文書ハ「舊記雜錄後編二」一一一九號文書ト同文ナリ)

1053 「御文庫廿二番箱十卷中」

以先札此方用織、於稽古者一人も無之候間、本田與左衛門尉へ太刀目錄様子可被仰聞之由申入候處、彼者不例故不罷出由候、扱者彼使平田弓兵衛尉へ得御指南、度々於有入魂者、可爲祝着候、委曲者口狀含候間不詳候、恐々、

正月十三日

友枕齋

〔御譜卷末年號不知内也〕

1054 依遠邦其已來御無音罷過候、本意之外候、先以一段御勇

健之由千萬目出候、然今度甚堯上洛仕候、傳受方之儀可被添一心事所仰候、仍何々令進覽之候、委曲者彼僧含口狀候間不詳候、恐惶、

二月十三日

岳西院僧正

〔義久公御譜卷末年號不知内也〕

其已後御無音罷過候、失本意候、然者度々被遂御祈念、札守預候、寔御懇意之儀難申盡候、萬事取紛念々御禮不申入候、所存之外候、仍何々令進覽之候、委曲者彼僧申達候間不能一二候、恐惶、

正月十三日

中性院

〔義久公御譜末年號不知内也〕

1056 猶々綾五端預候、珍重候

此御方爲御名代、以勝光坊御見廻畏入存候、連々於觀世音御寶前、御懇祈之由弥御精誠所仰候、仍舞臺爲再興銀子拾貫目勝光坊へ渡進候、作事急度被仰付度候、猶口上申候間不詳候、

三月九日

清水寺

成就院

〔義久公御譜卷末年號不知内案文有之トアリ〕

1055 〔御文庫廿二番箱拾卷中〕〔義久公御譜年號不知内入〕

1057

「御文庫廿二番箱十卷中」

今度者被成御越申承、多日之本望此事候、誠ニ遠路被思召立御尋之儀、存程御禮不得申候、御歸路之刻者大雨ニ而御難儀察存候、今少雖抑留申度存候、何等之珍儀無之故、不能其儀、千萬殘多存候、猶期後音候、恐々、

卯月十二日

相良左兵衛佐殿

「義久公御譜中年號不知内也、案文有之トアリ」

▽◎熊野へ

老中案
△

1058

先年御戸開之儀、神力山伏如今不及是非候、依其謂重疊對鈴才申理候、巨細納得之條、今度銀子一貫六百目分儘渡進之候、然間右一通之儀者聊不相殘候、互證文執替快然之到候、仍忠棟其外雖可爲同判候、他行之儘拙者申達候、細碎才丞殿可有演說候、

五月十八日

堀田新次郎殿

「義久公御譜卷末年號不知中正文有之トアリ」

「朱ニテ熊野へ老中トアリ」

1059

「御文庫廿二番箱十卷中」

就 [] 原房罷登候、乍次別護广一座可致修行心底候、別而御懇祈所希候、隨而任佳例蝶貝ニ進覽之候、猶巨細者含口上候、恐々謹言、

五月廿四日

三輪山
先達

「義久公御譜卷末年號不知中案文有之トアリ」

1060

從 御門跡様被成下 御書候、殊更妻紅扇二本忝令拜受候、誠珍惠至極候、節々雖可申上候、任遠國相紛疎懷候事慮外候、仍何々致進上之候、此旨宜預披露候、恐々、

六月廿八日

井關殿

「大覺寺殿へ御返書案」

「義久公御譜卷末年號不知中ニアリ、案文有之トアリ」

1061 「御文庫廿二番箱十卷中」

先日者不圖被成越着遂閑談候之事、于今本懷候、殊御能度々致見物驚目候、倍殘多存計候、此等之子細尤早速雖可申展候、從京都重疊被仰下儀候條、取紛遲怠之儀、慮外之至候、猶萬端追而可申達候間不能詳候、恐々、

七月

秋月宗闇

「義久公御譜中年號不知ノ中也」

1062 當年之御慶珍重々々、仍先日者我等繁昌共候、爲祝詞種々御懇意之儀共畏入存候、其已後手前取紛、彼是御禮申後所存之外候、將又太刀一腰・馬一疋・生糸一丸進覽候、聊表御祝儀迄候、猶口上申候間不詳候、恐々、

八月

大村殿

1063 「御文庫廿二番箱十卷中」

先日者年少相煩候處、被聞召付、遠路へ爲御見廻御使書一段忝候、馳而快氣候而、頃別而息災候つる、可御心安候、猶追而自是可申入候條、不能詳候、恐々、

九月二日

秋月殿

「義久公御譜年號不知中ニアリ、案文有之トアリ」

1064 其後者不申通候、仍先日者願成寺へ貴老より被仰達符共給候、誠々御眞實御禮難申盡候、猶以符之儀爲可申、只今願成寺へ以使者申候、弥御入魂所仰候、將又其表相替儀無之候哉、珍敷儀共候（ハ、）可示給候、

九月十二日

相良左兵衛尉殿

「義久公御譜年號不知中ニ在リ」

「御文庫廿二番箱十卷中」

琉球三司官へ

老中

以先年一輪日州商人之儀雖申渡候、于今無一途、剩屬地
下人之品滞在候歟、殊更彼等依才覺到日向、數年御膠染
之儀顯然候、慮外不及是非候、僮者被任其筋、自今已後
者對當邦辨之儀可被作事肝要候、若商等於無信用者、◎不

此等故兩國可爲阻隔之基候哉事候、期後音之時候、恐◎、

「義久公御譜年號不知中案文有之トアリ、琉球三司官へ老中ト朱カキ
アリ」

告諭大明各處、船主及諸商客等、近年貨船凌鯨海之波濤、
不遠千里而來吾國之澳港、其勞苦之條難以口陳中間、諸
有司務貪自利、不行公正、致令經紀、失利商估、無措近
察知之情、寔可憫、今悉革除前弊、別約憲法數章、共宜
遵守、此後若客船到岸之日可就本海濱之職人通報消息、
即時選差清廉吏士、爲作主張、當國遞年或官買押買之類、
嚴加禁止分毫不許妄取、但訂銀抽分之事、可准先例、子

細詳干後切莫違背、裝戴寶貨價直高低、日本之商人與大

明之客衆共相參議、兩願和同、方可通利、從 主君若要

用之物件亦如所定之錢兩收買不敢私作聰明焉、如此庶諸

國交易之道、時々得通而吾邦柔遠之政處々流行可也、恐

後無憑故、立官文付◎、大明等處船主及諸商旅等、執照者

如件、

唐船着津之時所定法度之條目、今錄干后、

一賣買價直高低之事、汝唐人與日本商衆、以相論可相定

之事、

一到來之貨物、號官買自恣買取之輩者、令停止畢、自然

從 主君要買之時者、與商買人銀兩可爲同前之事、

一訂頭銀事、如往古不可有斷絕、但銀一千兩之貨物者、

五十兩可准之事、

一商賣物抽分之事、銀一千兩之賣買者、貳十兩可納之事、

一別爲新法少不可有之事、

「義久公御譜年號不知冊中正文有之トアリ」

1067 「御文庫二拾一番箱十卷中」

御入洛之御祝言、最前可申上候處、分國中之鋒楯任無休期、令遲々背本意候、聊不存疎意趣、寄々御取合可畏入候、仍御太刀一腰・馬一疋、進覽之候、表祝儀候、猶喜入攝津介可申候、可得御意候、恐惶謹言、

「月日宛ナシ」

候、被進候、巨細此方立柄等彼使可申達候、

「上カキ」首頭殿 櫻井紹白判
「御書添狀」 經定

1068 厥后無音罷過候條令啓達候、仍長々在陳御苦惱之段、且夕奉察計候、殊重疊候之御利運旁御名譽難申謝候、弥東國不殘可屬御手裏事、日出度令存候、次帷二進覽候、聊表嘉瑞而已候、恐々謹言、

「月日宛書ナシ」

1069 「義久公御譜中」

「案文在本田助之丞」

依遼遠未被申通候、去夏之比、最上宗檜被差下候、其以後無音之條被用使書候、宜預御取合候、仍而緞子雖些少

文
書
目
録

例言

- 一 この目録は、本巻に収められた文書・記録・記事の全部を、底本の配列に従い、通し番号を付して収録したものである。
- 一 文書は、番号のほか、年月日、文書題を記載し、記録・記事は、年月日の欄に（記録又は記事）と記し、題を付した。
- 一 底本にある補筆の年紀には「」を付し、編者の註には（）を付した。
- 一 月の異称は数字に改めたが正月、朔日、晦日などはそのまま残した。

番号	年	月	日	文書題
一	卷一			沢某寛書条書
二		四月	十九日	土持撰津入道雲也書狀
三		七月	廿五日	本田重經書狀
四		十月	廿九日	盛朗書狀
五				島津氏重書注文
六				島津氏重書注文
七				相馬胤綱一流系図
八				(記事)
九				四条東洞院敷地相伝系図
一〇		正月	十七日	島津国久書狀
一一		九月	二日	近衛前久書狀
一二		九月	廿六日	近衛信尹書狀
一三		十二月	十三日	近衛信尹書狀
一四		四月	十六日	進藤長治書狀
一五		四月	十日	進藤長治書狀
一六		六月	廿八日	進藤長治書狀
一七		三月	五日	進藤長治書狀
一八		三月	十七日	進藤長治書狀
一九		三月	九日	進藤長治書狀
二〇		九月	五日	進藤長治書狀
		九月	廿六日	進藤長治書狀

番号	年	月	日	文書題
二一		十二月	十三日	進藤長治書狀
二二		四月	二日	進藤長治書狀
二三		四月	五日	進藤長治書狀
二四		三月	十三日	進藤光盛書狀
二五		三月	九日	進藤光盛書狀
二六		三月	十五日	不断光院清誓書狀
二七		三月	十日	不断光院清誓書狀
二八		三月	十七日	不断光院清誓書狀
二九		三月	十五日	飛鳥井雅教書狀
三〇		九月	十一日	飛鳥井雅教書狀
三一		三月	十六日	四辻季遠書狀
三二		十一月	廿六日	近衛信尹書狀
三三		十月	二日	本多正純書狀
三四		十月	廿二日	飛鳥井雅庸蹴鞠伝授狀
三五		八月	十六日	近衛植家書狀
三六		八月	十六日	近衛植家書狀
三七		八月	十七日	松尾頼元書狀
三八		八月	十八日	日野町資将書狀
三九		八月	十八日	日野町資将書狀
四〇		三月	廿八日	尊朝法親王書狀
四一		正月	廿三日	角田広繼書狀

四二	二月廿三日	新納忠元書狀	六五	九月十七日	新納忠元書狀
四三	十月 四日	未弘入道鈎江書狀	六六	九月廿四日	川上忠智書狀
四四	六月廿五日	長積書狀	六七	九月廿四日	不断光院清養書狀
四五		某書狀	六八	六月十六日	細川忠時書狀
四六	六月 八日	島津義虎書狀	六九	六月十三日	島津久元書狀
四七		本田親歲書狀	七〇	六月 六日	鎌田某・有馬某連署書狀
四八	七月廿八日	鑑法書狀	七一	四月 朔日	豐臣秀吉朱印狀
四九	正月十二日	津興書狀	七二	正月十四日	豐臣秀吉朱印狀
五〇		某條書	七三	十一月 六日	豐臣秀吉朱印狀
五一	十二月廿七日	島津義虎書狀	七四	十一月 六日	豐臣秀吉朱印狀
五二	十月廿四日	法印頼金書狀	七五	十一月 八日	豐臣秀吉朱印狀
五三	六月 五日	島津久元・山田有榮連署書狀	七六	十二月十八日	豐臣秀吉朱印狀
五四	六月廿四日	島津忠嘉書狀	七七	六月 九日	伊集院忠棟・村田經定連署書狀
五五	十二月十四日	安楽兼惟申狀	七八	九月廿五日	山田有榮書狀
五六		肝付兼統證狀	七九	八月 八日	本多正信書狀
五七	七月廿七日	山田有信書狀	八〇	三月十一日	伊勢貞成書狀
五八	二月 卅日	伊集院久治書狀	八一	二月十四日	伊勢貞成書狀
五九	三月 十日	安楽某申狀	八二	十二月廿三日	新納久元書狀
六〇	六月 一日	伊勢貞昌書狀	八三	三月廿七日	新納忠元書狀
六一	八月十五日	伊勢貞昌書狀	八四	六月 八日	新納忠元書狀
六二	九月 二日	伊勢貞昌書狀	八五	七月 五日	新納忠元書狀
六三	九月廿三日	伊勢貞昌書狀	八六	十一月廿四日	新納忠元書狀
六四	十一月廿三日	北郷時久書狀	八七	五月廿五日	新納忠元書狀

八八 六月 廿日 新納忠元書狀
 八九 八月 五日 新納忠元書狀
 九〇 十二月 三日 新納忠元書狀
 九一 四月 廿六日 新納忠元書狀
 九二 二月 十三日 新納忠元書狀
 九三 二月 廿三日 新納忠元書狀
 九四 四月 廿四日 新納忠元書狀
 九五 十月 三日 木原徳斎書狀
 九六 八月 廿七日 三原重庸書狀
 九七 九月 十三日 近衛信尹書狀
 九八 七月 六日 賦所達書
 九九 四月 廿四日 本多正信書狀
 一〇〇 十二月 廿二日 伊集院忠棟書狀
 一〇一 六月 十一日 長寿書狀
 一〇二 六月 十六日 青巖寺法印政遍書狀
 一〇三 七月 廿九日 某書狀
 一〇四 十一月 六日 町田久倍書狀
 一〇五 二月 廿六日 町田久倍書狀
 一〇六 五月 十八日 本田親貞書狀
 一〇七 正月 晦日 町田久倍書狀
 一〇八 四月 十一日 町田久政書狀
 一〇九 正月 廿四日 進藤久治書狀
 一一〇 六月 十三日 喜入忠統・川上久国連署書狀

卷二

一一一 六月 六日 川上某・伊地知重起連署書狀
 一一二 六月 廿三日 伊勢貞知書狀
 一一三 十一月 十一日 伊勢貞知書狀
 一一四 七月 十八日 本田正親書狀
 一一五 五月 八日 海老原為信書狀
 一一六 二月 九日 比志島国幸書狀
 一一七 五月 十六日 五代友喜書狀
 一一八 四月 十日 比志島国貞・伊勢貞昌連署書狀
 一一九 三月 四日 平田増宗書狀
 一二〇 三月 廿八日 鎌田政近・比志島国貞連署書狀
 一二一 四月 廿四日 鹿屋某申狀
 一二二 七月 十日 島津家久旋書
 一二三 五月 廿二日 原田某申狀
 一二四 (慶長 六年) 十一月 十一日 伊勢貞成達書
 一二五 正月 十二日 有馬純房書狀
 一二六 七月 廿三日 有馬純房書狀
 一二七 七月 廿一日 新納忠元書狀
 一二八 五月 十日 村田経安・平田兼宗連署書狀
 一二九 〔文明 中〕 十一月 廿二日 村田経安書狀
 一三〇 二月 八日 伊集院忠棟外二名連署書狀
 一三一 九月 十八日 平田宗親・喜入久正連署書狀
 一三二 落合兼朝覺書

一三三	二月 二日	伊集院忠棟外二名連署書狀	一五六	九月十四日	仁礼頼景書狀
一三四	二月廿九日	片山重次書狀	一五七	九月十八日	仁礼頼景書狀
一三五	九月廿三日	進藤長治書狀	一五八	七月十二日	川上忠豊書狀
一三六	十二月 七日	新納忠元書狀	一五九	七月十七日	川上忠豊書狀
一三七	正月 元日	樺山久高書狀	一六〇	三月 三日	島津忠廣書狀
一三八	八月十一日	島津久元外二名連署書狀	一六一	八月 三日	川上某書狀
一三九	十月十七日	新納忠元書狀	一六二	三月 三日	川上久國書狀
一四〇	九月 十日	忍性入道江範書狀	一六三	四月廿六日	川上久國書狀
一四一	四月廿六日	伊集院久治書狀	一六四	七月廿九日	喜入忠統書狀
一四二	三月廿三日	上井秀秋書狀	一六五	六月 九日	喜入忠統書狀
一四三	七月十七日	上井秀秋書狀	一六六	十一月廿日	島津久慶書狀
一四四	八月十二日	上井秀秋書狀	一六七	正月 九日	島津久慶書狀
一四五	九月 廿日	伊集院是心書狀	一六八	二月 三日	島津久慶書狀
一四六	二月廿九日	滝聞宗運書狀	一六九	二月十五日	川上久國書狀
一四七	十月十九日	滝聞宗運書狀	一七〇	八月廿一日	新納忠清外二名連署書狀
一四八	四月十五日	市来家親書狀	一七一	四月十九日	川口重昌書狀
一四九	七月 廿日	上床国寄書狀	一七二	正月十四日	頼姪久政・新納忠清書狀
一五〇	二月廿七日	伊集院久治書狀	一七三	九月廿六日	東郷重盛・川上忠位署書狀
一五一	五月十七日	伊勢貞真書狀	一七四	八月 二日	島津久慶・島津久元連署書狀
一五二	六月 廿日	伊勢貞昭書狀	一七五	八月 二日	島津久元書狀
一五三	八月廿三日	諏訪兼延書狀	一七六	二月廿八日	川上久國書狀
一五四	八月十二日	川上久隅書狀	一七七	二月十二日	川上久國書狀
一五五	七月廿五日	川上久隅書狀	一七八	十月十五日	川上久國外三名連署書狀

(天正十六年)

一七九	三月十八日	川上忠智・新納長住連署書狀	二〇二	閏七月廿八日	島津久慶・川上久國連署書狀
一八〇	十月 朔日	島津久慶書狀	二〇三	二月十四日	島津久慶・島津久元連署書狀
一八一	三月廿八日	新納忠清外二名連署書狀	二〇四	六月十二日	島津久元外二名連署書狀
一八二	八月十七日	某書狀	二〇五	七月十二日	島津久元書狀
一八三	十月十五日	新納長住書狀	二〇六	十月廿三日	伊勢貞昌書狀
一八四	七月廿三日	新納忠清・高橋能乘連署書狀	二〇七	八月十五日	八重尾久重書狀
一八五	十一月廿一日	島津久薰書狀	二〇八	三月十五日	八重尾某書狀
一八六	二月 三日	島津久薰書狀	二〇九		八重尾某祈願神事次第注進狀
一八七	正月十一日	島津久慶外二名連署書狀	二一〇		御記錄所帳留
一八八	八月十三日	五代友泰書狀	二一一		留守家由緒書
一八九	八月 晦日	喜入忠統書狀	二一二	元祿元年 十一月 晦日	寺社奉行所違書
一九〇	五月廿六日	山田有榮書狀	二一三	七月廿八日	記錄所請取狀
一九一	三月十四日	山田有榮書狀			
一九二	閏五月 二日	島津久通・山田有榮連署書狀	二一四	二月廿四日	某書狀
一九三	閏七月十二日	鎌田政統書狀	二一五	四月 七日	町田家久 <small>清忠</small> 書狀
一九四	十月十五日	島津久元外二名連署書狀	二一六	八月 五日	涉川道鎮 <small>顯</small> 書狀
一九五	九月 廿日	川上久國書狀	二一七	二月十七日	明真書狀
一九六	七月 二日	喜入忠統書狀	二一八		某書狀
一九七	閏七月 七日	高崎能乘書狀	二一九		某書狀
一九八	正月廿八日	山田有榮書狀	二二〇	四月 九日	島津実久書狀
一九九	九月廿七日	島津久茂外二名連署書狀	二二一	七月廿八日	島津実久書狀
二〇〇	五月 廿日	伊地知重時書狀	二二二	正月十一日	島津忠興書狀
二〇一	正月 七日	新納某書狀	二二三	四月十六日	北郷久加外二名連署廻文

卷三

(記錄)

二二四	三月十八日	堀某口達寛	二四七	五月廿八日	伊集院忠朗書狀
二二五	十月十六日	島津久馮書狀	二四八	十月十六日	頼忠法印書狀
二二六	十月 六日	伊地知重行・有川貞政連署書狀	二四九	二月 十日	島津久逸書狀
二二七	閏六月十七日	細川高国書狀	二五〇	潤正月廿一日	島津運久書狀
二二八	十月十六日	新納忠清書狀	二五一	十一月廿三日	島津忠廉書狀
二二九	六月十三日	酒勾伊景書狀	二五二	五月十一日	別府某書狀
二三〇	八月 九日	酒勾伊景書狀	二五三	六月 廿日	琉球国中山王書狀
二三一	四月 五日	入来院定 _重 重書狀	二五四	六月 廿日	琉球国三司官書狀
二三二	三月十三日	大内義興書狀	二五五	六月十一日	某書狀
二三三	九月 三日	大内義興書狀	二五六		正八幡宮宝殿鎮壇祭次第覚書
二三四	正月十一日	大内義興書狀	二五七	承應 二年十二月 吉日	喜入久供寄進狀
二三五	七月十八日	相良為統書狀	二五八	寛文 二年 六月十三日	市来家賀寄進狀
二三六	十月 朔日	石田三成書狀	二五九	二月 三日	森澄秀書狀
二三七	十一月廿六日	近衛尚通書狀	二六〇	十二月十二日	祐身書狀
二三八	四月廿二日	伊集院忠朗書狀	二六一	三月十六日	宗安書狀
二三九	(記事)	鮫島氏古系図	二六二	十月廿九日	盛朗書狀
二四〇	五月 三日	某書狀	二六三	十一月 八日	伊地知重房書狀
二四一	六月廿六日	本田親貞書狀	二六四	正月十一日	伊集院忠棟書狀
二四二	二月廿三日	入来院重豊契狀	二六五	正月 元日	樺山久高書狀
二四三	閏六月 八日	本田宗親書狀	二六六	八月 十日	左衛門尉時性書狀
二四四	四月十五日	明見書狀	二六七	三月 八日	龜山上皇院宣
二四五	八月 七日	北郷知久書狀	二六八	六月廿六日	龜山上皇院宣
二四六	八月十九日	北郷知久書狀	二六九	六月 五日	石清水八幡宮別当家奉書

二七〇	二月 十日	石清水八幡宮別当家奉書	二九三	十一月十一日	伊勢貞成達書
二七一	八月 五日	新田宮法印某申狀	二九四	七月廿八日	樺山久高覽書
二七二	(正中二年)十一月十八日	宇佐宮宗寬書狀	二九五	十月廿六日	贈品目錄
二七三	八月廿六日	某書狀	二九六	九月廿七日	島津久元書狀
二七四	二月廿七日	新納久了覽書	二九七	三月廿五日	島津久慶外三名連署書狀
二七五	九月十一日	石田三成書狀	二九八		島津義久宛行狀
二七六	五月十二日	近衛信尋書狀	二九九	三月十四日	彦山福寿坊堯秀外三名書狀
二七七	八月 五日	甲斐重政書狀	三〇〇	七月十七日	島津義久直書
二七八	十一月廿六日	近衛信尹書狀	三〇一	正月 九日	川上久國書狀
二七九	十一月廿六日	近衛信尹書狀	三〇二		渋谷氏鹿尾鳥參仕座配書立
二八〇	四月廿七日	近衛尚通書狀	三〇三	十二月十三日	伊地知重貞・本田兼親連署書狀
二八一	四月廿七日	進藤長英書狀	三〇四	四月 五日	村田經安書狀
二八二	四月廿七日	近衛尚通書狀	三〇五	十二月 七日	喜入忠蒼書狀
二八三	四月廿七日	近衛尚通書狀	三〇六	五月十四日	伊東祐商書狀
二八四	四月廿七日	進藤長英書狀	三〇七	二月十六日	新納忠勝書狀
二八五	四月廿七日	近衛植家書狀	三〇八	十一月廿三日	新納忠勝書狀
二八六		正八幡宮宝殿鎮壇祭次第覽書	三〇九	八月廿四日	島津忠朝書狀
二八七		川上久慶書付	三一〇	十一月 吉日	彦山政所坊信梁書狀
二八八	二月 三日	森澄秀書狀	三一〇	十月 卅日	島津忠朝書狀
二八九	十二月十二日	祐身書狀	三一〇	十月 卅日	島津忠朝書狀
二九〇	三月十六日	宗安書狀	三一三	十月 廿日	島津忠広書狀
二九一	正月十二日	有馬純房書狀	三一三	二月十四日	相良義滋書狀
二九二		島津家久詠草	三一四		新納忠勝進上品注文
			三一五		新納忠勝進上品注文

三二六	九月 二日	進藤長英書狀	三三八	五月 四日	隈江匡久書狀
三一七	九月 四日	島津忠朝書狀	三三九	五月廿三日	隈江匡久書狀
三一八	十一月廿六日	近衛信尹書狀	三四〇	六月十一日	隈江匡久書狀
三一九	十一月廿六日	近衛尚通書狀	三四一	七月 十日	隈江匡久書狀
三二〇	十一月廿六日	近衛信尹書狀	三四二	七月 卅日	隈江匡久書狀
三二一	八月十二日	川上忠智書狀	三四三	八月廿八日	隈江匡久書狀
三二二	八月廿五日	新納忠元書狀	三四四	九月 七日	隈江匡久書狀
三二三	十二月廿四日	新納忠元書狀	三四五	三月十八日	島津道惠 <small>伊作</small> 書狀
三二四	八月 晦日	新納忠元書狀	三四六	四月 四日	島津道惠 <small>宗久</small> 書狀
三二五	十一月廿六日	新納忠元書狀	三四七	十月廿三日	東郷重位書狀
三二六	二月 七日	三獻式次第覽書	三四八	七月 三日	某申狀
三二七	十月 十日	梅北國兼書狀	三四九	六月十七日	児玉利昌書狀
三二八	十一月十三日	某書狀	三五〇	十一月廿六日	近衛尚通書狀
三二九	二月廿三日	新納久利書狀	三五一	十一月廿六日	諏訪某起請文前書
三三〇	五月十六日	隈江匡久書狀	三五二	二月廿九日	伊勢貞知書狀
三三一	六月十七日	隈江匡久書狀	三五三	九月廿八日	有馬晴信書狀
三三二	六月廿八日	隈江匡久書狀	三五四	九月廿六日	某覽書
三三三	六月十三日	隈江匡久書狀	三五五	九月十三日	近衛前久書狀
三三四	七月 十日	隈江匡久書狀	三五六	九月 五日	畠山直顯書下
三三五	十一月廿一日	隈江匡久書狀	三五七	六月 五日	入来院重門書狀
三三六	三月十一日	隈江匡久・中野歳信連署書狀	三五八	八月十二日	今川了俊 <small>世貞</small> 書狀
三三七	四月廿八日	隈江匡久書狀	三五九	八月十日	今川了俊 <small>世貞</small> 書狀
			三六〇		

三六一	正月 六日	今川了俊 <small>貞世</small> 書狀	三八四	二月 二日	伊勢貞昌書狀
三六二	五月十五日	今川了俊 <small>貞世</small> 書狀	三八五	九月廿七日	島津久元・伊勢貞昌連署書狀
三六三	六月 五日	今川了俊 <small>貞世</small> 書狀	三八六	九月廿七日	島津久元書狀
三六四	六月 十日	今川了俊 <small>貞世</small> 書狀	三八七	十一月廿八日	本田親存書狀
三六五	正月廿八日	今川了俊 <small>貞世</small> 書狀	三八八	二月 十日	鎌田政統等連署書狀
三六六	六月十三日	酒勾伊景書狀	三八九	四月 七日	新納久饒書狀
三六七	四月十五日	伊勢貞豐書狀	三九〇	三月 六日	町田久幸書狀
三六八	四月廿一日	渋谷重村着到狀	三九一	六月廿四日	喜入忠統外四名連署書狀
三六九	六月十九日	島津常久書狀	三九二	四月廿七日	喜入忠統・比志島國隆連署書狀
三七〇	五月廿七日	入来院重高書狀	三九三	七月 朔日	島津久元外二名連署書狀
三七一	閏七月十六日	入来院重朝書狀	三九四	三月 七日	本田親存書狀
三七二	十二月 二日	入来院重次書狀	三九五	四月十八日	島津久元・三原重種連署書狀
三七三	四月十三日	入来院重次書狀	三九六	二月十六日	喜入忠統・川上久國連署書狀
三七四	十一月十八日	入来院重高書狀	三九七	四月廿九日	伊勢貞昌書狀
三七五	九月 十日	入来院重賴書狀	三九八	八月十二日	山田有榮・市來家繁連署書狀
三七六	十一月 十日	出水公方向用途支配注文	三九九	三月 六日	本田親商書狀
三七七	五月 五日	入来院重高書狀	四〇〇	四月廿二日	島津久元・伊勢貞昌連署書狀
三七八		吉枝名実検帳	四〇一	二月十二日	伊勢貞昌書狀
三七九	(記事)	入來武光氏系図	四〇二	六月十二日	伊勢貞昌書狀
三八〇	十一月十五日	入来院重時書狀	四〇三	五月廿五日	伊勢貞昌書狀
三八一	(記事)	入来院重長一流系図	四〇四	十一月廿三日	伊勢貞昌書狀
三八二		入来院重時宛行狀	四〇五	十月 五日	伊勢貞昌書狀
三八三	十二月十五日	伊勢貞陸書狀			

四〇六	十一月廿七日	伊勢貞昌書狀	四二八	七月 四日	從儀師幸雅施行狀
四〇七	十二月十四日	伊勢貞昌書狀	四二九	三月十八日	長倉祐省外三名連署書狀
四〇八	正月 十日	伊勢貞昌書狀	四三〇		某書狀
四〇九	四月十一日	伊勢貞昌書狀	四三一	五月 十日	村田經安・平田兼宗連署書狀
四一〇	八月十四日	伊勢貞昌書狀	四三二	(記事)	肝付氏弁濟使職系圖
四一一	九月十二日	伊勢貞昌書狀	四三三	九月 八日	正賢奉書
四一二	十一月十六日	伊勢貞昌書狀	四三四		某下文
四一三	二月廿九日	伊勢貞昌書狀	四三五	正月廿一日	行惠書狀
四一四	十二月廿六日	伊勢貞昌書狀	四三六	四月十二日	行惠書狀
四一五	五月廿三日	伊勢貞昌書狀	四三七	十一月 六日	榮寂書狀
四一六	二月 二日	伊勢貞昌書狀	四三八	十月廿四日	行惠書狀
四一七	七月十六日	島津久慶・川上久國連署達書	四三九	六月十二日	為成書狀
四一八	七月廿七日	伊勢貞昌書狀	四四〇		某書狀追而書
四一九	六月 廿日	伊勢貞昌書狀	四四一		某書狀追而書
四二〇	六月十二日	伊勢貞昌書狀	四四二	八月 九日	名和慈冬書狀
四二一	五月廿五日	伊勢貞昌書狀	四四三	八月 十日	今川了俊 <small>貞</small> 書狀
四二二	四月十六日	島津久慶・額姪久政連署廻文	四四四	八月 十日	今川了俊 <small>貞</small> 書狀
四二三	四月十六日	北郷久加外二名連署廻文	四四五	八月 十日	今川了俊 <small>貞</small> 書狀
〔正保 三年〕					
卷六					
四二四	七月廿七日	北条泰時書狀	四四六	二月 七日	今川三雄書狀
四二五	(記事)	額姪忠永一流系圖	四四七	二月十一日	今川三雄書狀
四二六	二月 五日	某書狀	四四八	四月廿一日	今川三雄書狀
四二七	八月 七日	島津常陸証狀	四四九	正月 六日	今川了俊 <small>貞</small> 書狀
			四五〇	二月廿三日	今川了俊 <small>貞</small> 書狀

四五二	三月廿一日	今川了俊 ^{世貞} 書狀	四七三	閏八月	島津重豪達書
四五三	三月廿一日	今川了俊 ^{世貞} 書狀	四七四	六月	島津重豪達書
四五四	四月廿一日	今川了俊 ^{世貞} 書狀	四七五	十二月	島津市正某達書
四五五	四月 廿日	今川了俊 ^{世貞} 書狀	四七六	九月	島津重豪達書
四五六	四月十三日	今川了俊 ^{世貞} 書狀	四七七	十二月	島津齊宣達書
四五七	四月十三日	今川貞臣書狀	四七八		島津齊宣遺物注文
四五八	七月 五日	今川了俊 ^{世貞} 書狀	四七九		遺物注文
四五九	九月 四日	今川了俊 ^{世貞} 書狀	四八〇	十一月	穎娃信濃 ^久 達書
四六〇	九月十六日	今川了俊 ^{世貞} 書狀	四八一	七月	市田某達書
四六一	九月廿四日	今川了俊 ^{世貞} 書狀	四八二	六月廿六日	北郷某書狀
四六二	十月十九日	今川了俊 ^{世貞} 書狀	四八三	八月 三日	北郷某・土持某連署覚書
四六三	八月 四日	酒勾伊景書狀	四八四	九月十四日	新納忠元書狀
四六四	八月 四日	市來家親書狀	四八五	十一月 十日	島津忠隣書狀
四六五	正月廿五日	直忠書狀	四八六	五月 二日	比志島國貞書狀
四六六	十月廿九日	今川了俊 ^{世貞} 書狀	四八七	九月十四日	畠山政長書狀
四六七	五月廿三日	宮内大輔守政書狀	四八八	九月十三日	道澄書狀
四六八	正月十一日	入来院氏給地反町付帳	四八九	九月 三日	近衛前久書狀
四六九	十二月廿七日	川上忠兄書狀	四九〇	九月廿八日	近衛信尹書狀
四七〇	十月 朔日	石田三成書狀	四九一	三月 五日	近衛植家書狀
四七一	正月廿八日	桂忠桎書狀	四九二	四月 六日	近衛植家書狀
四七二	十月十四日	本田正親書狀	四九三	七月 四日	足利義昭御内書
			四九四	十一月 晦日	足利義昭御内書
			四九五	七月 八日	赤松政則書狀

四九六 宝徳 四年 十月 七日 島津氏重書注文
 四九七 島津氏重書注文
 四九八 (記事) 相馬胤綱一流系図
 四九九 (記事) 四条東洞院敷地相伝系図
 五〇〇 元禄十四年 三月 林信篤跋
 五〇一 五月 九日 北条義時書状
 五〇二 (元弘 三年) 八月 四日 後醍醐天皇綸旨
 五〇三 三月 廿九日 北条貞時書状
 五〇四 四月 廿九日 足利高氏書状
 五〇五 六月 十日 足利高氏書状
 五〇六 八月 二日 足利尊氏書状
 五〇七 二月 廿八日 足利義滿御内書
 五〇八 九月 二日 足利義滿御内書
 五〇九 八月 十日 今川了俊書状
 五一〇 六月 廿六日 足利義植御内書
 五一一 三月 八日 足利義教御内書
 五一二 (永享 五年) 閏七月 十一日 足利義教御内書
 五一三 九月 三十日 足利義教御内書
 五一四 四月 十三日 足利義教御内書
 五一五 六月 十七日 足利義教御内書
 五一六 二月 廿二日 足利義政御内書
 五一七 九月 廿三日 足利義政御内書
 五一八 十二月 十五日 足利義政御内書

五一九 十二月 十五日 足利義政御内書
 五二〇 七月 十七日 足利義政御内書
 五二一 (永禄 三年) 六月 二日 足利義輝御内書
 五二二 (永禄 三年) 六月 二日 近衛植家書状
 五二三 (永禄十二年) 六月 十六日 足利義昭御内書
 五二四 十月 廿八日 細川藤孝副状
 五二五 十一月 二日 足利義昭御内書
 五二六 〔七〕月 廿二日 細川藤孝副状
 五二七 四月 十四日 足利義昭御内書
 五二八 四月 十四日 一色藤長副状
 五二九 (天正五年九) 四月 十七日 足利義昭御内書
 五三〇 (天正五年九) 四月 十七日 真木島昭光・一色昭秀連署副状
 五三一 (天正 六年) 九月 十一日 足利義昭御内書
 五三二 (天正 六年) 九月 十一日 一色昭秀・真木島昭光連署副状
 五三三 (天正八年) 八月 十二日 織田信長書状
 五三四 (天正八年) 八月 十二日 織田信長書状
 五三五 (天正八年) 九月 十九日 近衛前久書状
 五三六 九月 四日 足利義昭御内書
 五三七 (天正十二年) 九月 四日 足利義昭御内書
 五三八 (天正十四年) 十二月 四日 足利義昭御内書
 五三九 十二月 四日 足利義昭御内書
 五四〇 十二月 四日 足利義昭御内書
 五四一 二月 廿六日 足利義昭御内書

五四二	文化 八年	三月廿五日	大番頭座廻文	五六三	二月 九日	齋藤明真書狀
五四三		三月	大番頭廻文	五六四		某申狀
五四四		三月廿一日	通達写	五六五		島津貞久覚書
五四五			通達写	五六六		鎮西下知狀
五四六			通達写	五六七	四月十五日	芥河愛阿書狀
五四七		四月	通達写	五六八	二月廿三日	入来院重豊契約狀
	卷八			五六九	十二月十三日	大友親世書狀
五四八		十二月十八日	島津貞久書狀	五七〇	十二月 九日	今川了俊書狀
五四九		正月十一日	島津貞久書狀	五七一	三月廿五日	今川了俊書狀
五五〇		二月十九日	島津師久書狀	五七二	八月廿九日	今川了俊書狀
五五〇の二	(記事)		入来院氏略系図	五七三	九月 三日	貞信書狀
五五一		三月 六日	足利義滿御内書	五七四	九月十六日	島津伊久書狀
五五二		閏九月十二日	昌和書狀	五七五	二月廿 ^〇 [五]日	島津守久書狀
五五三		十月 七日	足利義滿御内書	五七六	七月十六日	島津氏久安堵狀
五五四		六月十五日	少貳冬資書狀	五七七	七月 廿日	島津氏久書狀
五五五		十二月廿五日	少貳貞頼書狀	五七八	十二月 二日	島津元久書狀
五五六		十二月廿五日	一色三雄拳狀	五七九	四月 十日	島津元久書狀
五五七		三月 六日	島津守久書狀	五八〇	二月十三日	島津元久書狀
五五八		二月十七日	明真書狀	五八一	二月十一日	島津氏進上物注文
五五九		二月 九日	明真書狀	五八二	二月廿三日	島津久豊書狀
五六〇		三月 八日	島津貞久書狀	五八三	四月廿一日	島津久豊書狀
五六一			島津氏所領注文	五八四	六月十五日	島津久豊書狀
五六二		八月	某書狀	五八五		

五八六	十一月廿六日	島津久豊書狀	六〇九	八月十七日	島津忠国書狀
五八七	十一月廿三日	島津久豊書狀	六一〇	八月十七日	島津忠国書狀
五八八	十一月廿六日	島津久豊書狀	六一一	六月 廿日	金九世主書狀
五八九	十一月廿三日	島津久豊書狀	六一二	四月十五日	赤松滿政書狀
五九〇	十月 六日	島津久豊書狀	六一三		室町將軍家御教書
五九一	十月十一日	島津久豊書狀	六一四		室町幕府奉行奉書
五九二	七月廿六日	島津久豊書狀	六一五	三月十八日	島津立久書狀
五九三	十一月廿二日	島津久豊起請文	六一六	十二月十九日	島津立久書狀
五九四	九月廿九日	島津久豊書狀	六一七	七月十七日	島津立久書狀
五九五	八月 五日	樺山教久 <small>久</small> 書狀	六一八	九月 九日	島津立久書狀
五九六	七月 九日	樺山滿久起請文	六一九		島津立久譜
五九七	五月十七日	島津久豊書狀	六二〇	三月十五日	島津立久書狀
五九八	九月廿五日	島津久豊書狀	六二一	十一月 二日	島津忠治書狀
五九九	十二月 七日	島津忠国書狀	六二二	十一月廿四日	島津忠治書狀
六〇〇	三月廿三日	島津忠国書狀	六二三	十一月 二日	島津忠治書狀
六〇一	二月 卅日	島津忠国書狀	六二四	十二月廿一日	島津忠治書狀
六〇二	正月 五日	島津忠国書狀	六二五	八月廿四日	島津忠治書狀
六〇三	正月 廿二日	細川頼春書狀	六二六	正月 廿日	島津忠治書狀
六〇四	十一月廿四日	島津忠国書狀	六二七	十一月 一日	島津勝久書狀
六〇五	正月十二日	島津忠国書狀	六二八	十月 三日	島津勝久書狀
六〇六	二月 三日	島津忠国書狀	六二九	六月 三日	島津勝久書狀
六〇七	五月 四日	島津忠国書狀	六三〇	六月 三日	島津勝久書狀
六〇八			六三一		洪谷氏鹿兒島參仕座配書立

〔應永十八、九頃〕

〔應永中頃〕

〔應永中〕

〔正平 六年〕

〔永正中〕

〔永正中〕

〔永正中〕

（記事）

六三二	十月十六日	島津勝久書狀	六五三	六月廿九日	島津忠繼書狀
六三三	六月廿八日	島津勝久書狀	六五四	六月十五日	少式冬資書狀
六三四	十月十一日	島津勝久書狀	六五五	八月廿九日	今川了俊 <small>世貞</small> 書狀写
六三五	七月 七日	肝付久兼 <small>兼演</small> 書狀	六五六	九月 三日	某書狀
六三六	十二月 三日	某契約文案文	六五七	閏九月十二日	某書狀
六三七	十一月 二日	島津勝久書狀	六五八	四月十四日	島津氏久書狀
六三八	八月廿二日	大内義興書狀	六五九	七月 七日	某書狀
六三九	八月廿二日	大内義興書狀	六六一	二月廿八日	足利義滿御内書
六四〇	七月廿八日	肝付兼演外六名連署覚書	六六二	正月十六日	島津氏久書狀
六四一	十月廿八日	島津実久書狀	六六三	九月廿四日	島津玄久 <small>久氏</small> 書狀
六四二	十月廿八日	親方書狀	六六四	十二月廿五日	島津元久書狀
六四三	六月 朔日	某書狀	六六五	二月 九日	島津元久書狀
六四四	二月廿八日	島津勝久書狀	六六六	二月十三日	島津元久書狀
六四五	七月 二日	島津勝久書狀	六六七	二月廿九日	島津元久書狀
六四六	八月十七日	島津勝久書狀	六六八	四月十四日	島津元久書狀
六四七	九月十七日	島津勝久書狀	六六九	七月 一日	島津忠国書狀
六四八	八月十三日	島津勝久書狀	六七〇	三月 八日	足利義教御内書
六四九	七月十五日	島津勝久書狀	六七一	閏七月十一日	足利義教御内書
六五〇	四月十四日	島津勝久書狀	六七二	九月 卅日	足利義教御内書
六五一	九月 六日	島津勝久書狀	六七三	七月廿一日	島津立久書狀
六五二			六七四	三月十四日	島津立久書狀
			六七五	六月廿六日	足利義植御内書
				三月廿九日	本田国親書狀

卷九

(記事)

島津忠宗譜

六七六	四月 十日	島津忠国書状	六九九	十二月 二日	島津忠昌書状
六七七	五月 四日	島津忠国書状	七〇〇	七月十九日	島津忠昌書状
六七八	十月廿九日	島津忠国書状	七〇一	十月十三日	島津忠昌書状
六七九	十一月 十日	島津忠国書状	七〇二	十一月 二日	島津忠治書状
六八〇		島津忠国書状	七〇三	七月廿六日	島津忠昌書状
六八一		島津忠国書状	七〇四	七月 五日	島津忠昌書状
六八二		島津忠国書状	七〇五	七月廿六日	島津忠昌書状
六八三		御感綸旨所望輩交名	七〇六		島津忠昌書状
六八四	十一月廿三日	島津貞久書状	七〇七	九月廿七日	島津忠昌書状
六八五	十一月廿六日	島津貞久書状	七〇八	七月廿三日	某書状
六八六	八月十九日	今川了俊 <small>貞世</small> 書状	七〇九	八月十八日	宗祇書状
六八七	二月十一日	布施英基書状	七一〇	四月 十日	島津忠昌書状
六八八		島津武久 <small>忠昌</small> 書状案	七一一	五月 廿日	島津忠昌書状
六八九		北郷久剛譜	七一二	十一月 六日	島津忠治書状
六九〇	十一月廿五日	島津武久 <small>忠昌</small> 書状	七一三	三月廿四日	島津忠治書状
六九一	正月廿三日	島津忠昌書状	七一四	七月廿三日	島津忠治書状
六九二		島津忠昌書状	七一五	八月廿四日	島津忠治書状
六九三		島津忠昌書状	七一六	十一月 二日	島津忠治書状
六九四		島津忠昌書状	七一七	十一月 二日	島津忠治書状
六九五	九月 晦日	島津忠昌書状	七一八	十一月廿四日	島津忠治書状
六九六	十月廿二日	島津忠昌書状	七一九	十二月廿一日	島津忠治書状
六九七	九月廿九日	取竜書状	七二〇		北郷久隆譜
六九八	十二月 二日	島津忠昌書状	七二一	十月 廿日	島津忠治書状

- 七二二 島津忠良等詠草
- 七二三 日新様以来御当家繁栄之事
- 七二四 (記事) 日新記
- 七二五 (記事) 日新記
- 七二六 (記事) 日新記
- 七二七 (記事) 日新記
- 七二八 (記事) 日新記
- 七二九 (記事) 日新記
- 七三〇 (記事) 日新記
- 七三一 (記事) 日新記
- 七三二 (記事) 日新記
- 七三三 (記事) 日新記
- 七三四 (記事) 日新記
- 七三五 (記事) 日新記
- 七三六 (記事) 日新記
- 七三七 (記事) 日新記
- 七三八 (記事) 日新記
- 七三九 (記事) 日新記
- 七四〇 (記事) 文明記
- 七四一 (記事) 伊集院忠朗書状
- 七四二 「大永六年」 九月廿一日 島津勝久書状
- 七四三 「永祿八年」 三月五日 近衛植家書状
- 七四四 六月二日 応胤入道親王書状
- 七四五 四月七日 可水書状
- 七四六 (天文十五年) 正月七日 近衛植家書状
- 七四七 正月十六日 半松斎宗養書状
- 七四八 二月廿九日 近衛植家書状
- 七四九 八月廿九日 半松斎宗養書状
- 七五〇 (記事) 春成氏系図抄
- 七五一 (記事) 飛松氏系図抄
- 七五二 五月十三日 島津日新良良契状
- 七五三 「永祿中」 九月廿三日 進藤長治書状
- 七五四 三月十三日 近衛植家書状
- 七五五 二月十九日 近衛植家書状
- 七五六 九月三日 近衛植家書状
- 七五七 十一月廿八日 近衛尚通書状
- 七五八 (天文廿一年) 九月朔日 近衛植家書状
- 七五九 九月二日 応胤入道親王書状
- 七六〇 三月十五日 近衛植家書状
- 七六一 九月廿五日 肝付兼興書状
- 七六二 島津日新良良詠草
- 七六三 寄進地目録
- 七六四 (記事) 寄進記事
- 七六五 (記事) 島津忠良譜
- 七六六 (記事) 日新記

七六六 (記事) 日新記
 七六七 (記事) 日新記
 七六八 (記事) 島津忠良譜
 七六九 (記事) 日新記
 七七〇 (記事) 日新記
 七七一 (記事) 日新記
 七七二 (記事) 日新記
 七七三 (記事) 日新記
 七七四 (記事) 日新記
 七七五 (記事) 日新記
 七七六 (記事) 日新記
 七七七 (記事) 日新記
 七七八 (記事) 日新記
 七七九 (記事) 日新記
 七八〇 (記事) 日新記
 七八一 (記事) 日新記
 七八二 (記事) 日新記
 七八三 (記事) 日新記
 七八四 (記事) 日新記
 七八五 (記事) 日新記
 七八六 (記事) 日新記
 七八七 (記事) 日新記
 七八八 (記事) 日新記

七八九 (記事) 日新記
 七九〇 (記事) 日新記
 七九一 (記事) 日新記
 七九二 (記事) 日新記
 七九三 (記事) 日新記
 七九四 (記事) 琉球王某書狀
 七九五 (記事) 日新記
 七九六 (記事) 日新記
 七九七 (記事) 日新記
 七九八 (記事) 日新記
 七九九 (記事) 日新記
 八〇〇 (記事) 日新記
 八〇一 (記事) 日新記
 八〇二 (記事) 日新記
 八〇三 (記事) 日新記
 八〇四 (記事) 日新記
 八〇五 (記事) 日新記
 八〇六 (記事) 日新記
 八〇七 (記事) 日新記
 八〇八 (記事) 日新記
 八〇九 (記事) 島津忠良詠草
 八一〇 島津忠良詠草
 八一一 島津忠良詠草

八二二 島津忠良詠草
 八二三 島津忠良詠草
 八二四 島津忠良譜
 八二五 琉球中山王書狀
 八二六 (記事)
 八二七 島津忠良譜
 八二八 島津忠良詠草
 八二九 (永祿 六年) 二月廿一日 飛鳥井頼孝蹴鞠伝授狀
 八三〇 (永祿 三年) 六月 朔日 島津忠朝書狀
 八三一 八月 廿日 島津忠良詠草
 八三二 八月 廿日 飛鳥井頼孝蹴鞠伝授狀
 八三三 二月 廿日 島津忠朝書狀
 八三四 島津忠良書狀

八三五 「大水年間」 八月廿八日 近衛尚通書狀
 八三六 九月廿五日 島津日新忠書狀
 八三七 十月十二日 島津日新忠書狀
 八三八 八月 十日 島津忠良書狀
 八三九 十二月 四日 島津忠良書狀
 八四〇 十二月廿五日 島津日新忠書狀
 八四一 五月廿三日 島津忠良書狀
 八四二 十一月十六日 島津日新忠書狀
 八四三 十一月 廿日 島津日新忠書狀
 八四四 四月廿三日 島津日新忠書狀
 八四五 七月 四日 島津日新忠書狀
 八四六 六月 一日 島津日新忠書狀
 八四七 三月十三日 島津貴久書狀
 八四八 六月廿八日 進藤長治書狀
 八四九 七月廿三日 朝倉義景書狀
 八五〇 三月 三日 琉球国書狀
 八五一 九月十一日 某綸旨副狀
 八五二 「永祿ノ初」 五月 朔日 島津貴久書狀
 八五三 八月 七日 島津貴久書狀
 八五四 九月 一日 島津貴久書狀
 八五五 十二月十五日 島津貴久書狀
 八五六 五月廿七日 島津貴久書狀
 八五七 島津貴久詠草

八五八 十二月廿四日 島津貴久書狀
 八五九 閏六月十五日 島津貴久書狀
 八六〇 島津貴久書狀
 八六一 二月廿八日 島津貴久書狀
 八六二 七月十九日 島津貴久書狀
 八六三 三月十四日 島津貴久書狀
 八六四 三月三日 島津貴久書狀
 八六五 五月二日 島津貴久書狀
 八六六 八月十一日 島津貴久書狀
 八六七 島津貴久書狀
 八六八 六月廿三日 島津貴久書狀
 八六九 二月十一日 島津貴久書狀
 八七〇 六月 朔日 某書狀
 八七一 十一月五日 今岡通詮書狀
 八七二 二月 廿日 島津忠良書狀
 八七三 三月 廿日 龍造寺家門書狀
 八七四 六月 二日 近衛種家書狀
 八七五 (永祿 六年)十一月一日 島津貴久書狀
 八七六 島津貴久書狀
 卷十一
 八七七 四月十一日 徳川家康起請文
 八七八 某書狀
 八七九 島津龍伯義久詠草

八八〇 島津義久詠草
 八八一 島津義久詠草
 八八二 島津義久詠草
 八八三 島津義久詠草
 八八四 島津義久詠草
 八八五 島津義久詠草
 八八六 島津義久詠草
 八八七 島津義久詠草
 八八八 島津義久詠草
 八八九 島津義久詠草
 八九〇 七月十六日 島津義久書狀
 八九一 (天正 六年)十二月十日 島津義久書狀
 八九二 島津義久書狀
 八九三 三月 四日 島津義久書狀
 八九四 二月廿五日 島津義久書狀
 八九五 八月 四日 島津義久書狀
 八九六 島津義久書狀
 八九七 廿九日 島津義久書狀
 八九八 十一月十二日 島津義久書狀
 八九九 正月 廿日 島津義久書狀
 九〇〇 二月 八日 島津義久書狀
 九〇一 三月廿九日 島津義久書狀
 九〇二 十二月十三日 島津義久書狀

九〇三		正月十一日	島津義久書狀	九二六	(永祿八年)	正月十四日	島津義久書狀
九〇四		四月十三日	島津義久書狀	九二七		五月十一日	島津龍伯 <small>義久</small> 書狀
九〇五		四月十五日	島津義久書狀	九二八	(文祿元年)	七月廿三日	島津龍伯 <small>義久</small> 書狀
九〇六	(記錄)		島津義久日記	九二九			某起請文
九〇七	〔慶長三年〕	八月十九日	大藏卿法印宗久副狀	九三〇	(文祿四年)		島津龍伯 <small>義久</small> 請書案
九〇八		十二月廿三日	尊朝法親王書狀	九三一		八月廿九日	島津龍伯 <small>義久</small> 書狀
九〇九		五月廿一日	近衛前久書狀	九三二		正月三日	島津龍伯 <small>義久</small> 書狀
九一〇		十月四日	近衛前久書狀	九三三		正月六日	島津龍伯 <small>義久</small> 書狀
九一一		九月廿三日	近衛信尹書狀	九三四		六月二日	島津龍伯 <small>義久</small> 書狀
九一二		十月廿八日	近衛前久書狀	九三五		四月五日	島津龍伯 <small>義久</small> 書狀
九一三		十一月廿七日	徳川家康書狀	九三六			島津義久掟書
九一四		二月十日	近衛前久書狀	九三七		五月十日	某覚書
九一五		七月四日	近衛信尹書狀	九三八			某覚書
九一六		九月廿一日	近衛前久書狀	九三九		三月十八日	島津龍伯 <small>義久</small> 書狀
九一七		四月廿五日	近衛前久書狀	九四〇		七月廿日	島津義久書狀
九一八		四月廿五日	近衛龍山 <small>前久</small> 書狀追而書	九四一		三月廿五日	島津龍伯 <small>義久</small> 書狀
九一九			近衛龍山 <small>前久</small> 返事事書	九四二		正月廿三日	島津龍伯 <small>義久</small> 書狀
九二〇			近衛前久伝語書	九四三		正月十一日	島津龍伯 <small>義久</small> 書狀
九二一			近衛前久書狀追而書	九四四		正月七日	島津龍伯 <small>義久</small> 書狀
九二二	(元龜元年)	八月十日	近衛前久書狀	九四五	〔慶長中〕	〇九月十六日	島津龍伯 <small>義久</small> 書狀
九二三		三月二日	近衛前久書狀	九四六		六月十一日	島津龍伯 <small>義久</small> 書狀
九二四	(天正十年)	六月十七日	近衛前久書狀	九四七		二月廿二日	島津龍伯 <small>義久</small> 書狀
九二五		三月十四日	足利義昭御内書	九四八		五月廿四日	島津龍伯 <small>義久</small> 書狀

九四九	正月 九日	島津龍伯 <small>義久</small> 書狀	九七一	三月廿六日	島津龍伯 <small>義久</small> 書狀案
九五〇	正月十五日	島津龍伯 <small>義久</small> 書狀	九七二	四月 三日	昭高院道澄書狀
九五一	十一月十二日	島津龍伯 <small>義久</small> 書狀	九七三	四月十二日	某書狀案
九五二	七月 十日	城親賢書狀	九七四	四月十七日	島津龍伯 <small>義久</small> 書狀
九五三	四月 六日	舜有書狀	九七五	五月十八日	島津家久書狀
九五四	十二月十三日	名和頭孝書狀	九七六	八月廿七日	某書狀
九五五	十月 七日	近衛信尹書狀	九七七	九月廿五日	島津龍伯 <small>義久</small> 書狀
九五六	十二月十三日	大友宗麟 <small>義經</small> 書狀	九七八	八月 一日	賴惠書狀
九五七	二月廿二日	志岐麟泉 <small>義經</small> 書狀	九七九	九月廿三日	進藤長治書狀
九五八	二月 八日	相良頼房 <small>義陽</small> 書狀	九八〇	十月廿一日	佐々木宗綱書狀
九五九	八月十二日	土持麟松書狀	九八一	十月 二日	島津義久書狀案
九六〇	九月十一日	相良頼房 <small>義陽</small> 書狀	九八二	十月廿一日	佐々木宗綱書狀
九六一	正月十六日	長岡兵部・石田三成連署書狀	九八三	十一月廿一日	佐々木宗綱書狀
九六二	四月 三日	星野鎮胤書狀	九八四	九月 五日	伊集院忠金書狀
九六三	二月十五日	石田正澄書狀	九八五	十月廿六日	島津義久書狀案
九六四	六月廿八日	山口玄蕃頭書狀	九八六	十一月廿六日	島津龍伯 <small>義久</small> 書狀
卷十二					
九六五	二月十八日	島津龍伯 <small>義久</small> 書狀	九八七	十二月廿六日	島津龍伯 <small>義久</small> 書狀
九六六		島津義久 <small>覺書</small>	九八八		義性書狀
九六七	三月廿一日	島津龍伯 <small>義久</small> 書狀案	九八九		那覇里主等連署書狀
九六八	三月十三日	島津義久書狀案	九九〇		島津義久書狀案
九六九	三月十三日	島津義久書狀案	九九一		島津義久書狀案
九七〇	二月 三日	島津龍伯 <small>義久</small> 書狀	九九二		島津義久書狀案
			九九三		鷹狩供衆注文

九九四	三月廿六日	島津龍伯 <small>義久</small> 書狀	一〇一七	四月廿八日	明宗書狀
九九五	十一月二日	島津龍伯 <small>義久</small> 書狀案	一〇一八	五月 吉日	元昌書狀
九九六	四月十七日	島津龍伯 <small>義久</small> 書狀	一〇一九	八月 吉日	鞍馬寺妙法院盛雅書狀
九九七	二月廿九日	島津龍伯 <small>義久</small> 書狀	一〇二〇	八月 三日	鞍馬寺妙法坊客全書狀
九九八	正月十九日	島津義久書狀案	一〇二一	九月 吉日	連長書狀
九九九	正月十一日	島津義久書狀案	一〇二二	九月 七日	勢田宗句書狀
一〇〇〇	三月廿三日	島津義久書狀	一〇二三	六月十九日	石田正澄書狀
一〇〇一	十月 廿日	島津義久書狀	一〇二四	五月 三日	近衛前久書狀
一〇〇二	十二月十六日	島津義久書狀	一〇二五	正月 三日	前田玄以等連署書狀
一〇〇三	八月 四日	島津義久書狀案	一〇二六	七月廿五日	島津勝久書狀
一〇〇四	五月十五日	島津義久書狀案	一〇二七	三月 廿日	龍造寺家門書狀
一〇〇五	十月十五日	島津義久書狀案	一〇二八	十月十九日	近衛尚通書狀
一〇〇六	十二月十三日	島津義久書狀案	一〇二九	八月十四日	近衛尚通書狀
一〇〇七	九月 三日	新納忠元・肝付兼盛連署書狀	一〇三〇	三月十三日	某書狀
一〇〇八	四月 三日	川上忠克外二名連署書狀	一〇三一	十二月廿四日	有馬義純書狀
一〇〇九	八月廿五日	佐伯惟教外三名連署書狀	一〇三二	十一月廿八日	志岐麟泉 <small>隆經</small> 書狀
一〇一〇	四月廿一日	鍋島信昌 <small>直</small> 書狀	一〇三三	十二月 六日	土持親成書狀
一〇一一		某寬書	一〇三四	十一月 六日	天草鎮尚書狀
一〇一二	十一月十二日	喜入季久書狀	一〇三五	十二月廿六日	土持親成書狀
一〇一三	七月十二日	本田親貞書狀案	一〇三六	六月十八日	飛鳥井雅繼書狀案
一〇一四	三月廿八日	宗固・道正連署書狀	一〇三七	八月 二日	龍造寺隆信書狀
一〇一五		某寬書	一〇三八	十一月廿六日	近衛尚通書狀
一〇一六	正月廿三日	臨江齋書狀	一〇三九		

一〇四〇 六月十六日 足利義昭御内書
 一〇四一 八月廿四日 島津義久書狀
 一〇四二 九月十三日 伊集院忠棟書狀
 一〇四三 正月廿五日 毛利輝元書狀
 一〇四四 三月 二日 秋月種実書狀
 一〇四五 四月十二日 松浦鎮信書狀
 一〇四六 五月十一日 小早川隆景書狀
 一〇四七 某書狀
 一〇四八 九月十五日 尊朝法親王書狀
 一〇四九 三月 五日 近衛前久書狀
 一〇五〇 島津義久老臣某書狀案
 一〇五一 某書狀
 一〇五二 五月 五日 近衛前久書狀
 一〇五三 正月十三日 島津義久書狀案
 一〇五四 二月十三日 島津義久書狀
 一〇五五 正月十三日 島津義久書狀案
 一〇五六 三月 九日 島津義久書狀案
 一〇五七 四月十二日 島津義久書狀案
 一〇五八 五月十八日 島津義久老臣某書狀案
 一〇五九 五月廿四日 島津義久書狀案
 一〇六〇 六月廿八日 島津義久書狀案
 一〇六一 七月 島津義久書狀案
 一〇六二 八月 島津義久書狀案

一〇六三 九月 二日 島津義久書狀案
 一〇六四 九月十二日 島津義久書狀案
 一〇六五 島津義久老臣某書狀案
 一〇六六 島津氏告諭并唐船着津之時所
 一〇六七 定法度
 一〇六八 島津義久書狀案
 一〇六九 島津義久書狀
 桜井紹白書狀

花
押
一
覽

例 言

- 一 花押一覽は「附録一」に収載された花押写を集めたものである。
- 一 写が不鮮明な場合は、島津家重書中の花押を転載した。
- 一 花押に附した数字は本文（附録一）の花押写の番号を示す。

愛阿 (大寺彈正忠)

1



赤松政則

2



朝倉義景

3



足利尊氏

4

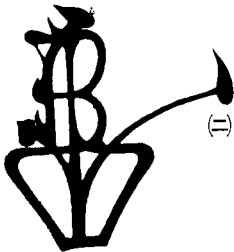


足利義昭 (一)

5



6



足利義種

7



足利義輝

8

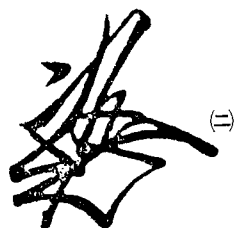


足利義教

9



12



(二)

11



足利義滿

(一)

10



足利義政

15



荒武宗道

14



飛鳥井雅教

13



足利義持

18



安楽兼惟

17



有馬義純

16



有川貞政

21

石田三成



20

石田正澄



19

安楽某



24

伊地知重房



23

伊地知重時



22

伊地知重起



27

伊集院忠棟 (-)



26

伊集院是心



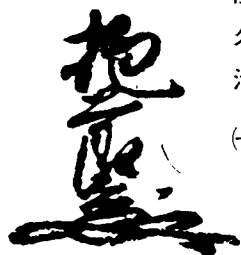
25

伊地知重行



30

伊集院久治 (一)



29

伊集院忠朗



28

(二)



33

伊勢貞成 (一)



32

伊勢貞知



31

(二)



36

伊勢貞昌 (二)



35

伊勢貞昌 (一)



34

(二)



39



(五)

38



(四)

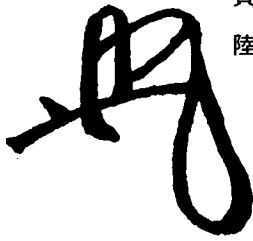
37



(三)

42

伊勢貞陸



41

伊勢貞真



40

伊勢貞豊



45

(二)



44

市来家親

(一)



43

爲成



48

今川貞臣



47

伊東祐商



46

一色藤長



51

入来院重門



50

今川三雄
宮内大輔



49

今川貞世了俊



54

入来院重次



53

入来院重高



52

入来院重豊



57

入来院重頼



56

入来院重朝



55

入来院重時



60

上床国寄



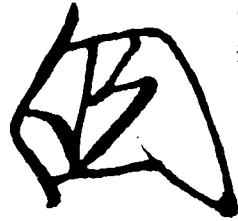
59

上井秀秋



58

梅北国兼



63

海老原爲信



62

荣寂

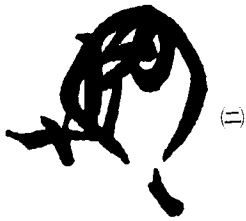


61

頼娃久政



66



65



大内義興 (一)

64



応胤親王

69



大友義鎮 (宗麟) (一)

68



大友親世

67



大寺政安

72



甲斐重政

71



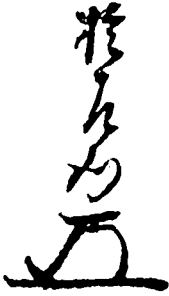
落合兼仲

70



75

樺山久高



74

桂忠詮



73

可水



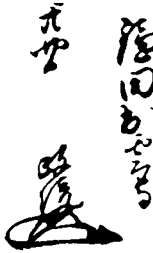
78

川上忠位



77

鎌田政統



76

樺山満久



81

川上忠智(脇枕)



80

川上忠智(脇枕)

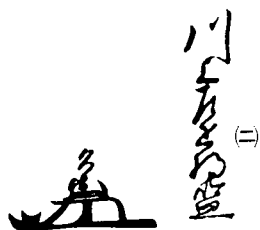


79

川上忠克



84



83



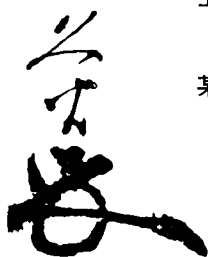
川上久国 (一)

82



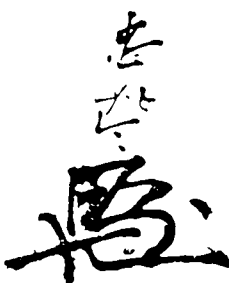
川上忠豊

87



川上 某

86



川上 某

85



川上久隅

90



喜入忠統 (初忠政)

89



鑑法

88



川口重昌

93

肝
付兼統



92

喜
入久政



91

喜
入忠誉



96

(二)



95

行
恵 (一)



94

肝
付久兼
演兼



99

五
代友泰



98

江
鯢



97

隈
江匡久



102

近衛前久 (一)



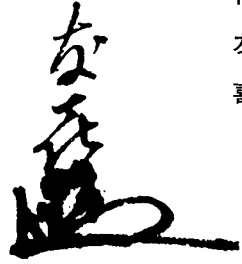
101

児玉利昌



100

五代友喜



105

近衛植家 (一)



104

(三)



103

(二)



108

(二)



107

近衛信尹 (一)



106

(二)



111

近衛尚通



110

近衛信尋



109



(三)

114

酒匂伊景 (一)



113

相良爲統



112

相良長唯



117

志岐諸經 (麟泉)



116

佐土原祐重



115



(二)

120

島津氏久



119

島津家久



118

慈冬



123

島津伊久



122

島津忠朝



121

島津勝久 (初忠兼)



126

島津実久



125

島津貞久 (二)



124

島津貞久 (道鑑) (一)



129

島津忠廉



128

島津忠興



127

島津貴久



132

島津忠繼



131

島津忠國 (一)



130

島津忠國 (一)



135

島津忠治 (一)



134

島津忠廣 (一)



133

島津忠治



138

島津忠良(日新)



137

島津忠嘉



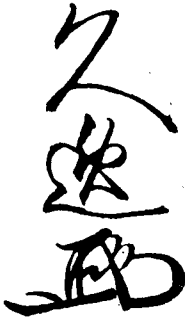
136

島津忠昌



141

島津久逸



140

島津常久



139

島津立久



144

島津久馮



143

島津久通



142

島津久薰



147



(三)

146



(二)

145



島津久豊 (一)

150



(二)

149



島津久元 (一)

148



島津久茂

153



(二)

152



島津久慶 (一)

151



島津久保

156



島津元久

155



(二)

154



島津宗久 (一)

159



(二)

158



島津守久 (一)

157



島津師久

162



島津義久 (一)

161



島津義虎

160



島津運久

165

守政



164

沙弥某



163

(二)



168

重令



167

取竜



166

守邦



171

昌和



170

少式冬資



169

少式貞頼



174



(二)

173



進藤長治 (一)

172



津興

177



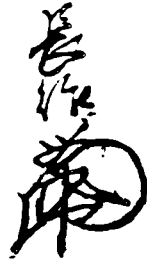
(五)

176



(四)

175



(三)

180



信梁

179



進藤光盛

178



進藤長英

183

宗
安



182

盛
朗



181

(青巖寺) 政
遍



186

尊
朝
法
親
王
(一)



185

宗
養



184

宗
祇



189

尊
朝
力
最
胤
力



188

(三)



187

(二)



泰朝

190



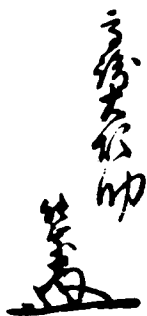
高崎能乘 (一)

191

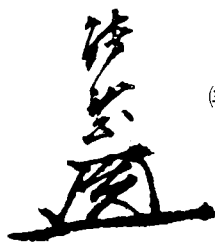


(二)

192



193



瀧間宗運

194



長壽

195



(三)

196



東郷重盛

197



道澄

198



201

中野 歳信



200

長倉 祐省



199

徳川 家康



204



(三)

203



(二)

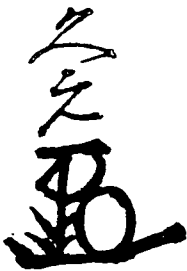
202

新納 忠元 (一)



207

新納 久元



206

新納 長住



205

新納 忠清



210

八重尾久重



209

仁礼頼景



208

新納弥七郎



213

畠山政長



212

畠山直顕



211

八重尾某



216

比志島国幸



215

比志島国隆



214

肥後盛行



219

平田兼宗

期

218

日野町資将

爲

217

(筑前守) 秀秋

物

222

(不断光院) 清誉

法
世

221

平田宗親

義
勲

220

平田光宗

光
宗
勲

225

星野鎮胤

鎮
胤

224

別府某

京
五

223

布施英基

英
基

228

北
郷
知
久



227

北
郷
時
久



226

北
条
義
時



231

本
多
正
純



230

本
田
親
歳



229

北
郷
久
加



234

本
田
宗
親



233

(二)



232

本
田
正
親

(一)



237

三原重庸



236

松尾頼元



235

町田久倍



240

村田経定



239

明真



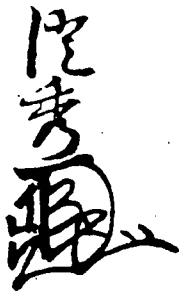
238

明見



243

森澄秀



242

村田経安



241

村田経平



246

山田有榮(昌巖)



245

盛房



244

毛利輝元



249

四辻季遠



248

祐身



247

山田有信(理安)



252

龍造寺家門



251

賴忠



250

賴金



255 某



254 某



253 某



258 某



257 某



256 某



鹿兒島県史料編さん関係者

調査課	副館長	館長	委員	顧問
中村千恵美	浜平公恵子	近藤真代	晋藤哲哉	四元和哉
新納教義	田島秀隆	山本千本	桑波田興	四本健光
桃園眞	桃園恵眞	百瀬	東京大学教授	前早稲田大学教授
聖心女子大学講師	大久保	竹内	今朝雄	理三謙
井上	田嶋	瀬戸	芳野	村野
明文	みちる	美奈子	久代	即正
虎雄	克夫	守次	芳野	村野

鹿兒島県史料

旧記雜録 後編6
附録1

昭和60年12月1日 印刷

非売品

昭和61年1月21日 発行

編集 鹿兒島県歴史資料センター黎明館

発行 鹿兒島県

印刷所

凸版印刷株式会社

東京都台東区台東1-5-1